

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和3年(2021年)5月12日作成)

[所管： 都市基盤部基盤管理課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市道路占用料条例	3-2	占用料の減免	A	A
2	豊中市道路占用料条例	4-2	占用料の分納許可	A	A
3	豊中市道路占用料条例	7	占用料の還付	A	A
4	豊中市道路占用料条例	9	延滞金の減免	A	A
5	豊中市道路占用規則	9-2	占用権の譲渡等の許可	A	A
6	豊中市法定外公共物管理条例	4	工事等の承認	A	A
7	豊中市法定外公共物管理条例	5	占用の許可	A	A
8	豊中市法定外公共物管理条例	9	占用料の減免	A	A
9	豊中市法定外公共物管理条例	10	占用料の還付	A	A
10	豊中市法定外公共物管理条例	11-3	延滞金の減免	A	A
11	豊中市法定外公共物管理条例	12	占用権の譲渡等の許可	A	A
12	道路法	24	道路管理者以外の者が行う工事の承認	B	A
13	道路法	32-1	道路の占用の許可	B	A
14	道路法	32-3	道路の占用の変更の許可	B	A
15	道路法	47-2①	特殊車両の運行許可	B	A
16	道路法	48-4①	自動車専用道路との連結・交差の許可	D	B
17	道路法	91-1	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	B	A
18	道路法	91-2	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可	B	A
19	車両制限令	12	特殊車両の通行認定	B	A
20	地方自治法	238-4⑦	行政財産の目的外使用許可	A	B
21	豊中市財産条例	9	使用料の減免	D	B

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	占用料の減免	
根拠法令及び条項	豊中市道路占用料条例第3条2項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審査基準	関係条項	豊中市道路占用料施行規則第2条2項
	基準	<p>1 占用料の減免を許可する場合は、その占用が次の各号に該当する場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道が道路と交差して占用するとき。 (2) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込管の設置のため占用するとき。 (3) 街路灯又は防犯灯の設置のため占用するとき。 (4) 地先から雨水又は汚水を溝等に排水するために必要な排水管の埋設のために占用するとき。 (5) 道路に出入するために必要な路端、法敷のりじき又は側溝上を占用するとき。 (6) 土地区画整理によって築造される道路敷にある家屋でその移転を完了するまで占用するとき。 (7) 恒例による松かざり、祭典等のため臨時に占用するとき。 (8) 難視聴対策を目的とする有線テレビジョン放送施設の設置のため占用するとき。 (9) 道路の附属物又は公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加する電柱又は電話柱の設置のため占用するとき。 (10) 電柱又は電話柱の支線の設置のため占用するとき。 (11) バス停留所の上屋又はバス停留所標識の設置のため占用するとき。 (12) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。)が設ける簡易型携帯電話システムに係る無線基地局の設置のため占用するとき。 (13) 電柱、電話柱若しくは消火栓標識に添加する広告物(以下「添加広告物」という。)又は建物、塀その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加し、道路区域内に突出する広告物の設置のため占用するとき。 (14) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 (1997 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 20 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 9 年 (1997 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占用料の分納許可
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第4条2項
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審査基準	関係条項	豊中市道路占用料施行規則第4条第2項、第3項
	基準	<p>1 市長は、占用料が著しく多額に上り、その他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該会計年度内に限り、期日を定め2回の分納を許可することができる。</p> <p>2 分納を許可した場合の占用料は、年額を2分し、その納期は、次の各号の定めるところによる。ただし、当該納期の末日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合にあっては、当該各号の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期限とする。</p> <p>(1) 第1期 4月1日から9月30日までの分 4月1日から同月30日まで</p> <p>(2) 第2期 10月1日から翌年3月31日までの分 10月1日から同月31日まで</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 20日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>經由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占用料の還付
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第7条
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	道路法第71条第2項、道路占用規則第8条、豊中市道路占用料条例第3条2項、道路占用料施行規則第2条第2項
	基準	<p>1 既納の占用料は、還付しない。但し、次の各号に該当するときは、許可又は取消のあった日の属する翌月分又は翌日分から還付する。</p> <p>(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。</p> <p>① 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>② 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>③ 道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 市長が占用の変更を許可したことにより過納となったとき。</p> <p>(3) 占用料の減免を許可したとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		延滞金の減免
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第9条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	<p>延滞金の減免については、原則として認めない。 ただし、減免を認めるときは次の場合によるものとする。</p> <p>市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占有権の譲渡等の許可
根拠法令及び条項		豊中市道路占有規則第9条2項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占有係
審査基準	関係条項	
	基準	基準を定めていない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 20日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		工事等の承認
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第4条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基準	「道路法第24条の承認及び第91条の6項の許可にかかる審査基準について」（平成6年9月30日道政発第49号）に準じる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年（2008年）6月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日 （注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成20年（2008年）6月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占用の許可
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第5条
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基準	法定外公共物の管理に関する要綱第3条第3項に定める基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年(2008年)6月20日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成20年(2008年)6月20日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第9条
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審査基準	関係条項	豊中市法定外公共物管理条例施行規則第7条第3項
	基準	<p>1 占用料の減免を許可する場合及びその減免割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道が法定外公共物と交差して占用する場合 免除</p> <p>(2) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込管の設置のため占用する場合 免除</p> <p>(3) 街路灯又は防犯灯の設置のため占用する場合 免除</p> <p>(4) 地先から雨水又は汚水を溝等に排水するために必要な排水管の埋設のために占用する場合 免除</p> <p>(5) 道路に出入するために必要な路端、法敷のりじき又は側溝上を占用する場合 免除</p> <p>(6) 道路に出入するために必要な通路橋を設置して水路上を占用する場合(有効幅員が4メートル以下のものに限る。) 免除</p> <p>(7) 恒例による松かざり、祭典等のため臨時に占用する場合 免除</p> <p>(8) 難視聴対策を目的とする有線テレビジョン放送施設の設置のため占用する場合 免除</p> <p>(9) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設の設置のため占用する場合 免除</p> <p>(10) 道路の附属物又は公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加する電柱又は電話柱の設置のため占用する場合 2分の1減</p> <p>(11) 電柱又は電話柱の支線の設置のため占用する場合 2分の1減</p> <p>(12) バス停留所の上屋又はバス停留所標識の設置のため占用する場合 2分の1減</p> <p>(13) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。)が設ける簡易型携帯電話システムに係る無線基地局の設置のため占用する場合 3分の2減</p> <p>(14) 電柱、電話柱若しくは消火栓標識に添加する広告物(以下「添加広告物」という。)又は建物、塀その他法定外公共物</p>

		<p>区域外の工作物若しくは物件に添加し，法定外公共物区域内に突出する広告物の設置のため占用する場合 10 分の 3(添加広告物のうち，巻付広告物については，20 分の 13) 減</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認める場合 その都度市長の定める割合</p> <p>2. 法定外公共物の管理に関する要綱第 5 第 4 項に定める場合</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 (2008 年) 6 月 20 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 20 年 (2008 年) 6 月 20 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占用料の還付
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第10条
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	<p>1. 既納の占用料は、還付しない。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第17条第2項の規定により占用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 市長が占用の変更を許可したことにより過納となったとき。</p> <p>(3) 前条の規定により占用料を減免したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年(2008年)6月20日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日 (注: 休日は含まない)
	内 訳	<p>經由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成20年(2008年)6月20日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		延滞金の減免
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 1 1 条第 3 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	<p>延滞金の減免については、原則として認めない。 ただし、減免を認めるときは次の場合によるものとする。</p> <p>市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		占有権の譲渡等の許可
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第12条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占有係
審 査 基 準	関係条項	
	基準	基準を定めていない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年（2008年）6月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成20年（2008年）6月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
根拠法令及び条項	道路法第 2 4 条	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	道路法第 2 4 条の承認及び第 9 1 条の 6 項の許可にかかる審査基準について（平成 6 年 9 月 3 0 日道政発第 4 9 号）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 2 0 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

建設省道政発第四九号
平成六年九月三〇日

各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・道路関係四公団の長・各都道府県知事・各政令指定市長あて

道路局長通知

道路法第二四条の承認及び第九一条第一項の許可に係る審査基準について

標記について、行政手続法(平成五年十一月二日法律第八八号)が本年一〇月一日から施行されることに伴い、同法第五条において審査基準を定めることとされているため、「承認工事審査基準(案)」(別紙一1)及び「道路予定区域における許可行為の審査基準(案)」(別紙一2)によりその指針を定めたので、貴職において、承認及び許可(以下「承認等」という。)の審査基準を定めるに際し、左記事項と併せて参考とされたい。

なお、都道府県にあっては、貴管下道路管理者(地方道路公社を含む。)に対しても、この旨周知願いたい。

記

1 審査基準の制定について

「承認工事審査基準(案)」及び「道路予定区域における許可行為の審査基準(案)」は、一般的な審査基準として定めたものである。

なお、「承認工事審査基準(案)」については、地方の特殊性、工事の態様等に応じて、本基準と異なった基準を定めることは差し支えないものであること。

2 審査基準制定の際の留意事項

審査基準の制定に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 審査基準の具体化について

審査基準は、承認等の先例のないもの、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって審査基準を定めることが困難な場合を除いてはできる限り具体的な基準とすること。

なお、これら承認等の先例のないもの等、当面審査基準を定めることが困難な場合にあっても、今後、申請事例の蓄積により、審査基準の具体化に努めていくこと。

(2) 審査基準の公表について

審査基準を定めた場合には、事務所等の申請受け窓口に備え置くことや申請者の求めに応じて提示するなどにより、公にしておくこと。

別紙一1

承認工事審査基準(案)

1 車両出入口の承認基準

(1) 乗入幅は乗入規格表(別表第1)のとおりとする。

(2) 乗入口の構造は、別図第2—1から別図第2—5並びに別表第2の歩道改築標準図及び舗装厚表によること。

(3) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について一箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、二箇

所まで承認することができる。

(4) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。

- a 横断歩道の中及び前後五m以内の部分。
- b トンネルの前後各五〇m以内の部分。
- c バス停留所、路面電車の停留場の中、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各一〇m以内の部分。
- d 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から五m以内の部分。
- e 交差点(総幅員七m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から五m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- f バス停車帯の部分。
- g 橋の部分。
- h 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

(6) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として二mの間隔をとるものとする。

(7) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。

(8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

*) 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(4)のbからd、fは適用しないことができるものとする。

2 法面埋立、切取等の承認基準

(1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえで、構造、勾配に整合させること。

(2) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。但し既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。

(3) 盛土の場合は、良質土(道路管理者が定める)をもって盛土すること。

(4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。

(5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。

(6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。

(7) 法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。

(8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

(9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

3 その他の承認工事の承認基準

前項以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

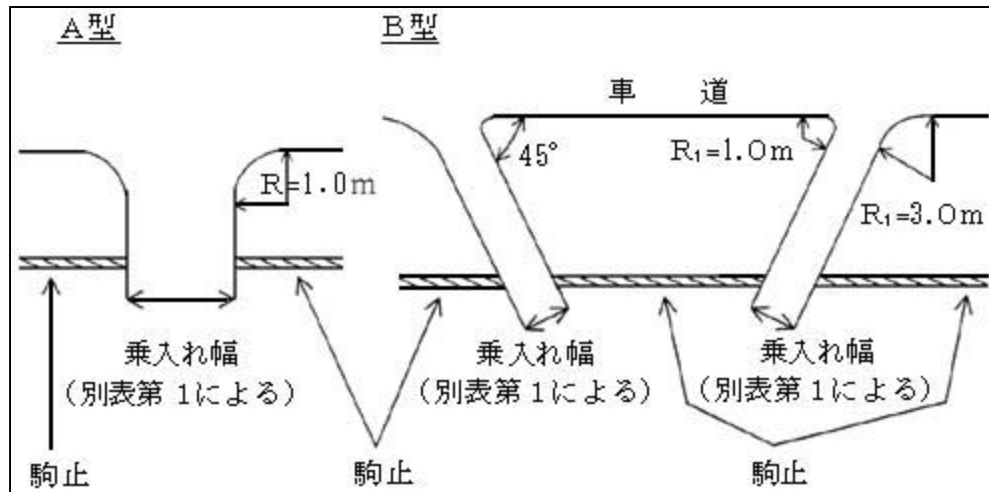
単位：m

型式	車種	A型	B型
		幅	幅
I種	乗用、小型貨物自動車	4.0	—
II種	普通貨物自動車等(6.5t以下)	8.0	7.0
III種	大型及び中型貨物自動車等(6.5tをこえるもの)	12.0	8.0

(注) A型、B型は歩道改築標準図のA型、B型をいう。

- (1) 取付方法については、別図第1を標準とし特殊な箇所については別途考慮することができる。
- (2) 出入する車種の最大のものを適用する。
- (3) 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- (4) 乗入幅の数値はA型、B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
- (5) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。

別図第1



別表第2

舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

単位：cm

種別	車種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装	
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度
I種	乗用、小型貨物自動車	15	10	5	25
II種	普通貨物自動車等	20	20	5	25
III種	大型及び中型貨物自動車等	25	25	5	30

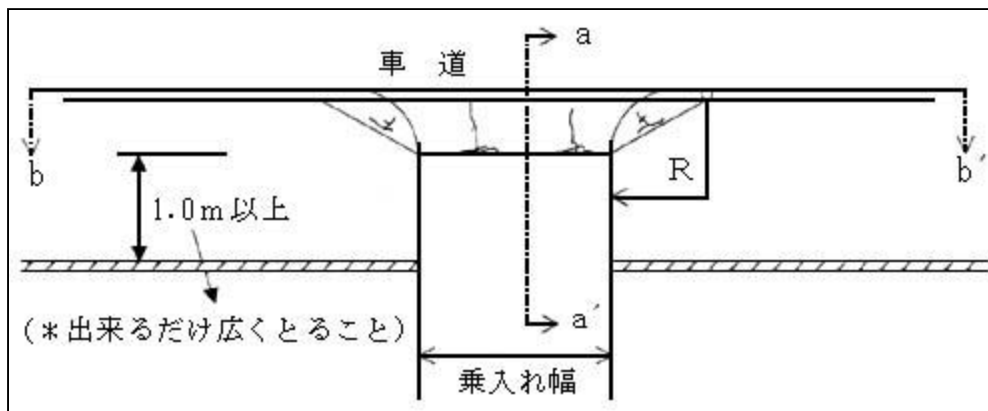
(注)

- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用する。
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28} = 210\text{kgf/cm}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- (4) 路床土は良質土を用いるものとする。
- (5) 路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーランを用いるものとする。
- (6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

別図第2—1 A型

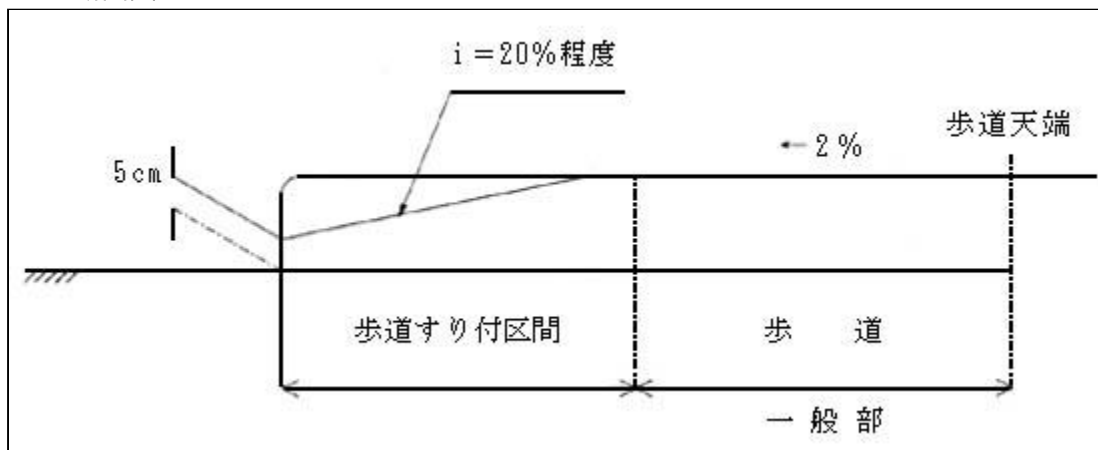
歩道幅員が約2.5m以上の場合

平面図

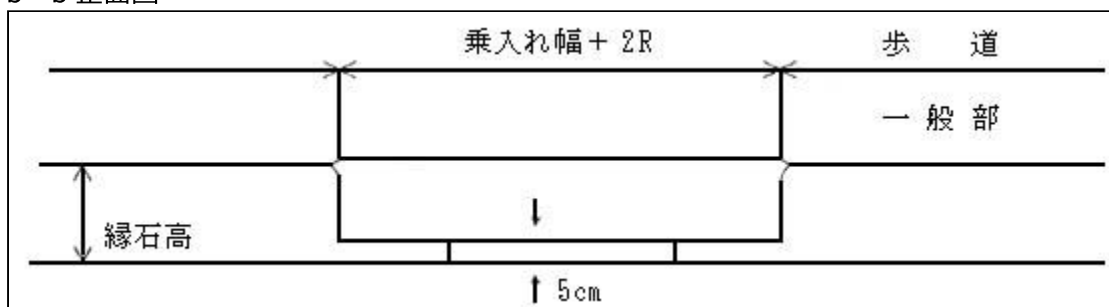


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。

a—a'断面図



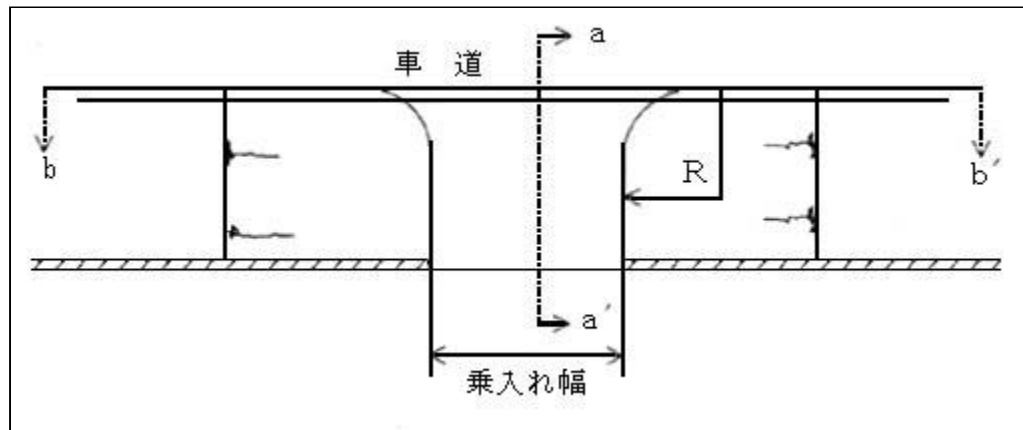
b—b'正面図



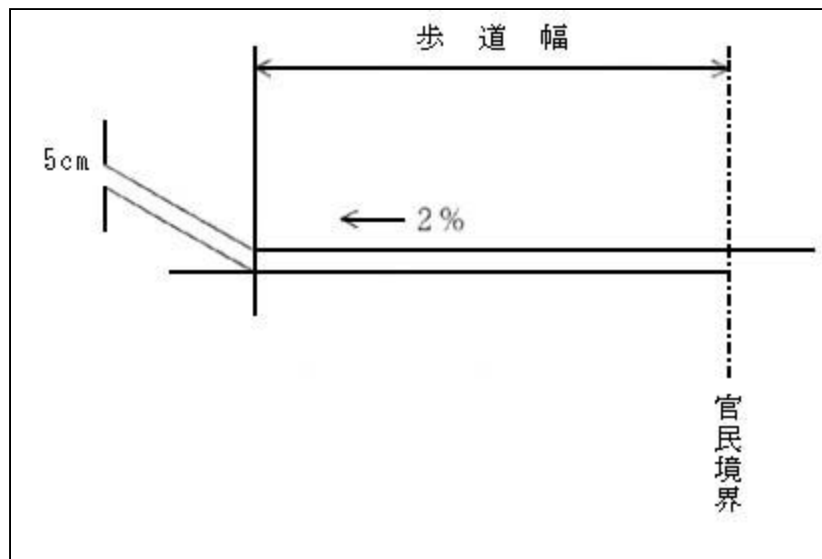
別図第2—2 A型

歩道幅員が約2.5m未満で民地が低い場合

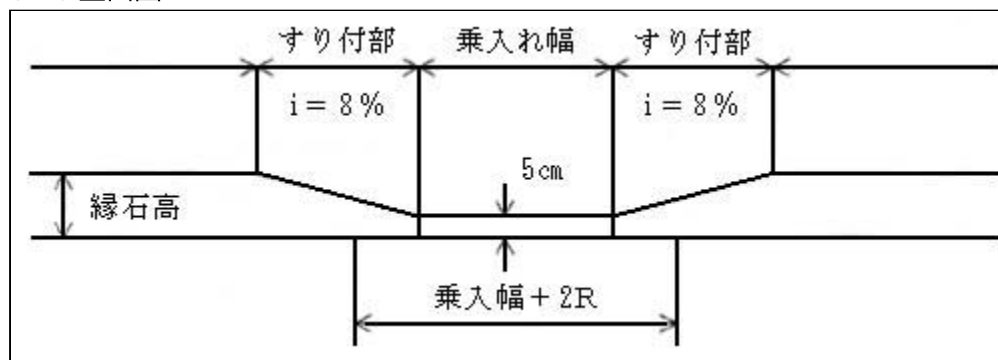
平面図



a—a'断面図



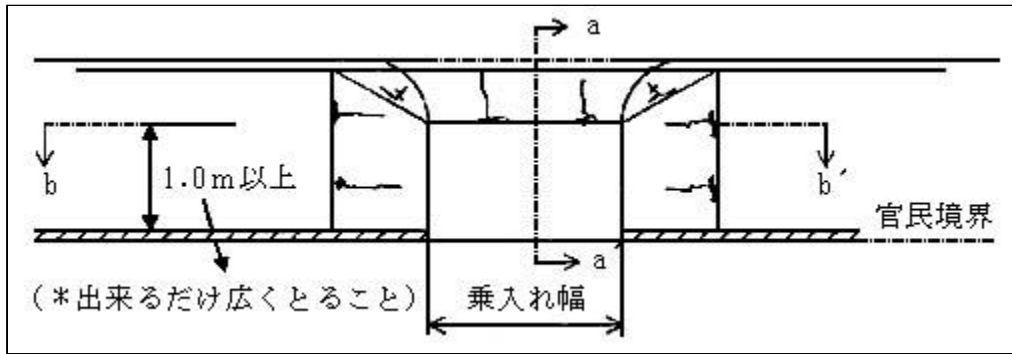
b—b'正面図



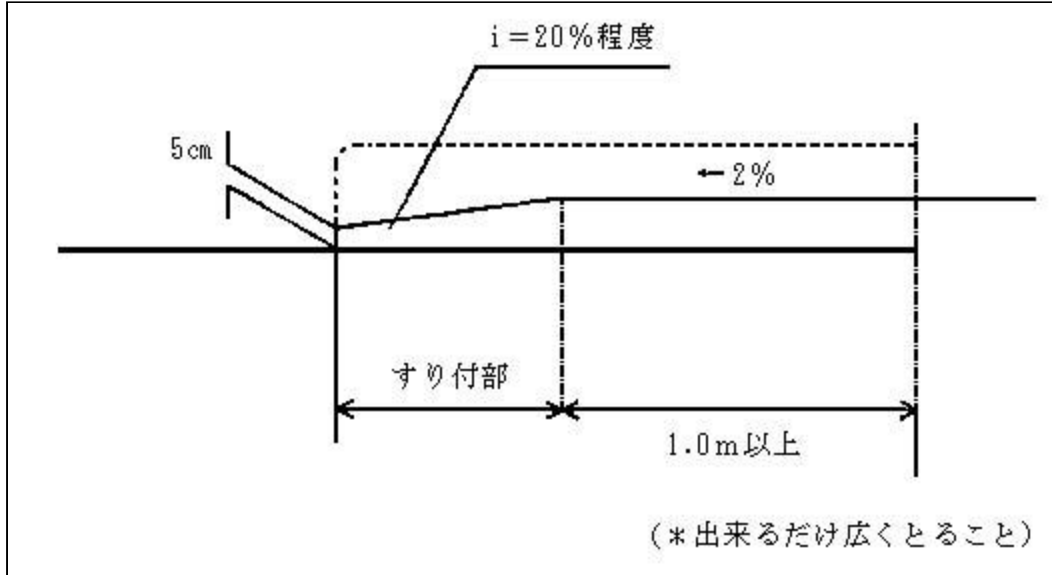
別図第2—3 A型

歩道幅員が約2.5m未満の場合

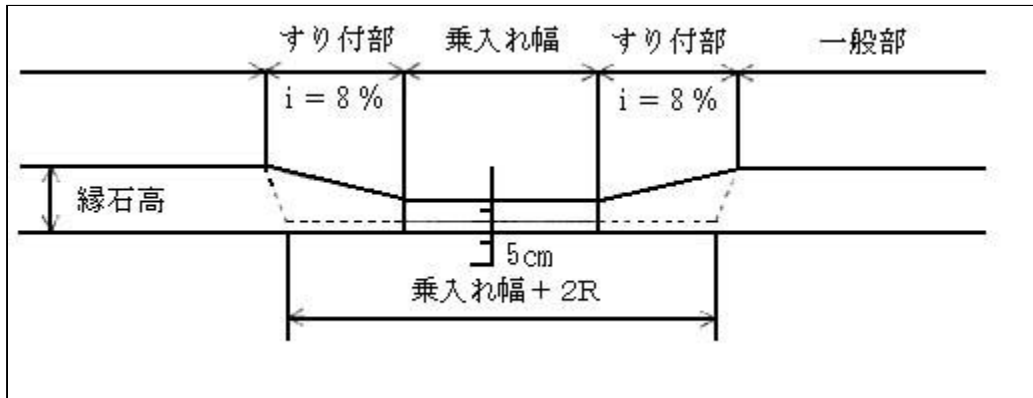
平面図



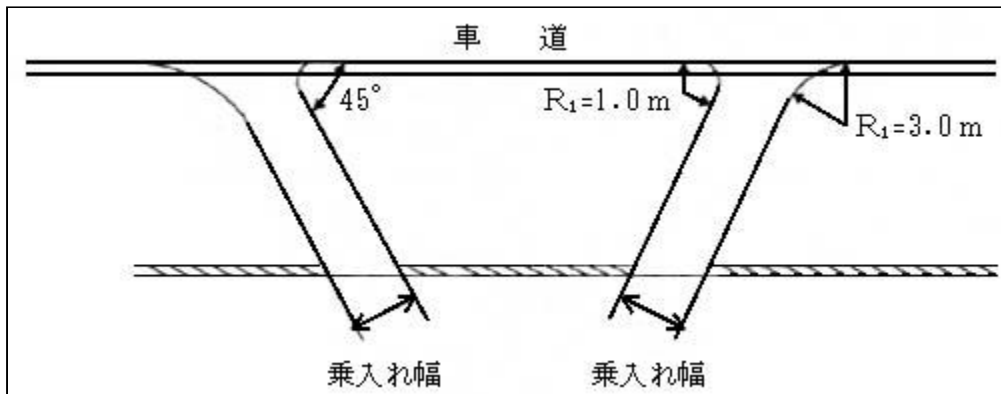
a-a'断面図



b-b'正面図



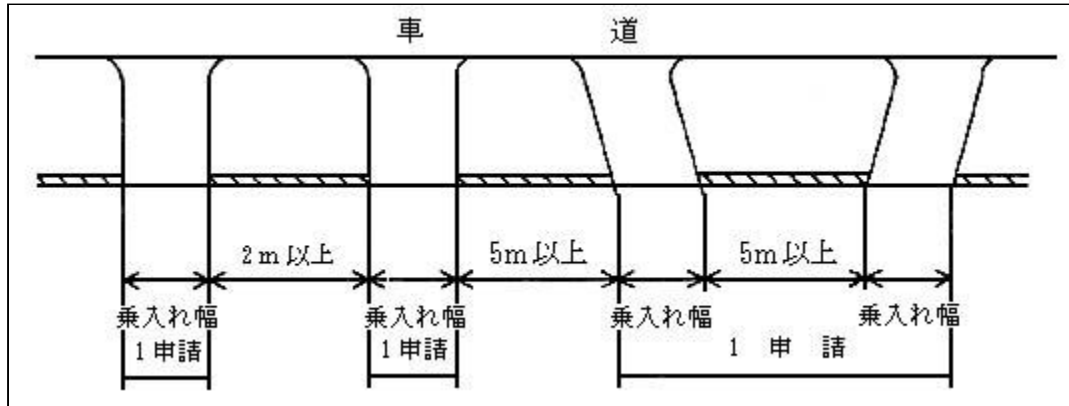
別図第2-4 B型



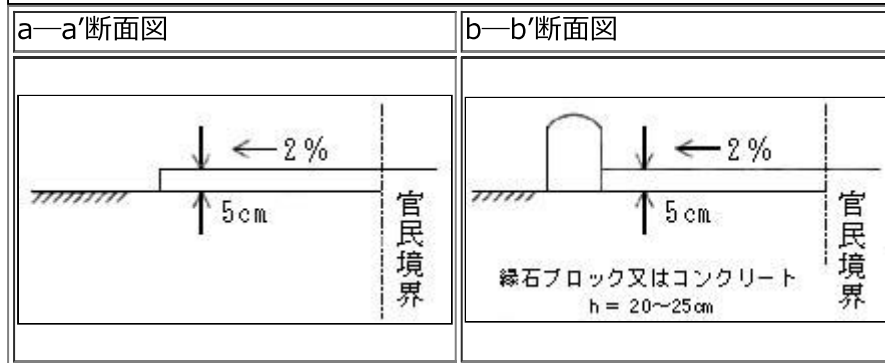
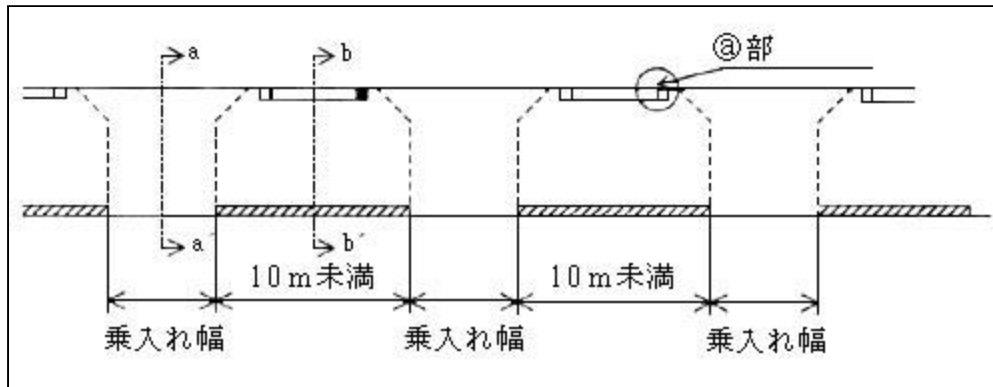
(注) 正面図、断面図はA型に同じ

別図第2—5

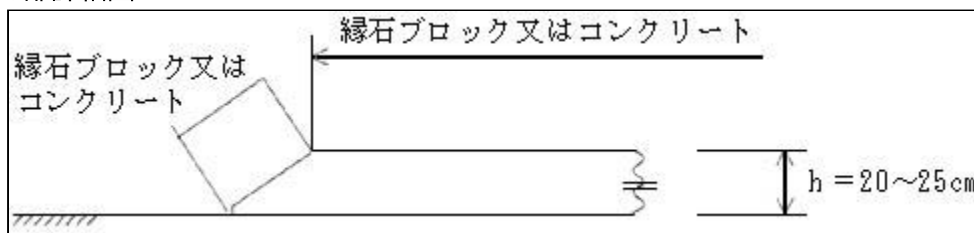
乗入間口の間隔は、A型は2.0m以上B型は5.0m以上とする。



乗入間口間隔が10m未満となる場合には、歩道高さと乗入間口高さは同一とする。



a部詳細図



別紙—2

道路予定区域における許可行為の審査基準(道路法第九条第一項)(案)

道路予定区域における許可を行うに当たっては、

- ・当該道路工事の施行時期
- ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法
- ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容(構造、移転除却の難易度等を含む)及び期間

・当該道路予定区域の従来の利用方法

等を総合的に勘案して判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができるものであること。

なお、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で以下に掲げる場合には原則として許可するものとする。

- 1) 非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更
- 2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更
- 3) 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- 4) 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更

All Rights Reserved, Copyright (C) 2003, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	道路の占用の許可	
根拠法令及び条項	道路法第 3 2 条第 1 項	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審 査 基 準	関係条項	
	基準	道路法施行令第 9 条～第 1 6 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 7 道路占用関係通達集 第 2 章 占用許可基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	道路の占用の変更の許可	
根拠法令及び条項	道路法第 3 2 条第 3 項	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審 査 基 準	関係条項	
	基準	道路法施行令第 9 条～第 1 6 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 7 道路占用関係通達集 第 2 章 占用許可基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特殊車両の運行許可	
根拠法令及び条項	道路法第 47 条の 2 第 1 項	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審査基準	関係条項	
	基準	特殊車両通行許可限度算定要領について (昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 99 号、道企発第 57 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年 (2004 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 6 年 (2004 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

特殊車両通行許可限度算定要領

(目次)

第一章 総則

- 1・1 目的
- 1・2 適用する道路
- 1・3 車両の分類
- 1・4 通行条件の区分
- 1・5 道路情報便覧の使用

第二章 許可車両の寸法の算定

- 2・1 許可車両の幅の算定
- 2・2 許可車両の高さの算定
- 2・3 許可車両の長さの算定

第三章 許可車両の重量の算定

- 3・1 用語の定義
- 3・2 部材の許可限度重量の算定
- 3・3 基本図
- 3・4 基本補正係数
- 3・5 車体構造を異にする車両の許可限度重量
- 3・6 橋梁等の許可限度重量の算定
- 3・7 経路の許可限度重量の算定

別紙(1) 許可車両の長さの算定図表

別紙(2) 許可限度重量算定図表

別紙〔附〕 許可限度重量の簡易算定方法

第一章 総則

1・1 目的

この要領は、道路法(以下「法」という。)第47条の二第一項の規定に基づき道路管理者が通行を許可することができる車両(以下「許可車両」という。)の寸法および重量を算定することを目的とする。

1・2 適用する道路

道路法の道路とする。

1・3 車両の分類

許可車両の寸法および重量を算定する場合においては、車両の分類は、表-1・1 に定めるところによる。

表-1・1 車両の分類

分類		例示
単車		トラック トラッククレーン 建設機械類
連結車	セミトレーラ	海上コンテナ運送用車両 一般雑貨運送用車両 重量物運送用車両 ポールトレーラ
	フルトレーラ	一般雑貨運送用車両(ダブルスを含む。)

1・4 通行条件の区分

許可車両の寸法および重量を算定する場合においては、通行条件の区分は、表-1・2 に定めるところによる。

表-1・2 通行条件の区分

区分 記号	内容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ、二車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	

(注) 「連行禁止」とは、二台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。

1・5 道路情報便覧の使用

許可車両の寸法および重量を算定するため必要があるときは、この要領のほか、昭和 49 年 6 月 20 日付け、建設省道交発第 22 号道路局長通達により整備された道路情報便覧を使用すること。

第二章 許可車両の寸法の算定

許可車両の寸法は、申請に係る道路の狭小幅員箇所、交差点(屈折部を含む。以下同じ。)、曲線部、トンネルおよび跨道橋下等の箇所の状況等に応じ、次の方法により算定するものとする。

2・1 許可車両の幅の算定

許可車両の幅は、原則として 3.5m 以下とし、かつ、表-2・1 に定めるところにより算定した値とする。

2・2 許可車両の高さの算定

許可車両の高さは、原則として 4.3m 以下とし、かつ、表-2・1 に定めるところにより算定した値とする。この場合において、当該値は、当該車両の通行位置における車道面から構造物、施設等までの高さから 0.2m を差し引いたものとする。

2・3 許可車両の長さの算定

許可車両の長さは、原則として表-2・2 に定める値以下とし、かつ、表-2・1 に定めるところにより算定した値とする。この場合において、道路管理者は、当該車両について交差点における通行の可否を別紙(1)の図-1 により、または曲線部における通行の可否を別紙(1)の図-2 により検討するものとする。

表-2・1 通行条件別許可限度寸法

通行条件	許可車両の幅の限度		許可車両の高さの限度		許可車両の長さの限度		
	分離道路	非分離道路	分離道路	非分離道路	曲線部		
					分離道路	非分離道路	交差点
A	(車道幅員) - 3.0 m	{ (車道幅員) - 0.5 m } / 2	車道上のいずれの位置においても通行できる車両の高さ		別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1 および	

					1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が{(車道幅員)-3.0m}以下の車両の長さ	図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が[{(車道幅員)-0.5m}/2]以下の車両の長さ	
B	(車道幅員) - 1.0 m	(車道幅員) / 2	進行方向の車道部の中央位置において通行できる車両の高さ	車道の中央の左側で通行できる車両の高さ	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が{(車道幅員)-1.0m}以下の車両の長さ	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が{(車道幅員) / 2}以下の車両の長さ	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1による。ただし、交差点の形状と図-1を照合して許可車両が対向車線をおかさず、右折または左折できる長さ
C	車道幅員	車道幅員	道路の中央位置において通行できる車両の高さ		別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が(車道幅	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1による。ただし、交差点の形状と図-1を照合して許可車両が対向

				両占有幅が (車道幅 員)以下の 車両の長さ	員)以下の車 両の長さ	車線を占有 すれば、右 折または左 折できる長 さ
--	--	--	--	---------------------------------	----------------	---------------------------------------

(注) 1 分離道路とは、車線が往復の方向別に物理的に分離され、または白色の実線で分離されている道路（通常4車線以上の道路）および一方通行の道路をいう。

2 非分離道路とは、分離道路以外の道路をいう。

3 交差点部のA条件については、車両の寸法の大小に関係なく、無条件で通過することは考えることはできないので、空欄とする。

表-2・2 許可車両の長さの限度

単位：m

車両の分類		限度
単車		16.0
連結車	セミトレーラ	17.0
	フルトレーラ(ダブルスを除く。)	19.0
	ダブルス	21.0

第三章 許可車両の重量の算定

許可車両の重量は、申請に係る橋、高架の道路等(以下「橋梁等」という。)について原則として、3・2、3・5、3・6および3・7に定める方法により算定する。

3・1 用語の定義

(1) 許可限度重量(W)：許可車両の総重量をいう。

(1)の1 部材の許可限度重量：橋梁等の部材ごとに許可限度重量を求めた値をいう。

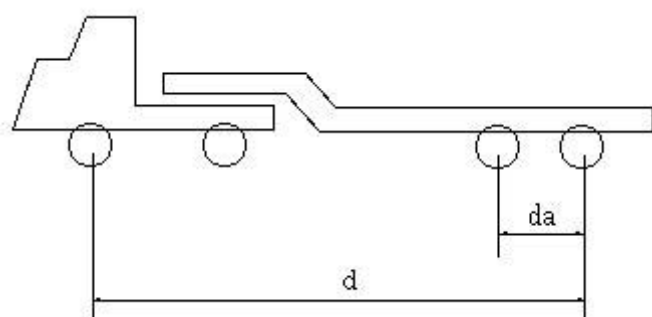
(1)の2 橋梁等の許可限度重量：一の橋梁等について求めた部材の許可限度重量のうち、最小値をいう。

(1)の3 経路の許可限度重量：申請経路における全ての橋梁等について求めた許可限度重量の最小値をいう。

(2) 基本図：橋梁等の主要部材の種類(主げた、横げた、縦げた、および床版)のそれぞれについて車両の分類ごとに橋梁等の部材に生ずる応力が、昭和三一年制定の鋼道路橋設計示方書による一等橋の設計活荷重(以下「TL-二〇設計荷重」という。)と等価となる車両の総重量又は軸重を通行条件の区分別に図示したもので、部材の許可限度重量を求めるための基本となるものをいう。

- (3) 基本総重量(W')：橋梁等の主要部材ごとにそれぞれの代表的支間(主げたにおいては60mのもの、横げたにおいては6mのもの、縦げたにおいては8mのもの、床版においては4mのものをいう。以下同じ。)について生ずる応力が TL-20 設計荷重と等価となる車両の総重量をいう。
- (4) 基本軸重(P_a)：床版の代表的支間について生ずる応力が TL-20 設計荷重と等価となる車両の軸重をいう。
- (5) 最遠軸距(d)：車両の最前軸と最後軸との軸間距離(図3・1)をいう。
- (6) 隣接軸距(d_a)：最大軸重軸と隣り合う軸との軸間距離(図3・1)をいう。

図-3・1 最遠軸距(d)および隣接軸距(d_a)



- (7) 軸重配分比(d)：申請総重量(W_b)を当該車両の申請軸重のうち最大の軸重(P)で除した値をいう。
- (8) 補正係数(K)：部材の許可限度重量を求めるために、基本図から求めた値を補正する係数をいい、基本補正係数のそれぞれの値を乗じたものをいう。
- (9) 基本補正係数($k_1 \sim k_5$)：補正係数を求めるための基本となる係数をいう。
- (9)の1 k_1 ：設計示方書および橋格の相異による設計活荷重に関する補正および支間等の相異による補正を行うための係数をいう。
- (9)の2 k_2 ：設計応力度と実応力度の相異による補正を行うための係数をいう。
- (9)の3 k_3 ：路面の凹凸等の状況による補正を行うための係数をいう。
- (9)の4 k_4 ：部材の腐食、損傷等の程度および断面の過不足等による補正を行うための係数をいう。
- (9)の5 k_5 ：交通状況および将来の供用期待年数等による補正を行うための係数をいう。

3・2 部材の許可限度重量の算定

部材の許可限度重量は、部材ごとに次の方法により算定する。

- (1) 主げた、横げたおよび縦げた

$$W = W' \times K$$

(この式において、 W 、 W' および K は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

W=主げた、横げたおよび縦げたのそれぞれの許可限度重量

W' =基本図 I から求めた基本総重量

K=次式により求めた補正係数

$K=k1 \times k2 \times k3 \times k4 \times k5$

(2) 床版

$W=W' \times K=Pa \times \alpha \times K$

(この式において W, W' , Pa, α および K はそれぞれ次の数値を表わすものとする。

W=床版の許可限度重量

$W' =Pa \times \alpha$

Pa=基本図 II から求めた基本軸重

$\alpha = \text{申請車両の総重量} / \text{申請車両の申請軸重の最大値} = Wb / P$

$K=k1 \times k2 \times k3 \times k4 \times k5$

3・3 基本図

基本図は、別紙(2)に示すものとし、その種類は表-3・1に示すものとする。

表-3・1 基本図の種類

基本図番号	車両の分類	部材	求める値	変数
I-1	単車	主げた 横げた 縦げた	W'	d
I-2	セミトレーラ	主げた 横げた 縦げた	W'	d
I-3	フルトレーラ	主げた 横げた 縦げた	W'	d
II-1	全車両	床版	Pa	da

3・4 基本補正係数

基本補正係数は、別紙(2)に示すものとし、その種類は表-3・2に示すものとする。

表-3・2 基本補正係数の種類

基本補正係数	補正内容	適用部材	基本補正係数表番号
k1	(設計荷重に関する補正) × (支間等に関する補正)	主げた 横げた・縦 げた	表-1、表-2 表-3、表-4 表-5、表-6

		床板	
k2	応力度に関する補正	全部材	表-7(注)
k3	路面状況に関する補正	全部材	表-8
k4	橋梁の腐食・損傷等の程度等による断面の過不足等に関する補正	全部材	-
k5	交通状況および将来の供用期待年数等に関する補正	全部材	-

3・5 車体構造を異にする車両の許可限度重量

3・5・1 車体幅を異にする車両

自動車の幅(以下「車体幅」という。)が、2.50mをこえる車両の主げたの許可限度重量は、通行条件Dの場合に限り3・2に定めるところにより求めた許可限度重量に表-3・3の係数 β を乗じた値とする。ただし、横げた、縦げたおよび床版の許可限度重量は、車体幅に関係なく三・二に定めるところにより求めた値とする。

図-3・2 Gのとり方

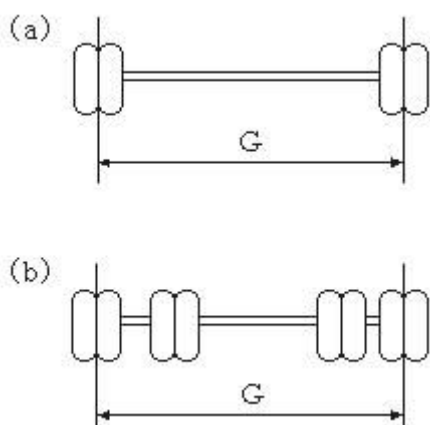


表-3・3 係数 β の値

最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離(G)	β の値
2.00m以下	1.00
2.01m～2.25m	1.05
2.26m～2.50m	1.10
2.51m～2.75m	1.15
2.76m～3.00m	1.20

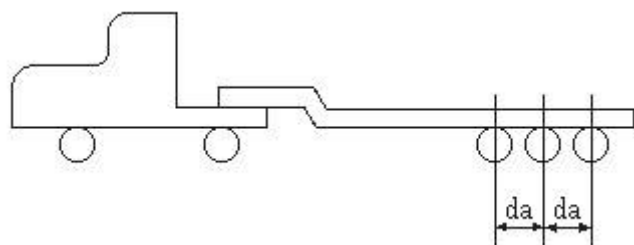
3・5・2 トリプル軸を有する車両

トリプル軸を有する車両の床版の許可限度重量は、次の式により算定する。

$$W = Pa \times 0.7 \times \alpha \times K$$

P_a は基本図 II により求めた値とする。

図-3・3 トリプル軸を有する車両



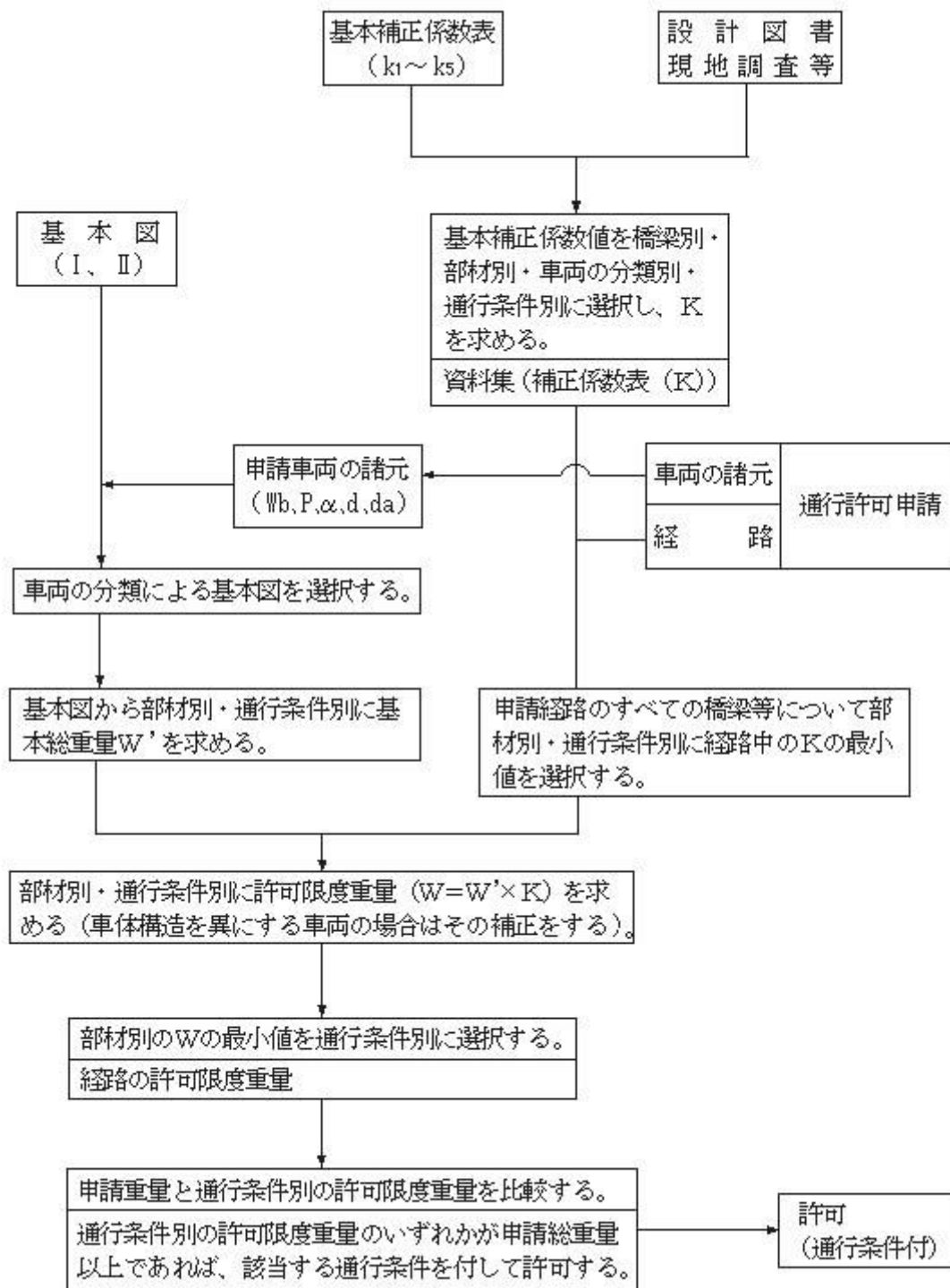
3・6 橋梁等の許可限度重量の算定

一の橋梁等の許可限度重量は、3・2および3・5に定めるところにより当該橋梁等について求めた部材の許可限度重量中の最小値とする。

3・7 経路の許可限度重量の算定

申請に係る経路の許可限度重量は、図-3・4に示す順序により求める。

図-3・4 経路許可限度重量の算定順序



別紙(1) 許可車両の長さの算定図表

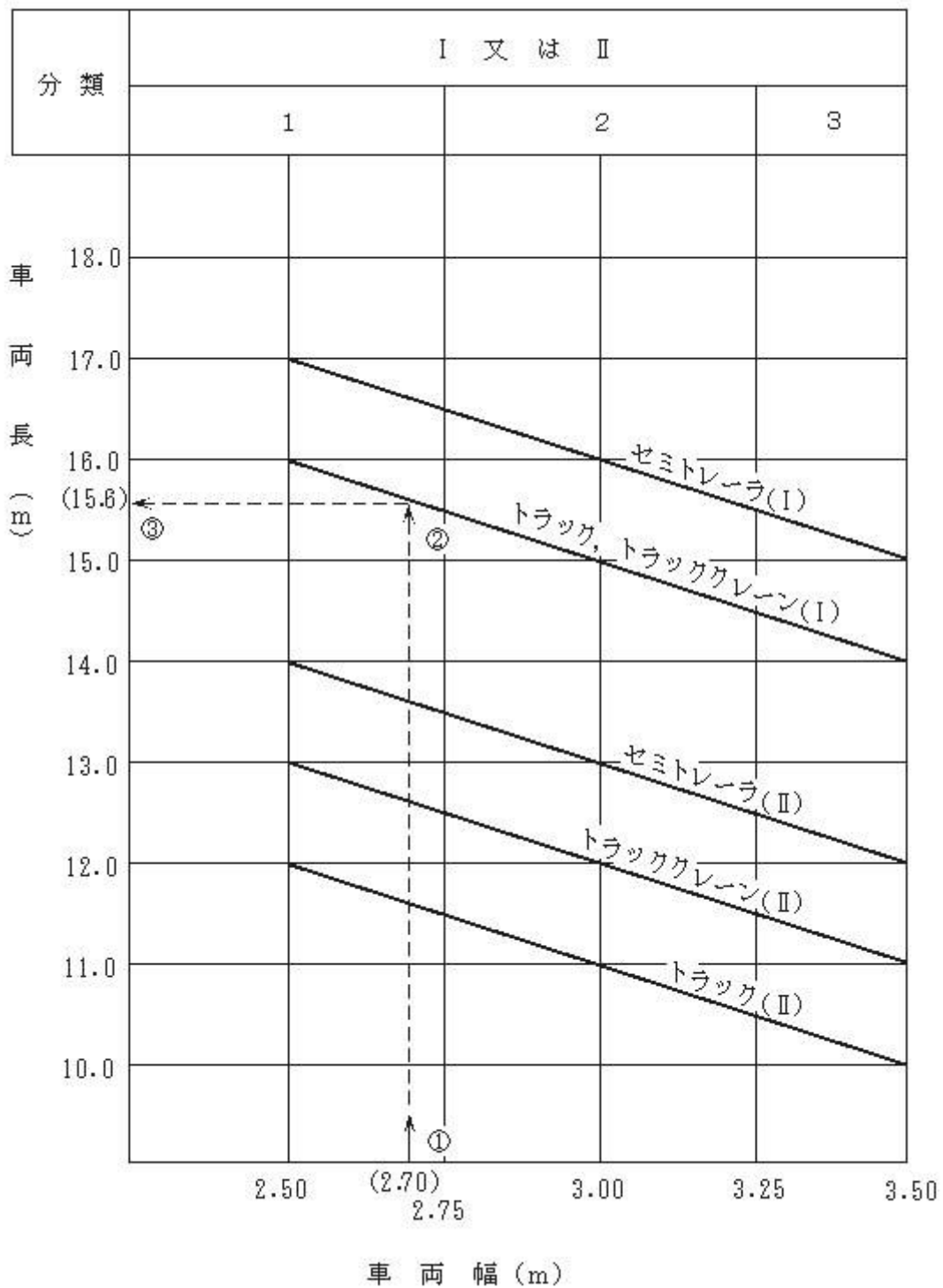
表-1 車両寸法による分類

単位：m

分類	I			II			III	IV
	1	2	3	1	2	3		
車両幅	2.50	3.00	3.50	2.50	3.00	3.50	2.50	通行 不可
トラック	$1 \leq 16.0$	$1 \leq 15.0$	$1 \leq 14.0$	$1 \leq 12.0$	$1 \leq 11.0$	$1 \leq 10.0$	$1 \leq 10.0$	
トラックク レーン	$1 \leq 16.0$	$1 \leq 15.0$	$1 \leq 14.0$	$1 \leq 13.0$	$1 \leq 12.0$	$1 \leq 11.0$	$1 \leq 11.0$	〃
セミトレー ラ	$1 \leq 17.0$	$1 \leq 16.0$	$1 \leq 15.0$	$1 \leq 14.0$	$1 \leq 13.0$	$1 \leq 12.0$	$1 \leq 12.0$	〃
フルトレー ラ	$1 \leq 19.0$	-	-	$1 \leq 16.0$	-	-	$1 \leq 14.0$	〃
ダブルス	$1 \leq 21.0$	-	-	$1 \leq 18.0$	-	-	-	〃

(注) 1 車両幅が上記分類の車両幅(2.50, 3.00, 3.50)と異なるときは、当該車両長は、補間により求めた長さとする。(次の例示参照)

2 1とは車両の長さをいう。



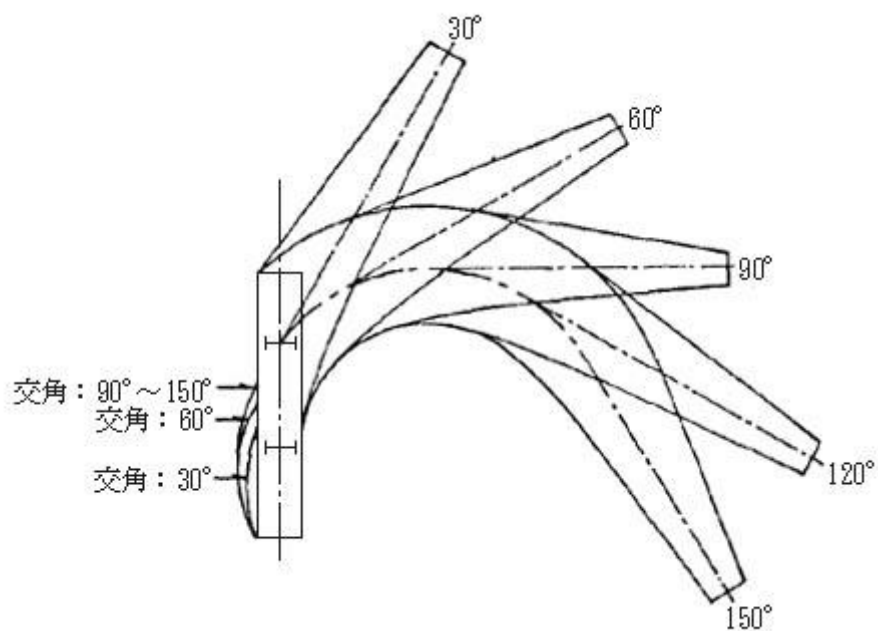
(注)

- 1 図面の矢線の番号 1)～3)の順序により、車両長さを見出す。
- 2 車両の分類 I、II とも 2.75 未満を 1、2.75～3.25 未満を 2、3.25 以上を 3 とする。

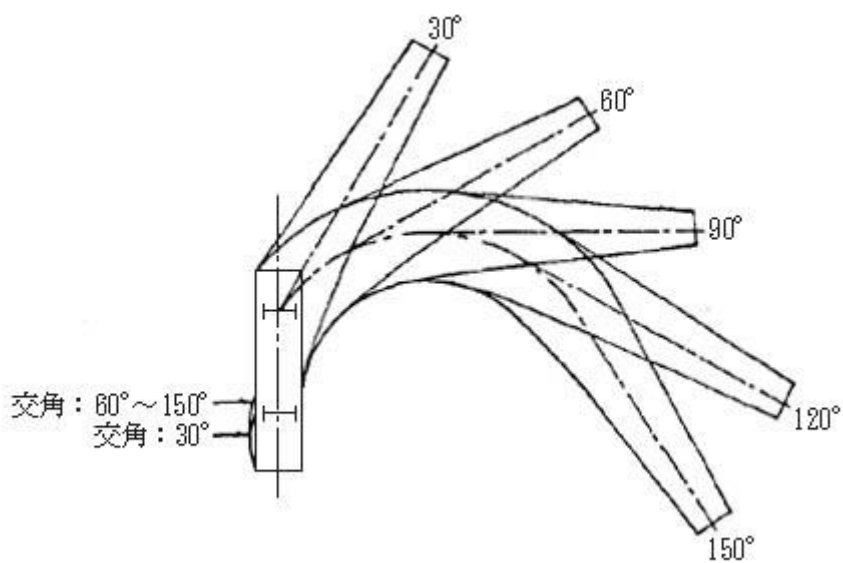
図-1 交差点における車両寸法による分類別軌跡図

縮尺：1/500

車両分類：I



車両分類：II



車両分類：III

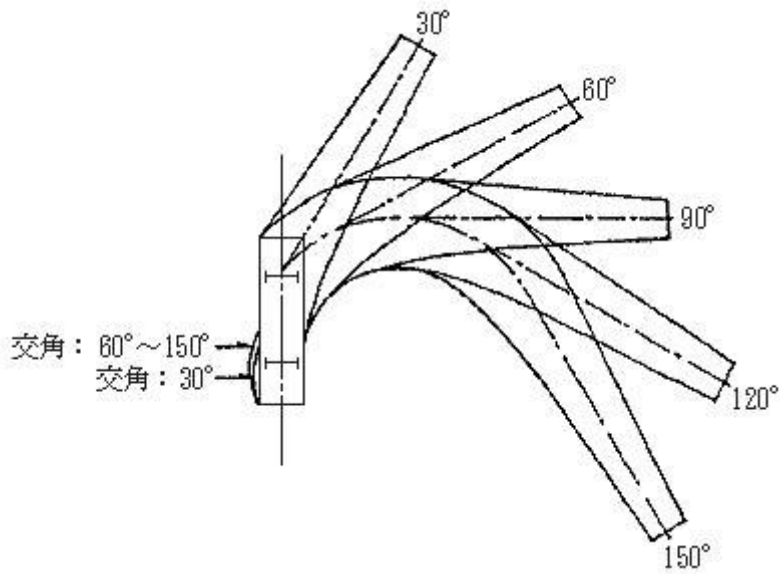
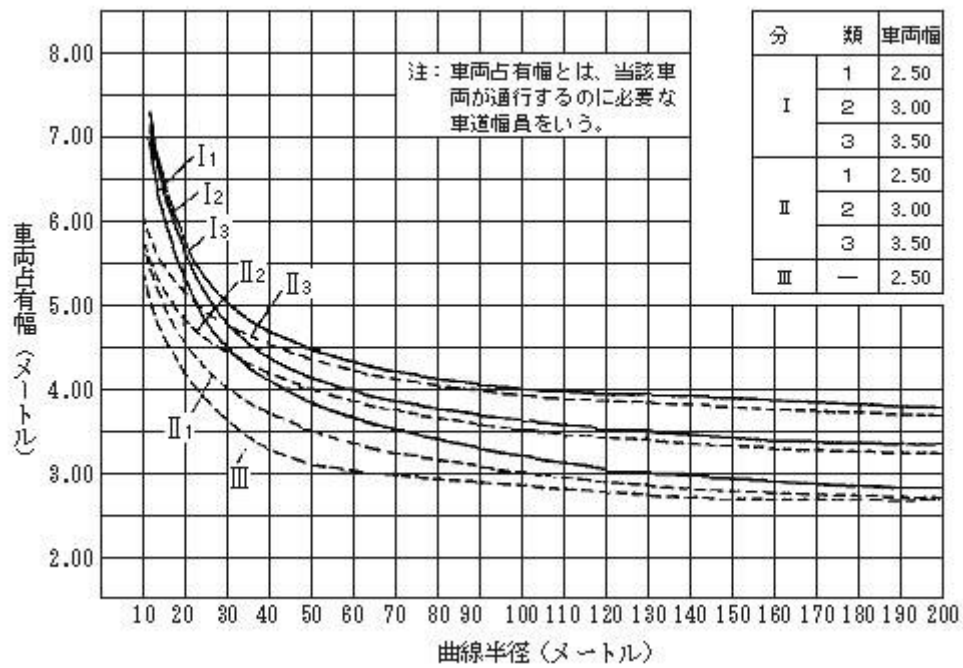


図-2 道路の曲線部における車両占有幅



別紙(2)

許可限度重量算定図表

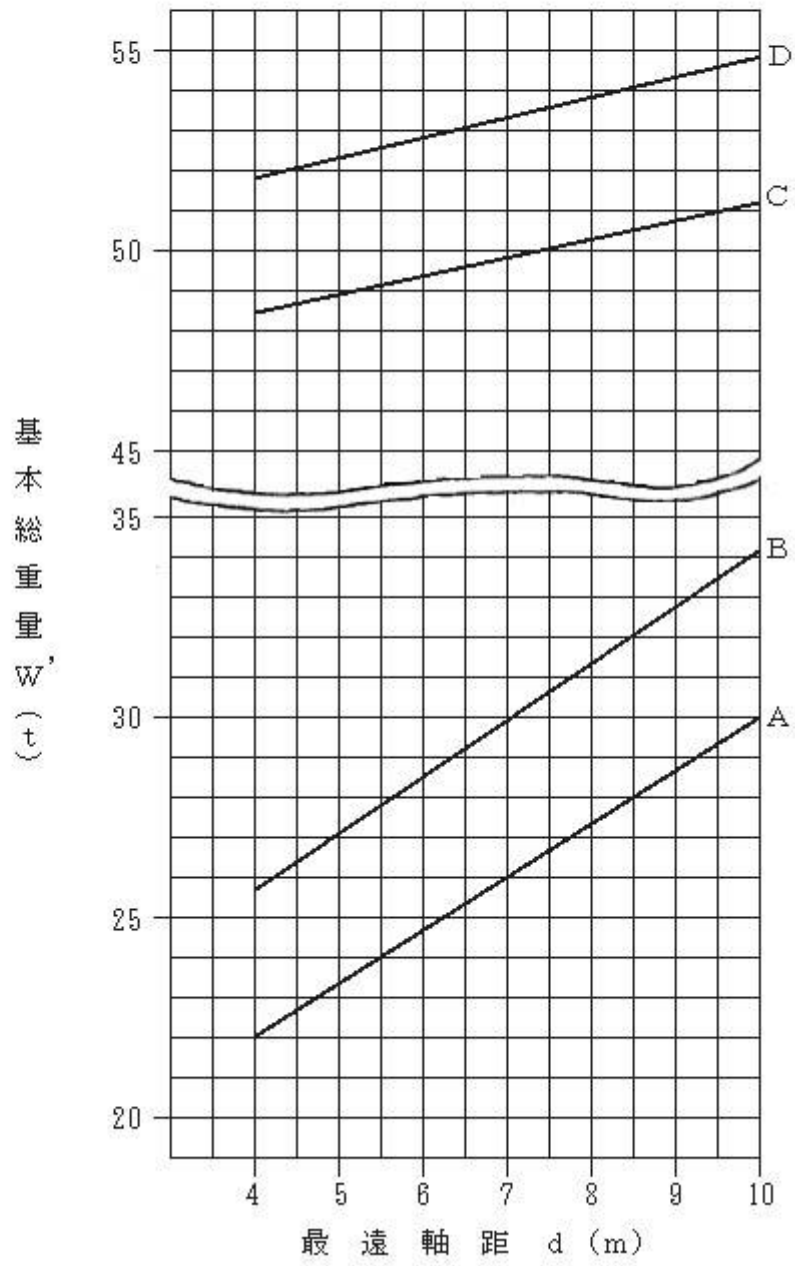
A 基本図

車両の分類	例示	使用する基本図	
		主げた・横げた・縦げた	未版

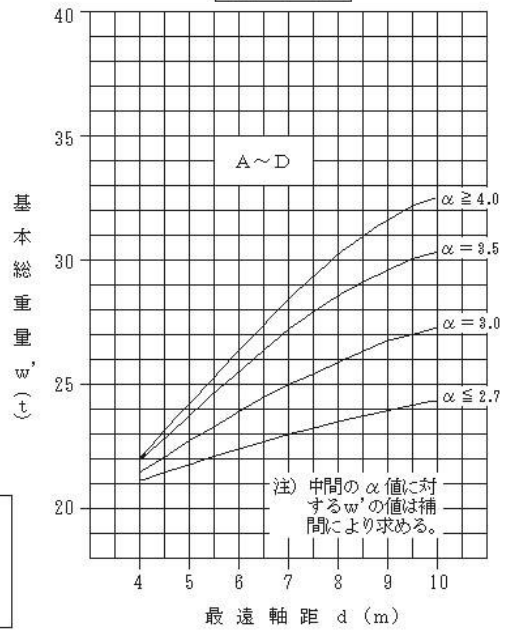
単車		トラック トラッククレーン車 建設機械類	I-1	II-1
連結車	セミトレーラ	海上コンテナ運送用車両 一般雑貨運送用車両 重量物運送用車両 ポールトレーラ	I-2	II-1
	フルトレーラ	一般雑貨運送用車両(ダブルスを含む)	I-3	II-1

基本図 I-1
単 車

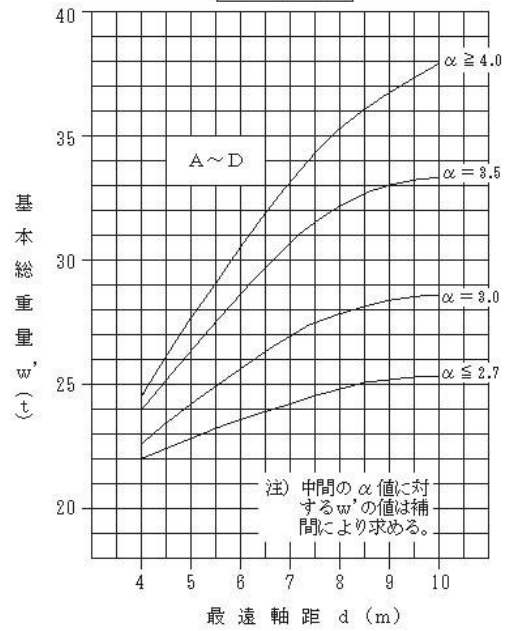
主 げ た



横げた

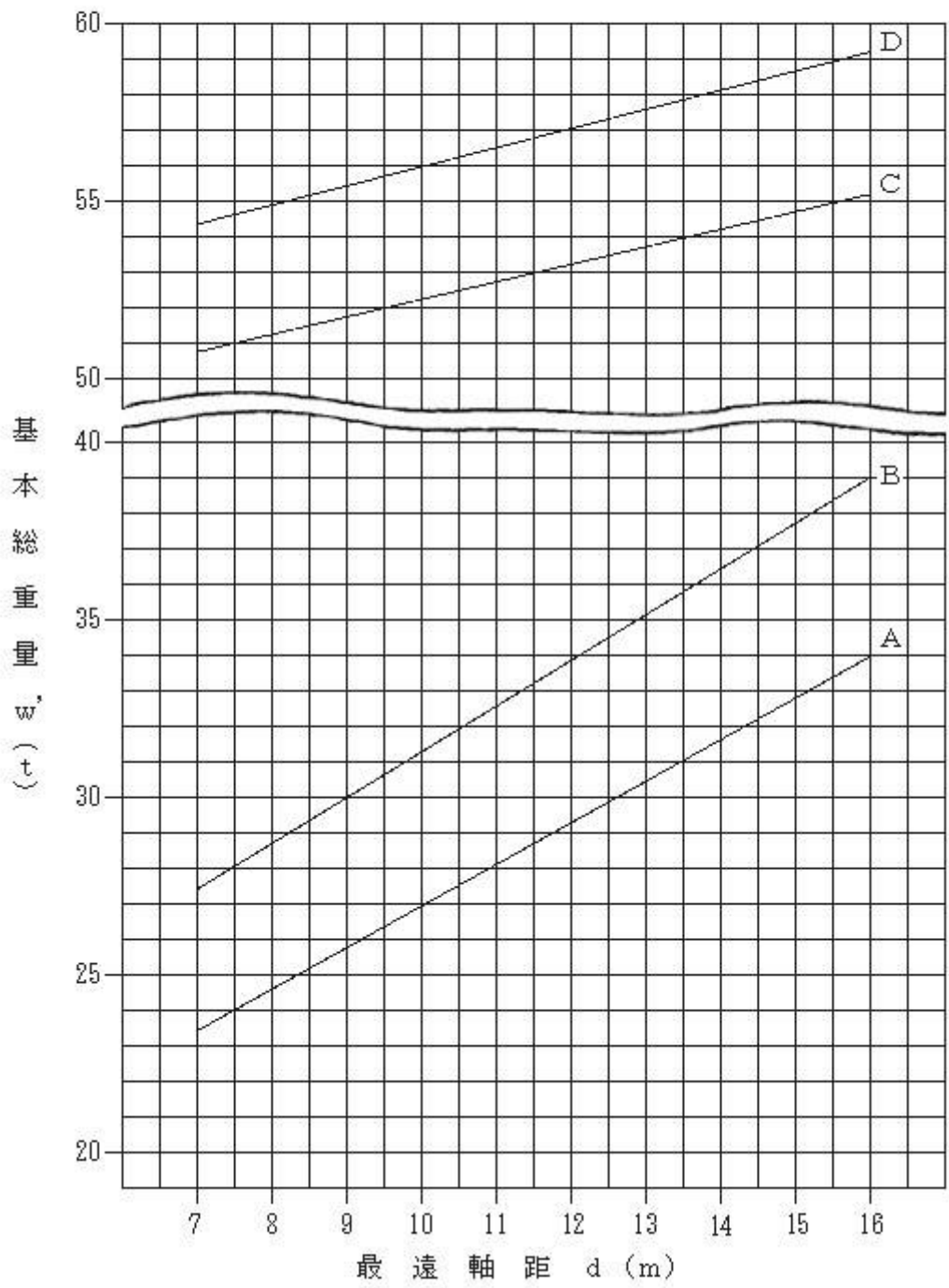


縦げた



基本図 1-2
連結車 (セミトレーラ)

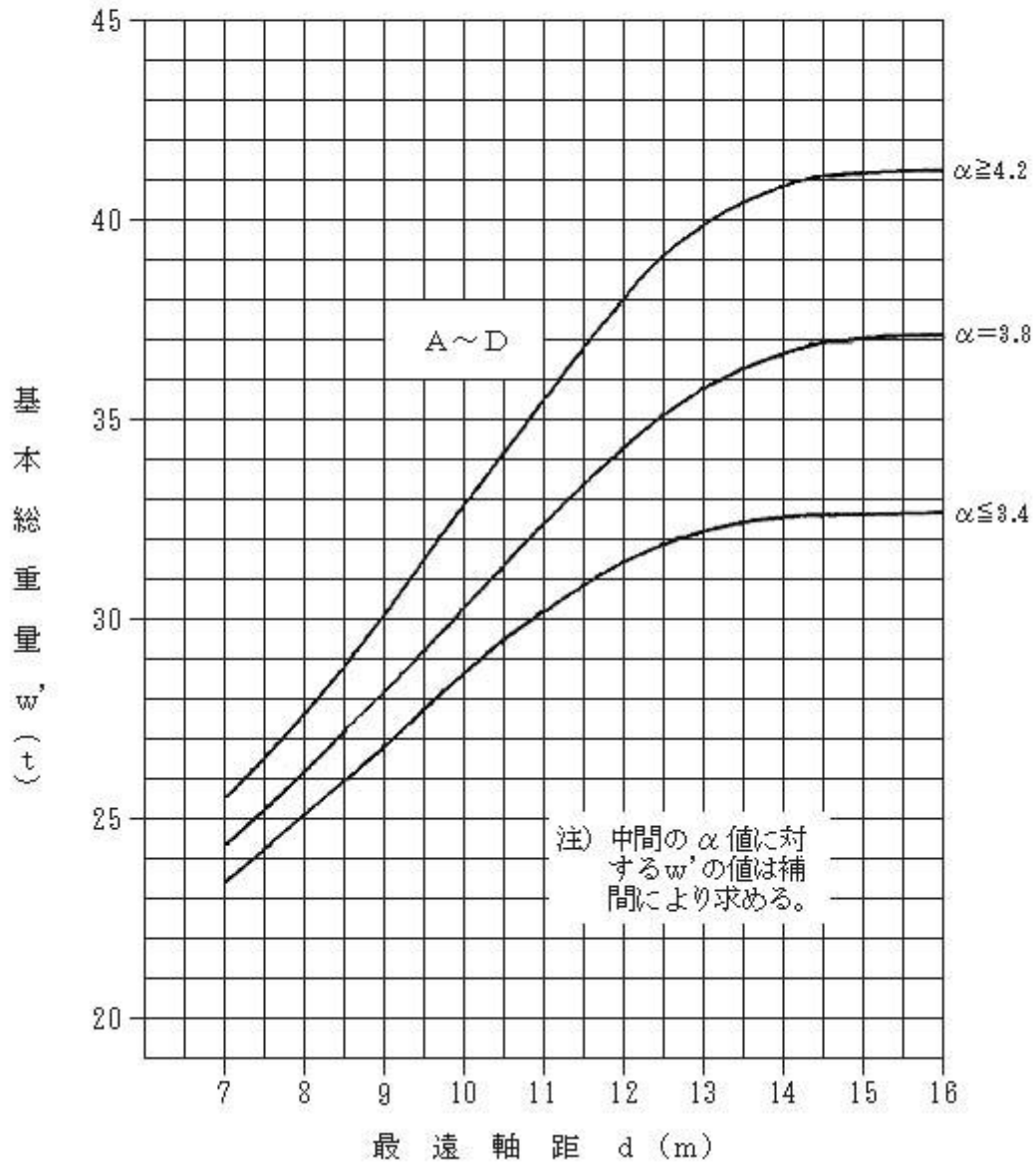
主げた



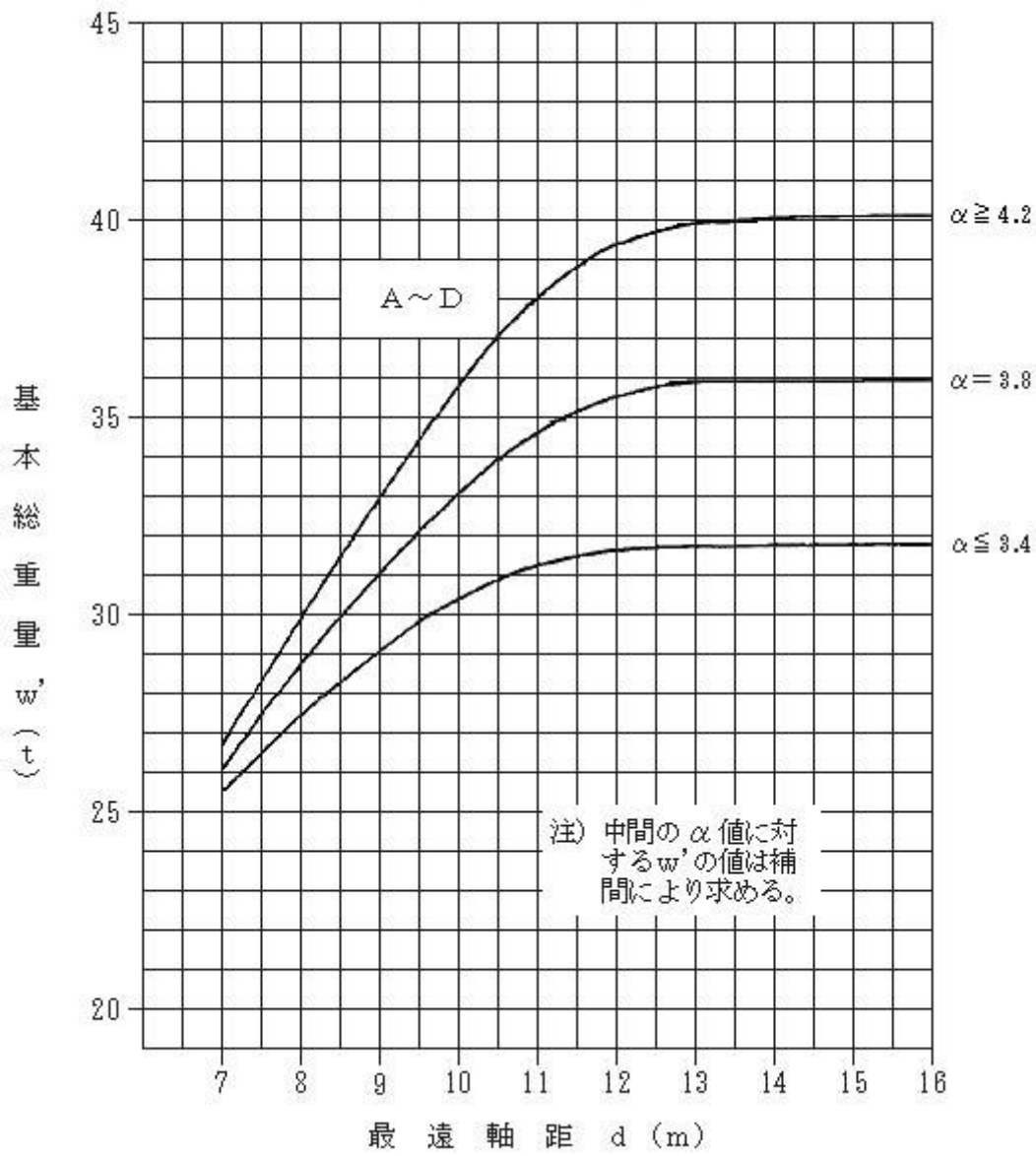
基本図 I-2

連結車(セミトレーラ)

横 げ た

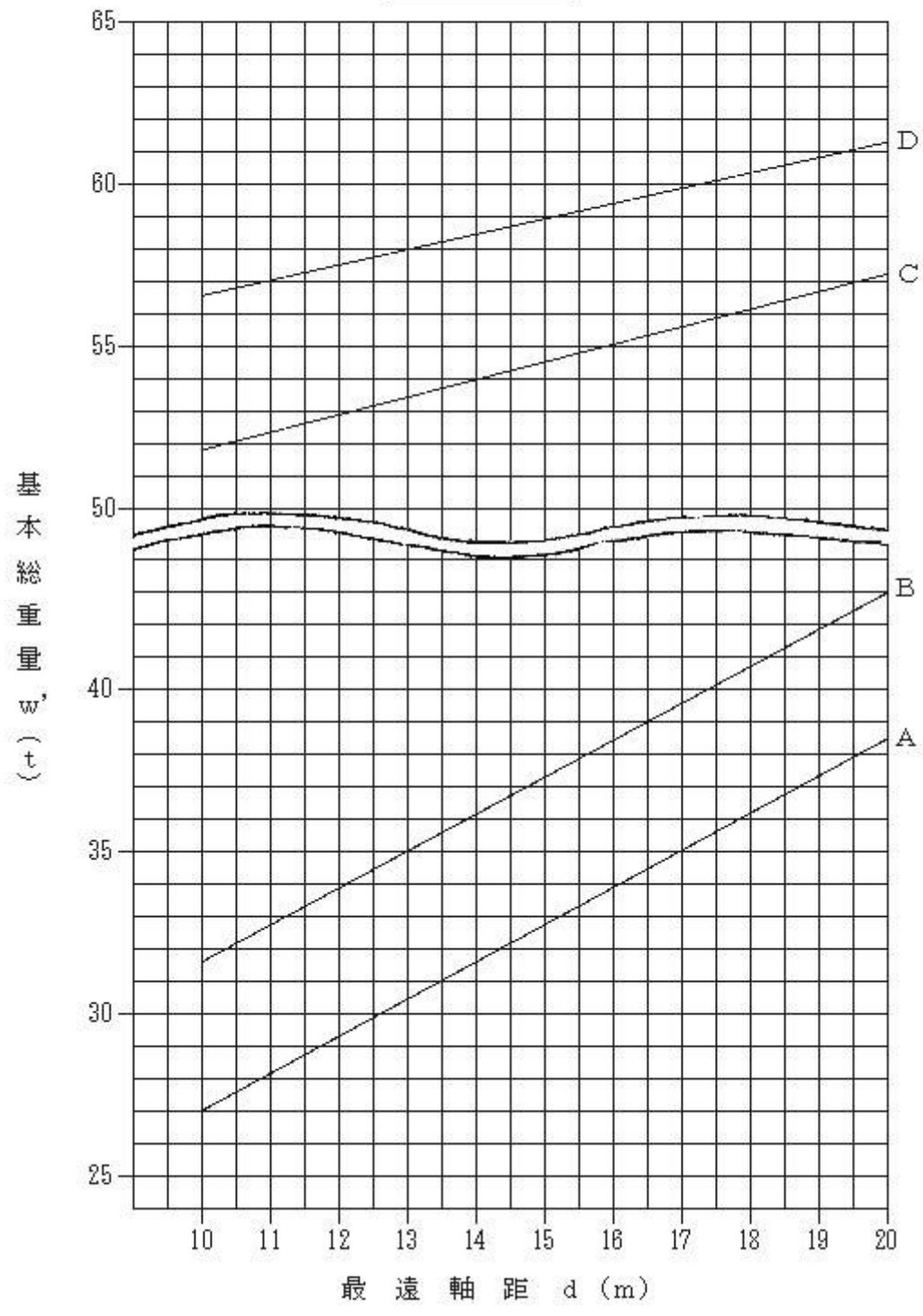


縦 げ た



基本図 I-3
 連結車(フルトレーラ)

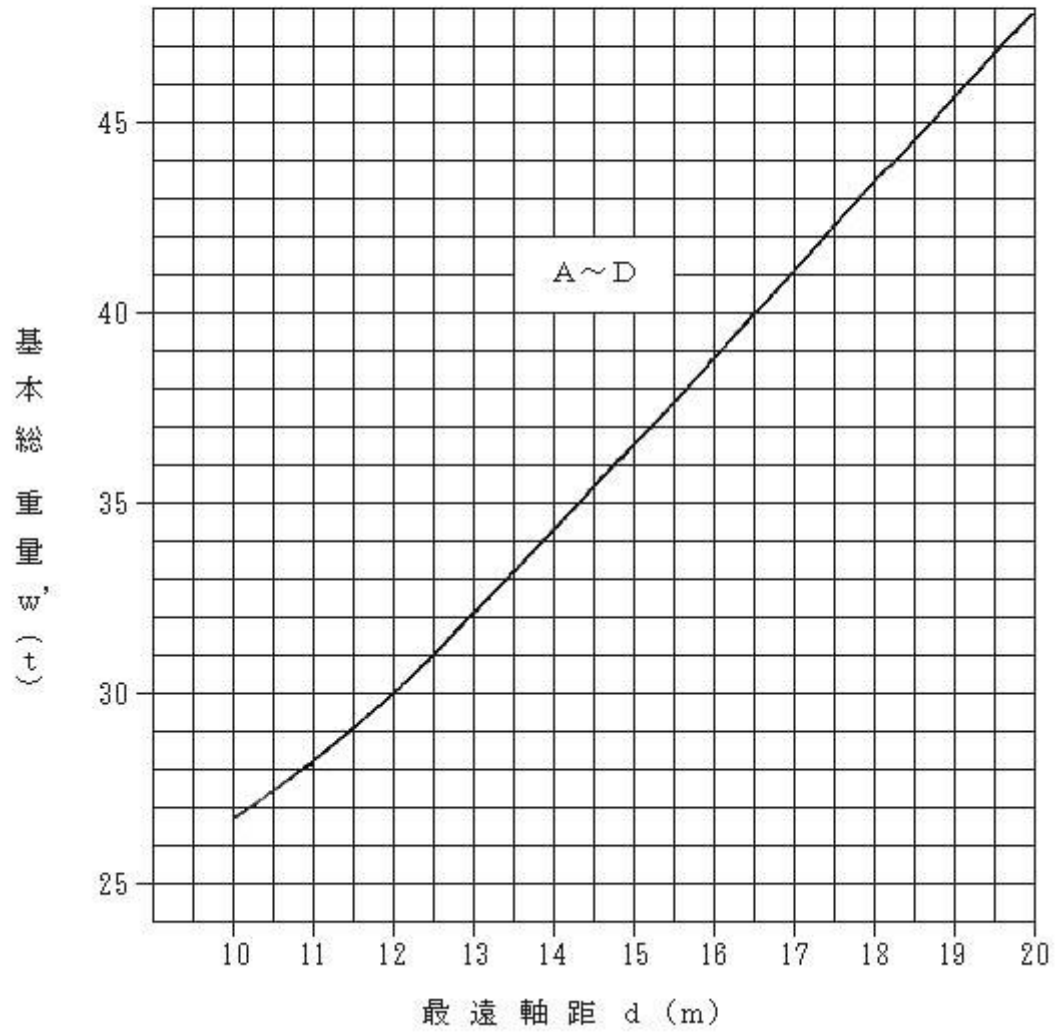
主 げ た



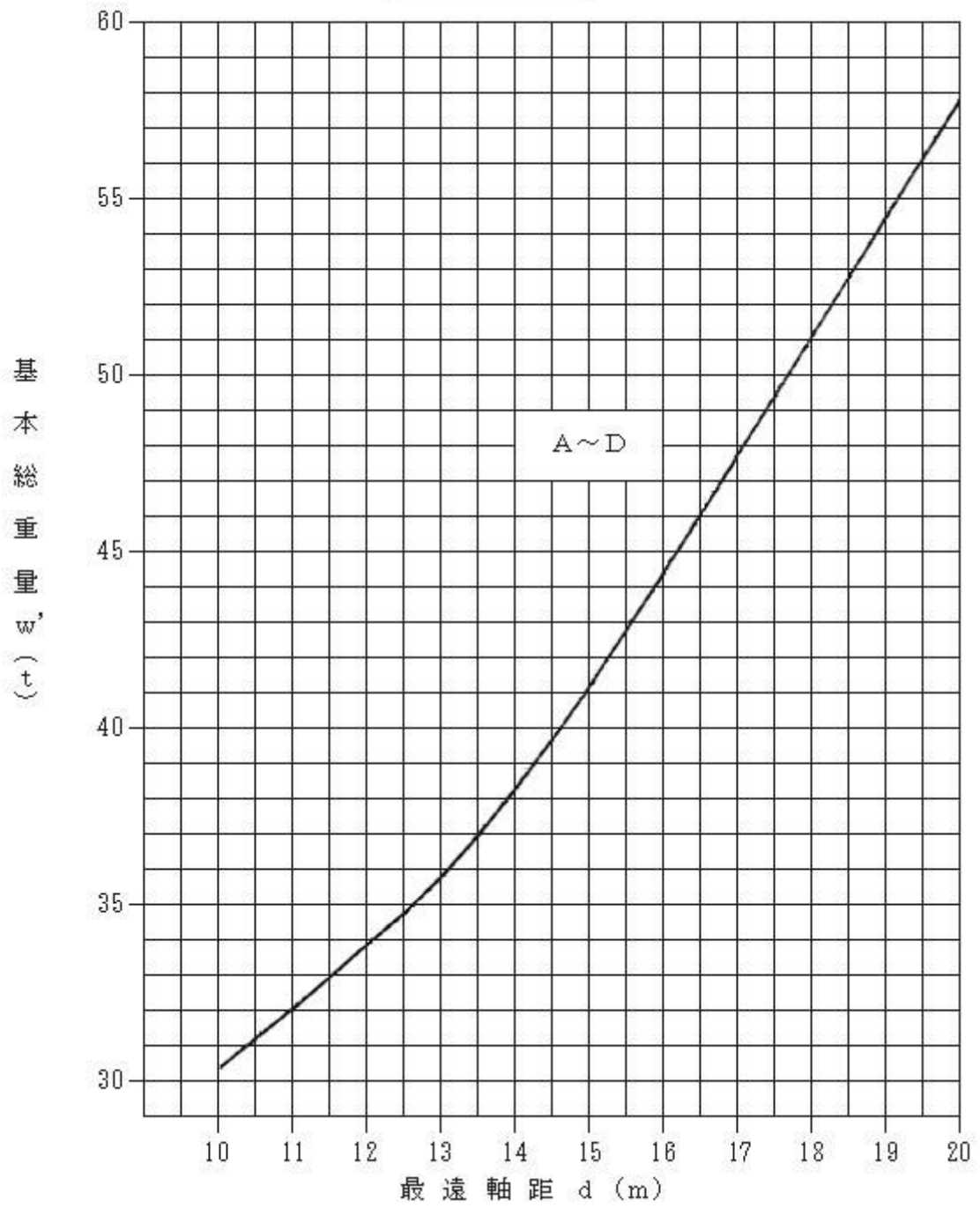
基本図 I-3

連絡車(フルトレーラ)

横げた

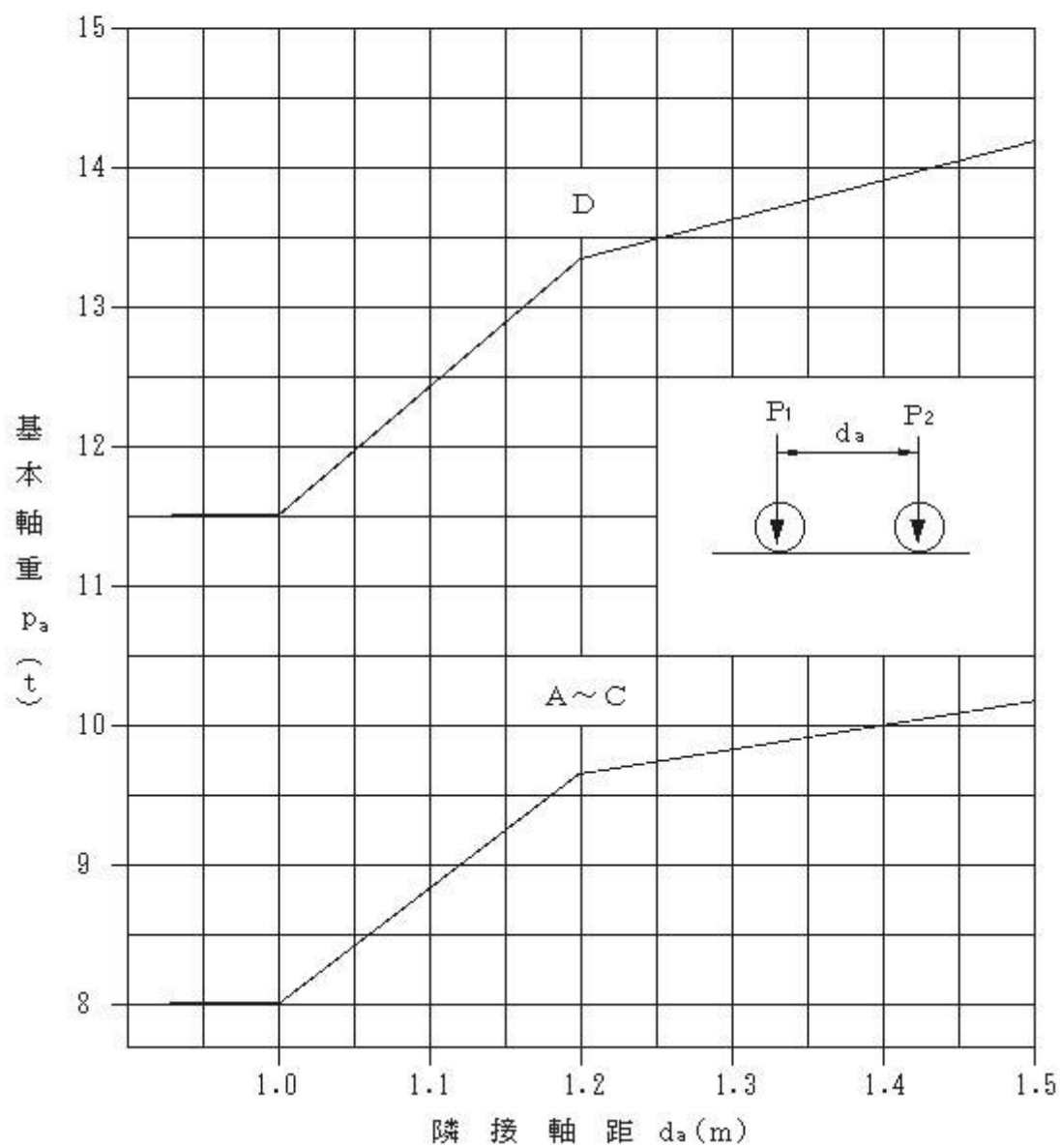


縦げた

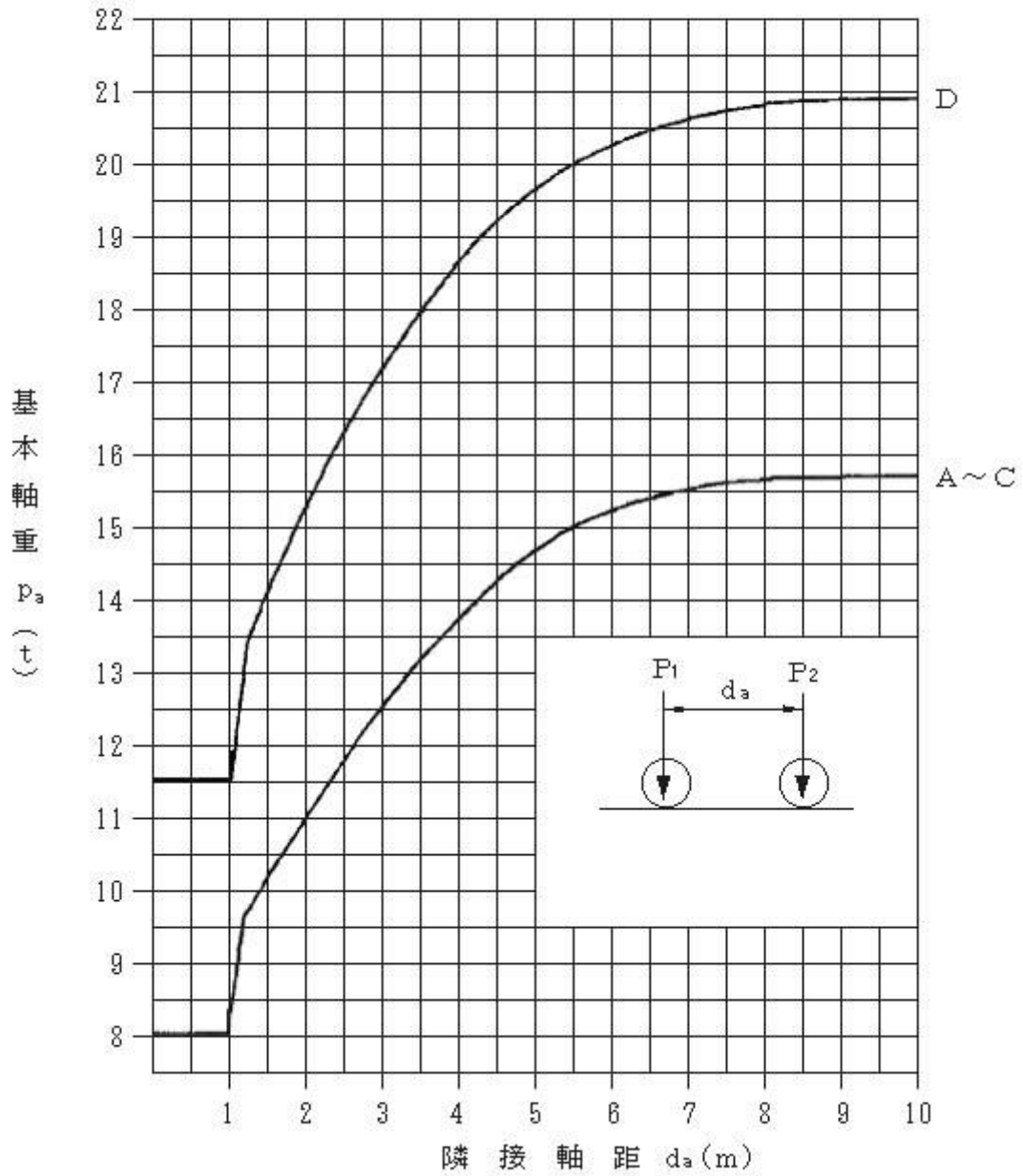


基本図Ⅱ-1
全車両

床版



床 版



(注)

- 1 隣接軸距が 1.5m 以下の場合は、前頁の図から基本軸重を求める。
- 2 片持版に対しては D を使用してはならない。

B 基本補正係数表

基本補正係数	適用部材		適用車両
--------	------	--	------

k1	主げた		表-1(単車) 表-2(連結車)
	横げた		表-3(全車両)
	縦げた		表-4(〃)
	床版	単純・連続版	表-5(〃)
		片持版	表-6(〃)
k2	全部材		表-7、(注)(〃)
k3	全部材		表-8(〃)
k4	全部材		(全車両)
k5	全部材		(全車両)

表-1 k1(主げた)〔単車に適用〕

通行条件	主げた支間 l(m)	d≤6.5m									d>6.5m								
		S48			S31		S14		T15			S48	S31		S14		T15		
		1	2		1	2	1	2	3	1	2		1	2	1	2	3		
A・20	l<	1.1	1.0	0.7	0.7	0.5	0.7	0.5	0.5	1.2	1.1	0.8	0.9	0.6	0.8	0.6	0.5		
	2	0	0	8	8	1	6	0	8	5	1	0	7	2	4	8			
B	20≤l<	1.2	1.0	0.7	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6	1.2	1.0	0.7	0.8	0.6	0.9	0.7	0.6		
	1<	1	0	0	5	6	8	1	7	3	2	1	7	7	0	2	8		
	30≤l<	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	0.7	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8	0.7		
	1<	5	0	0	2	2	7	9	6	7	1	1	3	3	8	0	7		
	40≤l<	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8		
	1<	6	0	0	6	6	3	5	1	6	0	0	6	6	3	5	1		
	50≤l<	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8		
1<	5	0	0	9	8	7	7	4	5	0	0	9	8	7	7	4			
50	1≥l	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8		
60	4	0	0	0	9	7	7	4	4	0	0	0	9	7	7	4			
C	l<	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.8	0.7	0.5	0.6	0.4	0.5	0.4	0.4		

D	20	9	2	3	8	6	4	5	2	5	9	6	2	6	6	4	0
	20 \leq	0.8	0.6	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.9	0.7	0.5	0.6	0.4	0.6	0.5	0.5
	1<	1	7	7	7	4	9	7	5	1	5	3	4	9	6	4	0
	30																
	30 \leq	0.9	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	1.0	0.8	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6	0.6
	1<	6	7	4	0	5	4	0	8	1	0	6	4	8	9	3	1
	40																
	40 \leq	1.0	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.7	0.7	1.1	0.8	0.6	0.8	0.6	0.9	0.7	0.7
	1<	8	6	1	3	6	9	3	0	1	8	2	5	7	1	5	1
	50																
	50 \leq	1.1	0.9	0.6	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	1.1	0.9	0.6	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8
	1<	9	5	7	4	4	2	3	0	9	5	7	4	4	2	3	0
	60																
	1 \geq	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8
60	4	0	0	0	9	7	7	4	4	0	0	0	9	7	7	4	

(注)

- 1 軸数3以下の単車については、 $d \leq 6.5m$ の欄の基本補正係数を用いる。
- 2 上表中 S48 とは、「特定の路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準について」（昭和48年4月25日、建設省都市局長、道路局長通達によるいわゆる TT-43 をいう。（以下、表2～8において同じ）
- 3 上表中 S31、S14、T15 とはそれぞれ昭和31年、昭和14年、大正15年制定の道路橋設計示方書をいう。（以下、表2～8において同じ）
- 4 上表1,2,3とはそれぞれ1等橋、2等橋、3等橋をいう。（以下、表2～8において同じ）

表-2 k1(主げた)〔連結者に適用〕

通行条件	主げた支間 l(m)	$d \leq 15m$								$d > 15m$							
		S48		S31		S14		T15		S48		S31		S14		T15	
		1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	3		
A	1<	1.4	1.2	0.9	1.0	0.7	0.9	0.7	0.6	1.6	1.5	1.0	1.1	0.8	1.0	0.8	0.7
	20	3	8	0	0	4	1	2	4	7	0	5	7	7	7	4	5
B	20 \leq	1.3	1.1	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8	0.7	1.4	1.1	0.8	1.0	0.7	1.0	0.8	0.7

	1 (m)	λ (m)																
A ~ D	1 < 20	λ	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	1.4	1.4	0.9	0.9	0.6	0.7	0.5	0.4
			0	0	0	5	6	5	8	0	0	0	8	1	4	7	2	2
		< λ	1.2			0.6	0.4	0.5	0.4	0.3	1.2	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4	0.3
			1			5	7	9	0	2	1	0	0	5	7	9	0	2
		\leq	1.3			0.6	0.4	0.6	0.4	0.3	1.2	0.9	0.6	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2
			6			7	8	0	0	2	2	0	3	0	3	4	6	9
	12 < 1 \leq 24	λ	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2	1.4	1.4	0.9	0.9	0.6	0.6	0.4	0.3
			0	0	0	5	6	7	3	5	0	0	8	1	4	6	6	5
		< λ	1.2			0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2
			1			5	7	0	3	7	1	0	0	5	7	0	3	7
		\leq	1.3			0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	0.9	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2
			6			7	8	2	4	8	2	0	3	0	3	7	1	5
12	λ	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2	1.4	1.4	0.9	0.9	0.6	0.6	0.4	0.3	
		0	0	0	5	6	7	3	5	0	0	8	1	4	6	6	5	
24	< λ	1.2			0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	
		1			5	7	0	3	7	1	0	0	5	7	0	3	7	
12	< λ	1.3			0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	0.9	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2	
		6			7	8	2	4	8	2	0	3	0	3	7	1	5	

表-4 k1(縦げた) [全車両、全通行条件 (A~D) に適用]

通 行 条 件	縦 げ た 支 間	d ≤ 6m									d > 6m								
		S48		S31		S14		T15			S48		S31		S14		T15		
		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	1	2	1	2	3	

	1(m)																
A ~ D	1<4	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	1.2	0.8	0.8	0.5	0.6	0.4	0.3
	0	0	0	5	5	5	6	7	5	5	8	1	6	9	5	4	
	4< $\lambda \leq 8$	1.1								1.1	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2
	8< $\lambda \leq 12$	1.2								1.0	0.9	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2
		1								9	0	3	9	1	0	2	4

表-5 k1(床版-単純版・連続版)〔全車両に適用〕

通行条件	床版の支間 l(m)	S48	S31		S14		T15		
			1	2	1	2	1	2	3
A・B・C	1<2	1.84	1.84	1.29	1.12	0.77	0.90	0.61	0.46
	2 \leq l \leq 4	1.27	1.18	0.83	0.91	0.63	0.74	0.50	0.38
D	1<2	1.32	1.32	0.92	0.81	0.55	0.65	0.44	0.33
	2 \leq l \leq 4	1.19	1.10	0.77	0.85	0.58	0.69	0.46	0.35

表-6 k1(床版-片持版)〔全車両に適用〕

通行条件	床版の支間 l(m)	S48	S31		S14		T15		
			1	2	1	2	1	2	3
A・B・C	1<1	1.50	1.50	1.05	1.17	0.81	0.95	0.63	0.48
	1 \leq l \leq 2	1.12	1.12	0.78	1.05	0.73	0.86	0.57	0.43

表-7 k2(横げた、縦げた)〔全車両に適用〕

通行条件	S48	S31		S14		T15		
		1	2	1	2	1	2	3
A・B	1.0	1.0	1.0	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
C・D	1.3	1.3	1.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6

(注)

1 k2は応力度に関する補正係数で、横げた及び縦げたについては、鉄筋コンクリート床版との合成効果等により実際には応力度の余裕があることを考慮して、計算により得られた耐荷力に上表の係数で示される割増しを行うものである。しかし、このような耐荷力の割増しは鉄筋コンクリート床版が比較的健全でかつ縦げた、横げたに十分密着した状態に

保たれてはじめて考慮しうるものであるから、床版がかなりいたんでいたり、横げた
と縦げたとの接触部がゆるんでいたりして、床版と床組との合成作用が十分期待できない
ような状態にあるときには、上表の係数をそのままとることはできない。このような場合
には、床版及び床組の状態に応じて上表の値より小さい係数を適宜設定して用いるものと
する。プレキャスト版を並べ、床組部材にボルトで固定した床版形式等、構造的に床版と
床組との合成作用が期待できないような場合も、同様な扱とする。

2 主げた、床版及び S31、S48 の示方書等による橋梁で通行条件 A、B の場合の横げた、
縦げたの基本補正係数(k2)は、原則として 1.0 とするが、実応力度の計測等により実応力
度に対し設計応力度に余裕が認められる場合には、道路管理者の判断により基本補正係数
を定めることができる。

表-8 k3(全部材)〔全車両に適用〕

路面の状況	k3
正常	1.0
舗装に多少の凹凸がある場合	0.9
舗装の破壊が著しい場合	0.8

(注) 一の橋梁等について路面状況に応じて選定した k3 の値は、当該橋梁等のすべての部
材に適用するものとする。

k4(全部材)〔全車両に適用〕

k4 は、各部材ごとに部材の腐食、損傷等の程度、設計計算上必要な断面に対する実際の有
効断面との比、橋体の動的挙動および k5 等を考慮して道路管理者が定める。

k5(全部材)〔全車両に適用〕

k5 は、交通状況および将来の供用期待年数等を考慮して次の方法により定める。

(1) k5 を定めるための判断の基準となる数値は、あらかじめ次の計算により求める。

3.2(部材の許可限度重量の算定)により標準車(車両の分類は、単車、 $d=5m$ 、 $d_a=1.2m$ 、 $\alpha=2.5$ の車両をいう。このサイズの車両は、一般の大型トラックである。)が A 条件で通
行する場合において $k_5=1.0$ として橋梁等の許可限度重量を求める。この値を $W_1\sim 4$ とす
る。

したがって、 $W_1\sim 4$ は、次の各部材ごとの標準車の許可限度重量 W の最小値となる。

イ 主げた $W=23.3\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ロ 横げた $W=21.8\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ハ 縦げた $W=22.9\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ニ 床版 $W=24.0\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ただし、 k_1 、 k_2 、 k_3 及び k_4 は各部材ごとの A 条件で単車($d=5m$)の値とする。

(2) 交通の状況および将来の供用期待年数等を考慮して、次の方法により k_5 を定める。

イ $W_{1\sim 4}$ が 22 t 以上の場合 $k_5=1.0$ とする。

ロ $W_{1\sim 4}$ が 14 t 以上 22 t 未満の場合は、次式により k_5 を求める。

$$k_5=22/W_{1\sim 4}$$

したがって、この場合、 $1.0 < k_5 \leq 1.57$ となる。

ハ $W_{1\sim 4}$ が 14 t 未満の場合であっても次の各号のいずれかに該当する橋梁等であれば、 k_5 はロの式により求めるものとする。

a 現地調査等により 20 t 標準車(総重量が 20 t である標準車。以下同じ。)の通行には十分耐えうると判断される橋梁等

b 整備(補強または架替え等)の計画が具体化している橋梁等で、その整備が行われるまでの間は、20 t 標準車の通行には十分耐えうると判断されるもの

したがって、この場合 $k_5 > 1.57$ となる。

ニ $W_{1\sim 4}$ が 14 t 未満の場合でハの各号のいずれにも該当しないと判断される橋梁等については、 k_5 は次式により、道路管理者が当該橋梁等の構造、交通の実態等を勘案して適当と認められる値とする。

$$1.0 \leq k_5 \leq 22/14 = 1.57$$

ただし、 $k_5 < 20/W_{1\sim 4}$ となるときは重量制限を行うこと。

この場合は、制限荷重は次式のとおりとなる。

$$\text{制限荷重} = W_{1\sim 4} \times k_5$$

(注) 上記(2)のロおよびニの式中分子の 22 という数値は、昭和 31 年制定示方書 1 等橋について、補正係数 $k=1.0$ として標準車が A 条件で通行する場合の橋梁等の許可限度重量(21.8 t \div 22 t)を示している。

別紙〔附〕許可限度重量の簡易算定方法

この算定方法は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に示す、許可限度重量の算定方法を簡略化したものである。

1 簡易算定方法の適用方法

(1) 簡易算定方法は、概略の検討を行うとき用いるものとし、通行許可にあたっては、高速自動車国道及び指定道路(車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路をいう。以下同じ。)又は設計荷重が TL-20 設計荷重である道路の別に応じ、この方法による通行条件の区分が A 又は B となるものについては、その求めた値をそのまま用いてよいこと。ただし、重量制限橋梁等(道路法(以下「法」という。)第 47 条第 3 項により規制標識を設置して重量の制限をしている橋梁等)を除く。

(2) 昭和 14 年 2 等橋、大正 15 年 2 等橋および 3 等橋については、通行条件 C および D の場合に限り、設計荷重が TL-20 設計荷重である道路について下記 2(イ)～(ハ)により求めた許可限度重量に 0.8 を乗じた値をもって当該橋梁等の許可限度重量とする。

(3) 簡易算定方法による通行条件の区分が(1)及び(2)以外のものについては、算定要領により算定すること。

2 算定の順序

(イ) 申請車両の d および α を求める。

ここで、 d =申請車両の最前軸と最後軸との軸間距離

α =申請総重量(W_b)を申請軸重の最大値(P)で除した値。

すなわち $\alpha = W_b / P$

(ロ) (イ)で求めた d および α を用いて、図-1 から許可限度重量を読みとる。この値が許可限度重量である。

(ハ) 重量制限橋梁等(法第47条第3項により規制標識を設置して重量の制限をしている橋梁等)については、次式により当該橋梁等の許可限度重量を求める。

重量制限橋梁等の許可限度重量 = (規制標識の表示重量 / 20) × (ロ) で求めた許可限度重量

(注) 図-1 の簡易算定図表は、「特殊車両許可限度算定要領」における K を $K = k_1 \times k_2$ として高速自動車国道及び指定道路並びに TL-20 設計荷重の道路について部材の各支間ごとの許可限度重量を求め、その最小値を図示したものである。

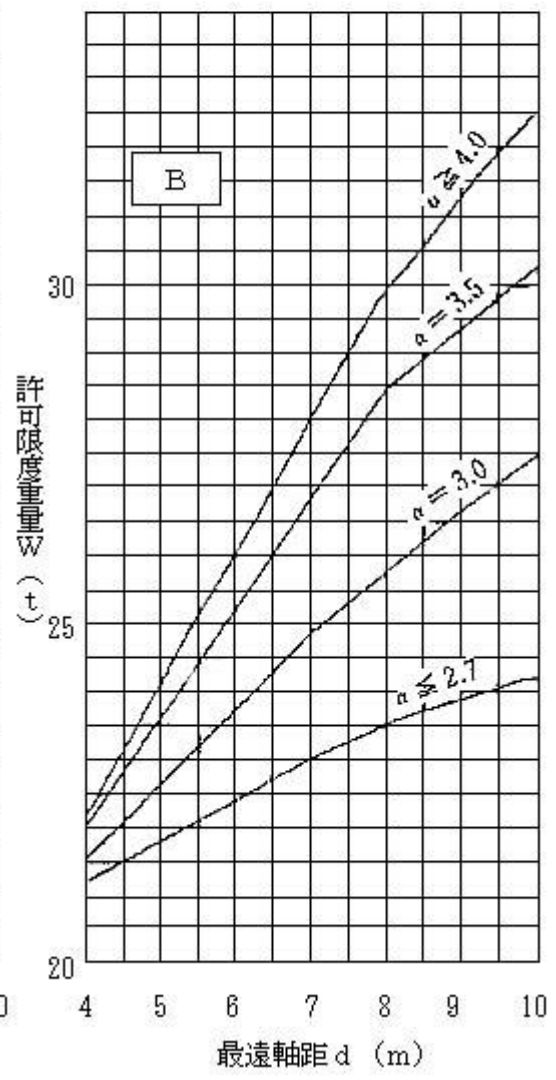
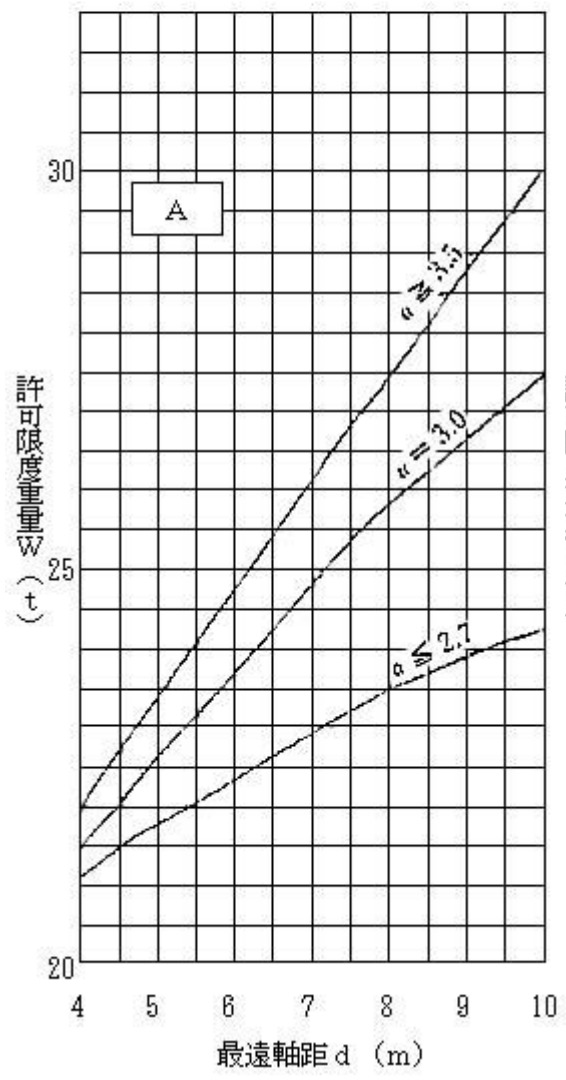
図-1 許可限度重量の簡易算定図

設計荷重が TL-20 設計荷重である道路

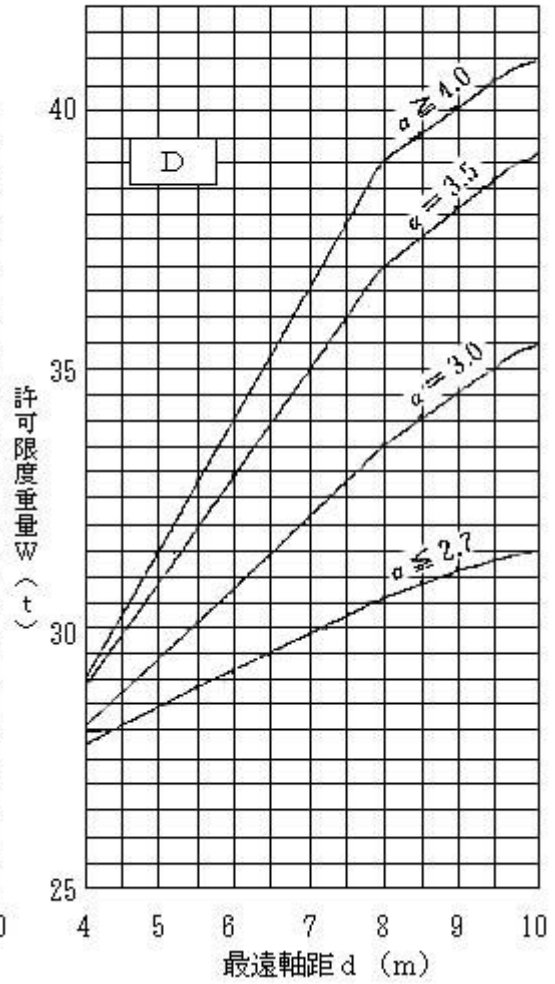
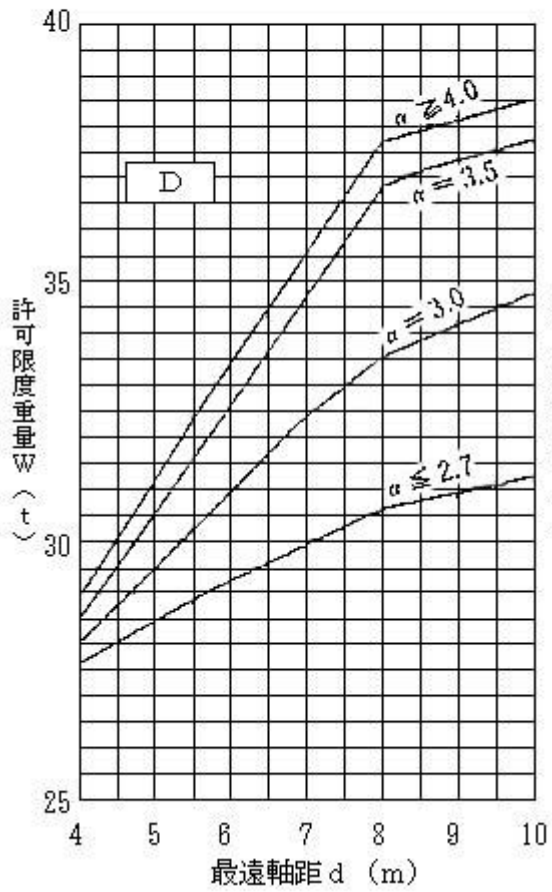
単 車

$$\alpha = \frac{\text{車両総重量}}{\text{最大軸重}}$$

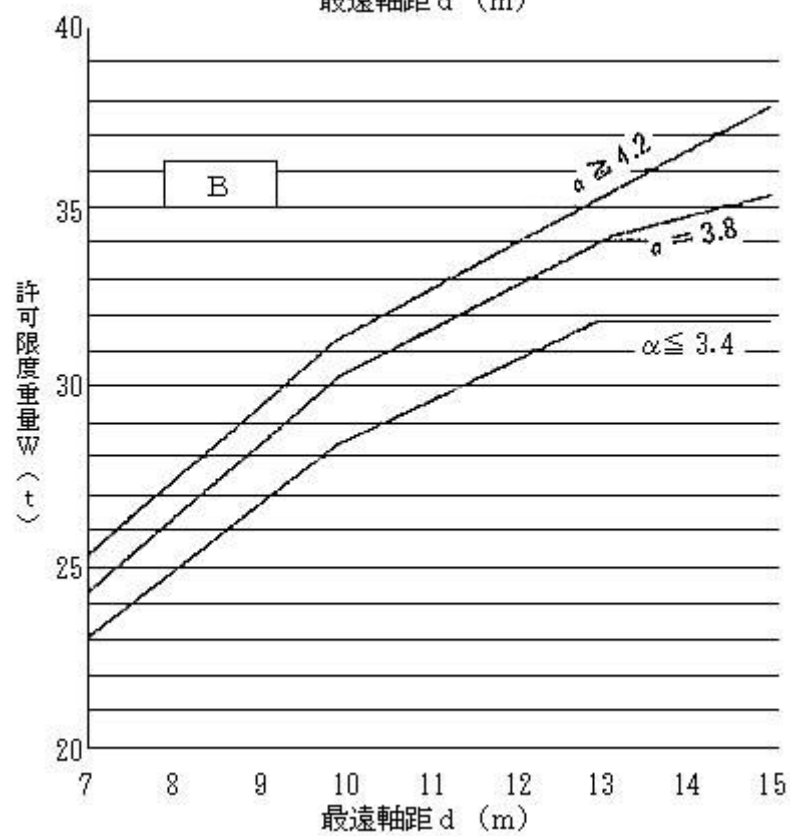
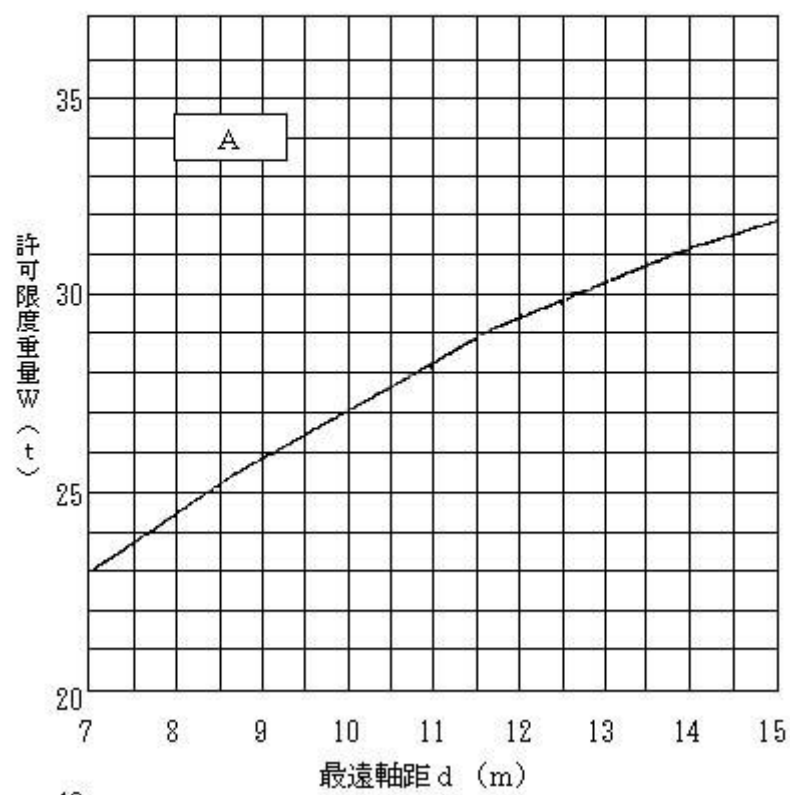
A、B、C、D……通行条件



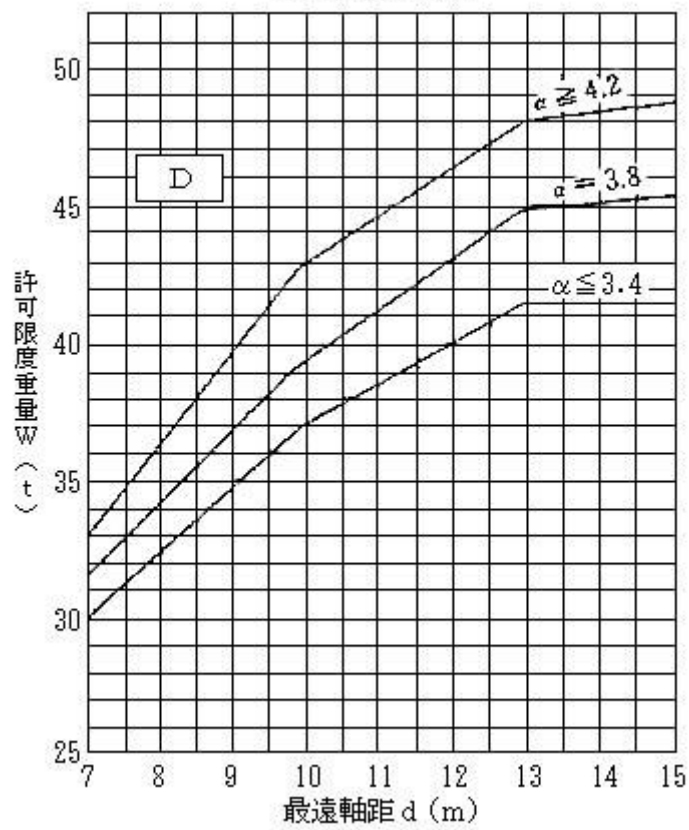
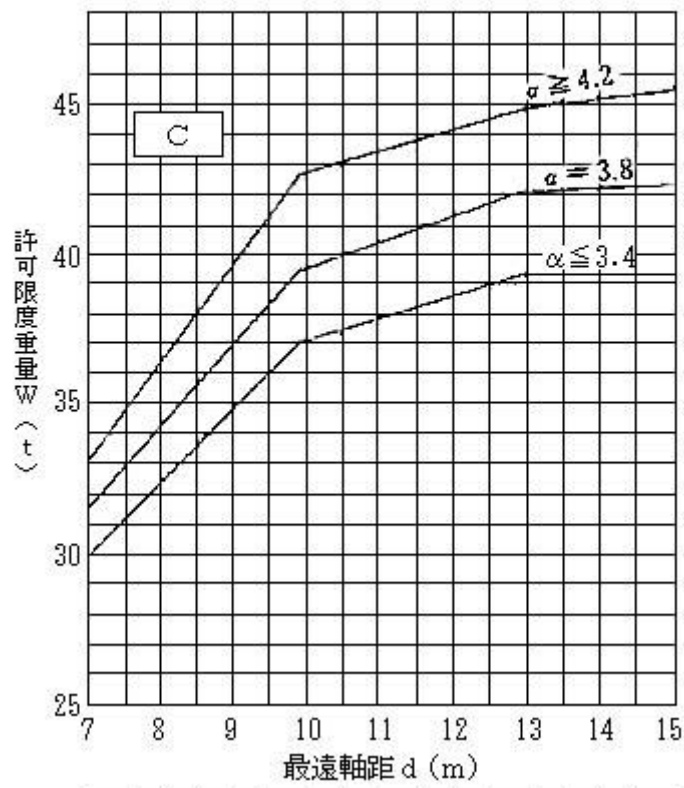
单 車



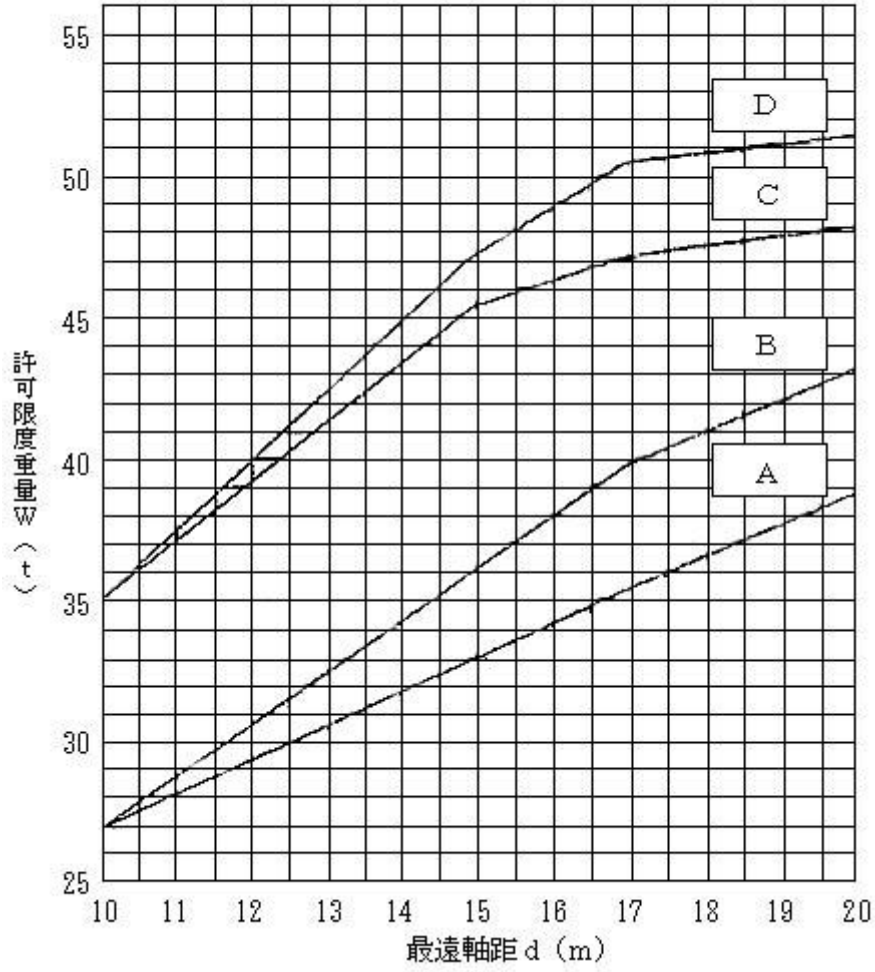
セミトレーラ



セミトレーラ



フルトレーラ

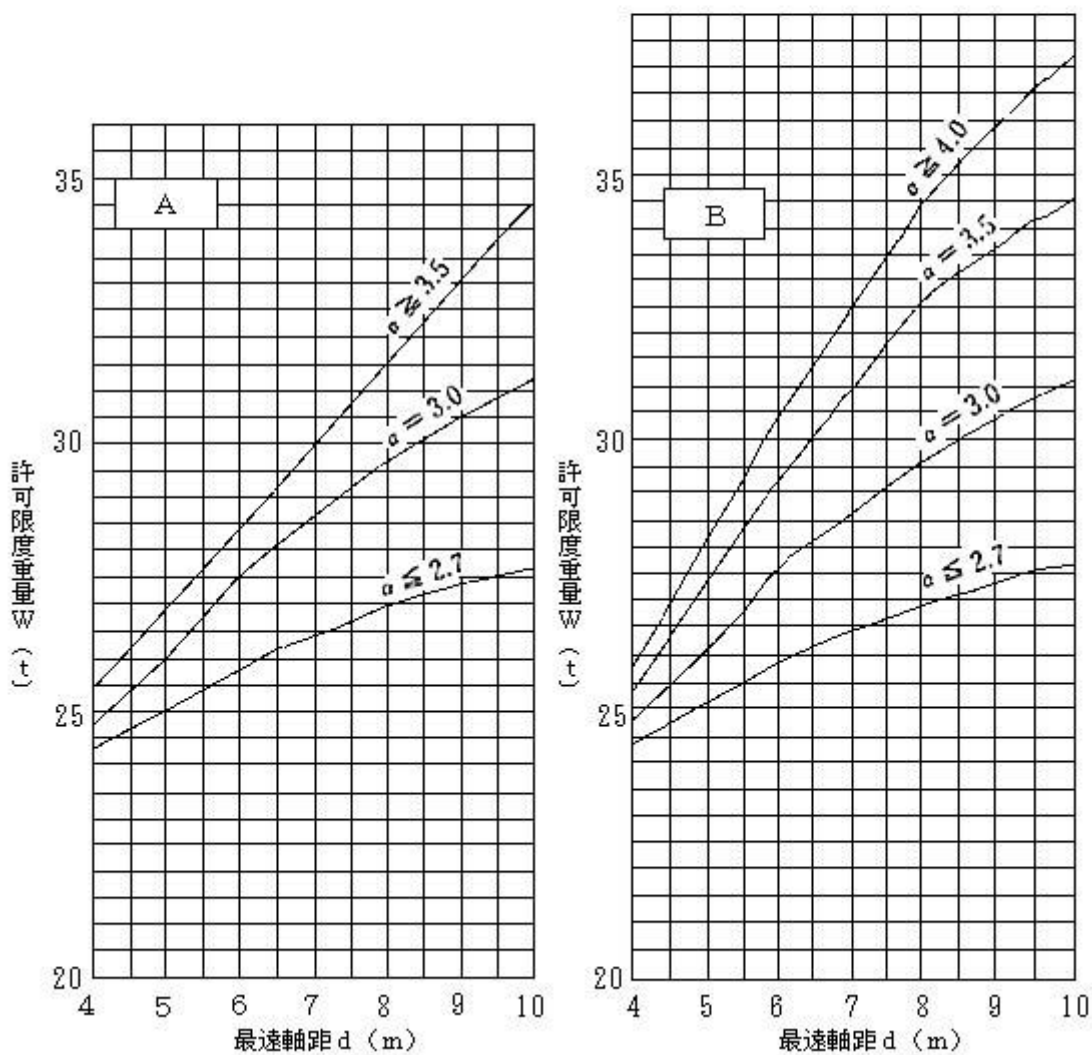


指定道路

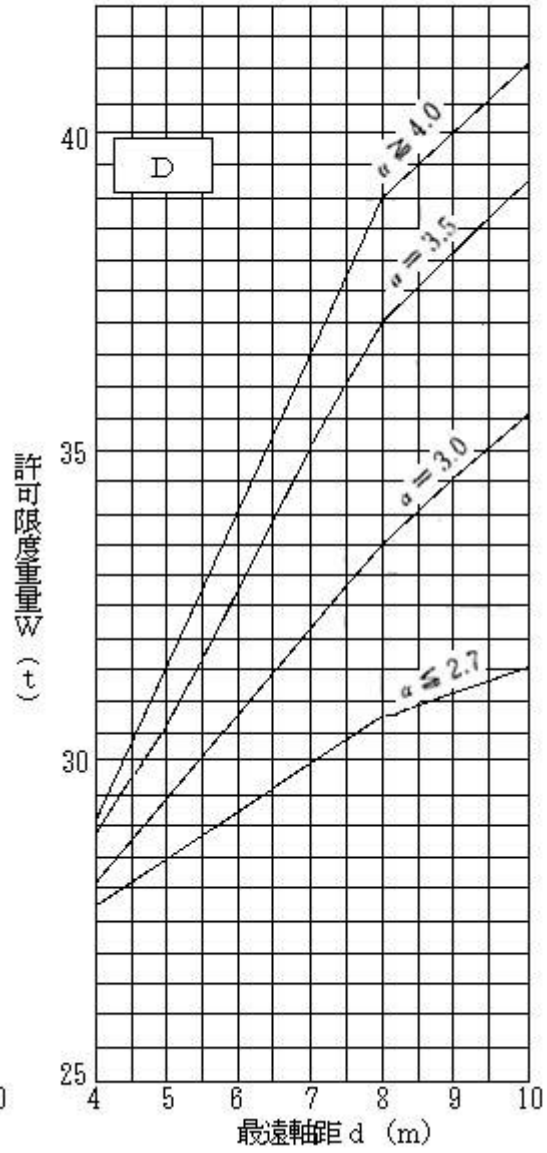
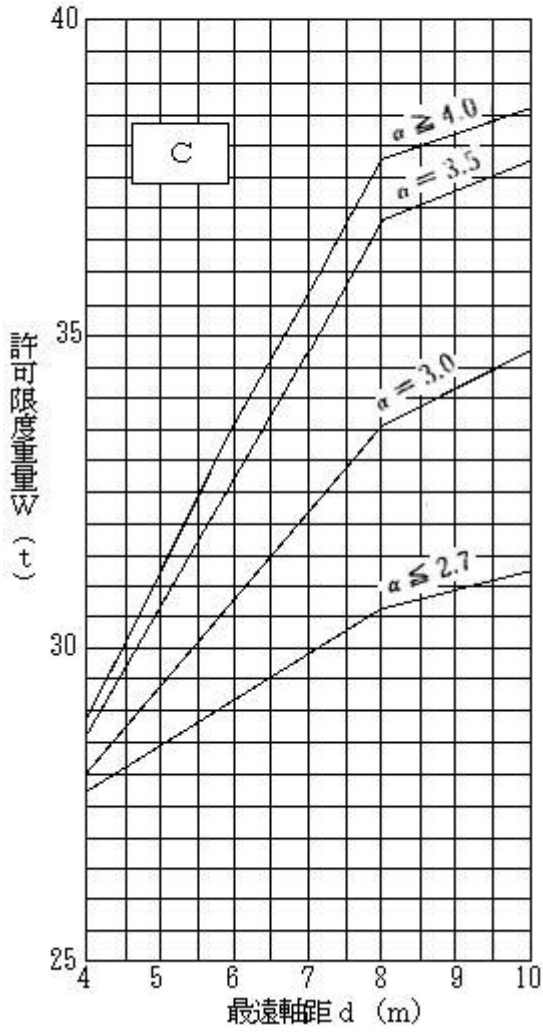
単車

$$\alpha = \frac{\text{車両総重量}}{\text{最大軸重}}$$

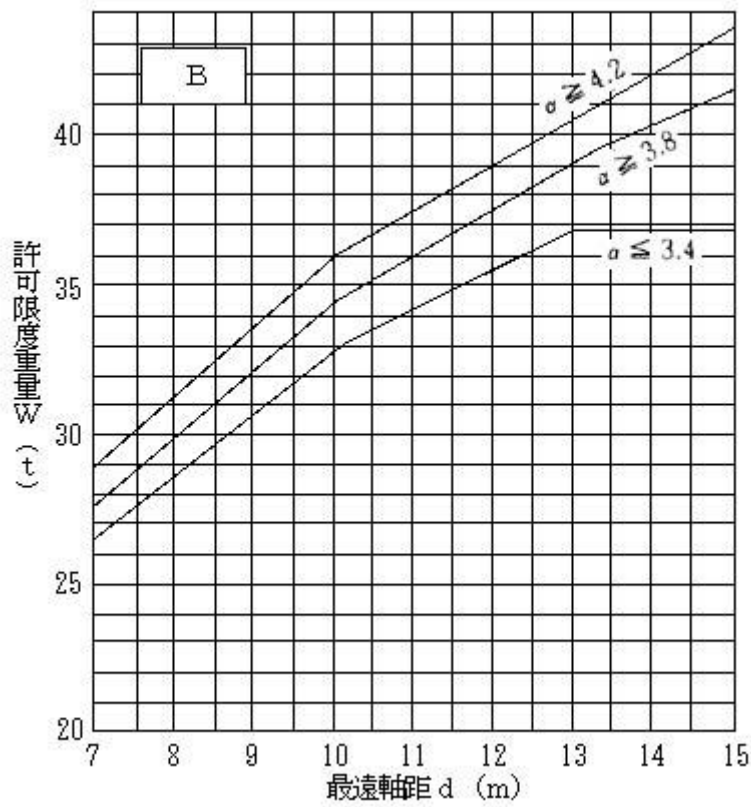
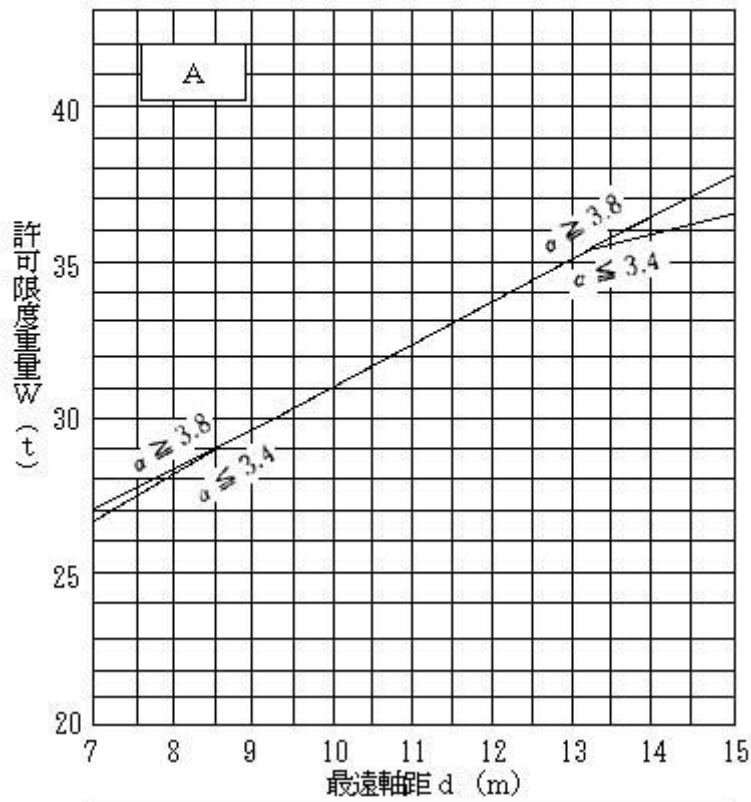
A、B、C、D……通行条件



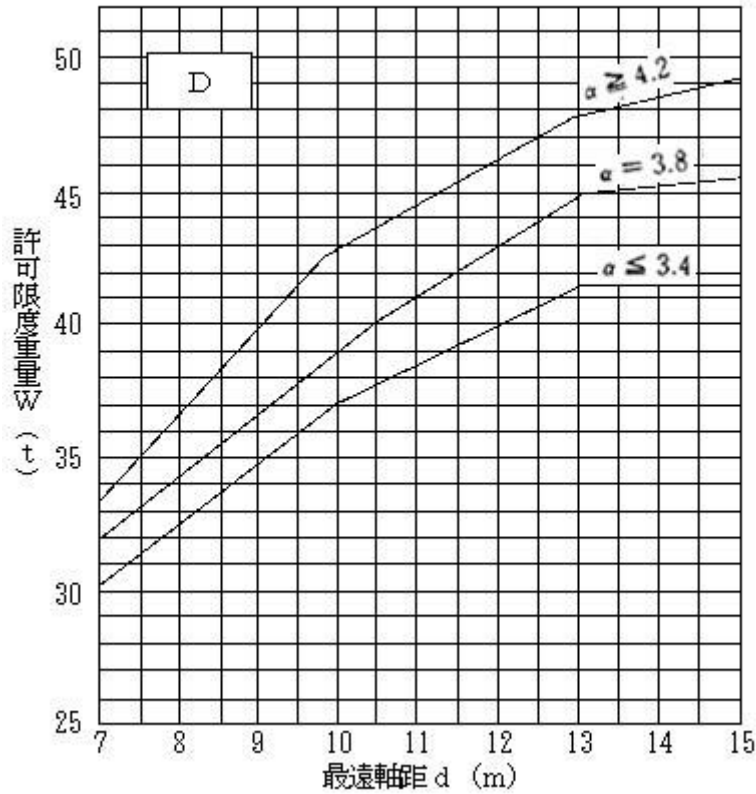
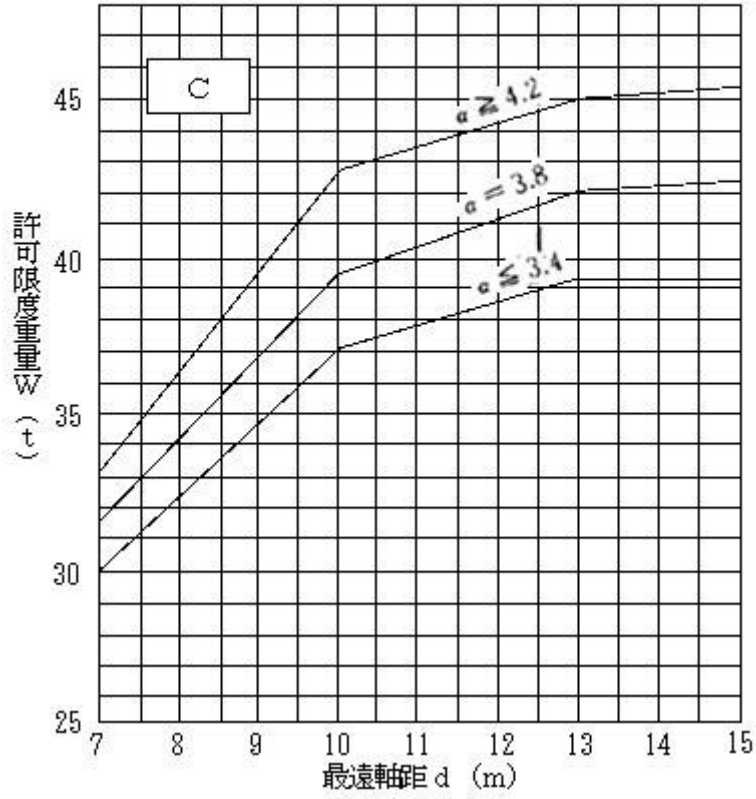
単 車



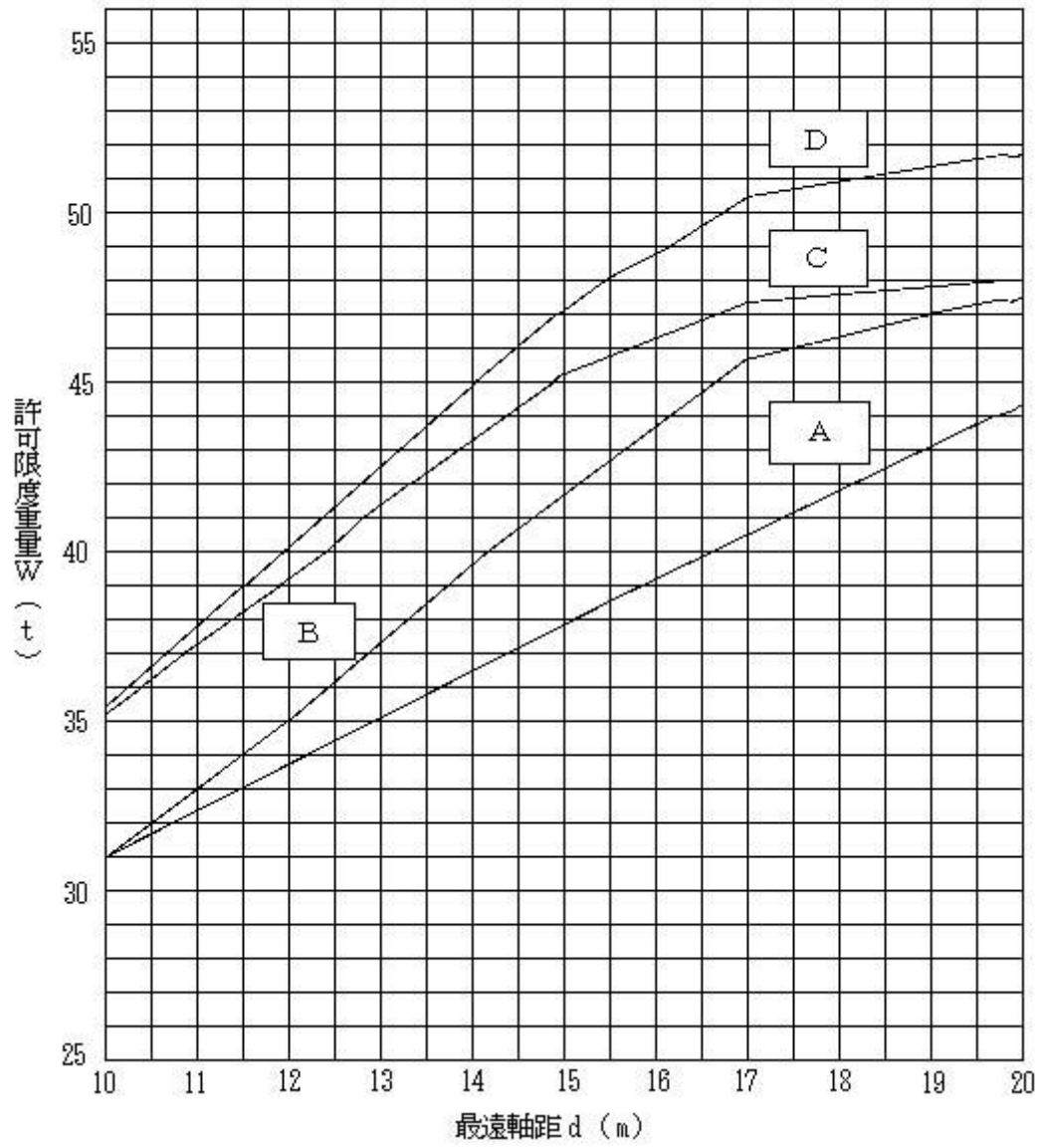
セミトレーラ



セミトレーラ



フルトレーラ



様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	自動車専用道路との連結・交差の許可	
根拠法令及び条項	道路法第48条の4第1項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審査基準	関係条項	
	基準	市が管理している自動車専用道路はない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 20日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	
根拠法令及び条項	道路法第91条第1項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審査基準	関係条項	
	基準	道路法第24条の承認及び第91条の6項の許可にかかる審査基準について(平成6年9月30日道政発第49号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 20日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

建設省道政発第四九号
平成六年九月三〇日

各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・道路関係四公団の長・各都道府県知事・各政令指定市長あて

道路局長通知

道路法第二四条の承認及び第九一条第一項の許可に係る審査基準について

標記について、行政手続法(平成五年十一月二日法律第八八号)が本年一〇月一日から施行されることに伴い、同法第五条において審査基準を定めることとされているため、「承認工事審査基準(案)」(別紙一1)及び「道路予定区域における許可行為の審査基準(案)」(別紙一2)によりその指針を定めたので、貴職において、承認及び許可(以下「承認等」という。)の審査基準を定めるに際し、左記事項と併せて参考とされたい。なお、都道府県にあっては、貴管下道路管理者(地方道路公社を含む。)に対しても、この旨周知願いたい。

記

1 審査基準の制定について

「承認工事審査基準(案)」及び「道路予定区域における許可行為の審査基準(案)」は、一般的な審査基準として定めたものである。

なお、「承認工事審査基準(案)」については、地方の特殊性、工事の態様等に応じて、本基準と異なった基準を定めることは差し支えないものであること。

2 審査基準制定の際の留意事項

審査基準の制定に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 審査基準の具体化について

審査基準は、承認等の先例のないもの、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって審査基準を定めることが困難な場合を除いてはできる限り具体的な基準とすること。

なお、これら承認等の先例のないもの等、当面審査基準を定めることが困難な場合にあっても、今後、申請事例の蓄積により、審査基準の具体化に努めていくこと。

(2) 審査基準の公表について

審査基準を定めた場合には、事務所等の申請受け窓口に備え置くことや申請者の求めに応じて提示するなどにより、公にしておくこと。

別紙一1

承認工事審査基準(案)

1 車両出入口の承認基準

(1) 乗入幅は乗入規格表(別表第1)のとおりとする。

(2) 乗入口の構造は、別図第2—1から別図第2—5並びに別表第2の歩道改築標準図及び舗装厚表によること。

(3) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について一箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、二箇

所まで承認することができる。

(4) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。

- a 横断歩道の中及び前後五m以内の部分。
- b トンネルの前後各五〇m以内の部分。
- c バス停留所、路面電車の停留場の中、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各一〇m以内の部分。
- d 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から五m以内の部分。
- e 交差点(総幅員七m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から五m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- f バス停車帯の部分。
- g 橋の部分。
- h 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

(6) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として二mの間隔をとるものとする。

(7) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。

(8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

*) 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(4)のbからd、fは適用しないことができるものとする。

2 法面埋立、切取等の承認基準

(1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえで、構造、勾配に整合させること。

(2) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。但し既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。

(3) 盛土の場合は、良質土(道路管理者が定める)をもって盛土すること。

(4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。

(5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。

(6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。

(7) 法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。

(8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

(9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

3 その他の承認工事の承認基準

前項以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

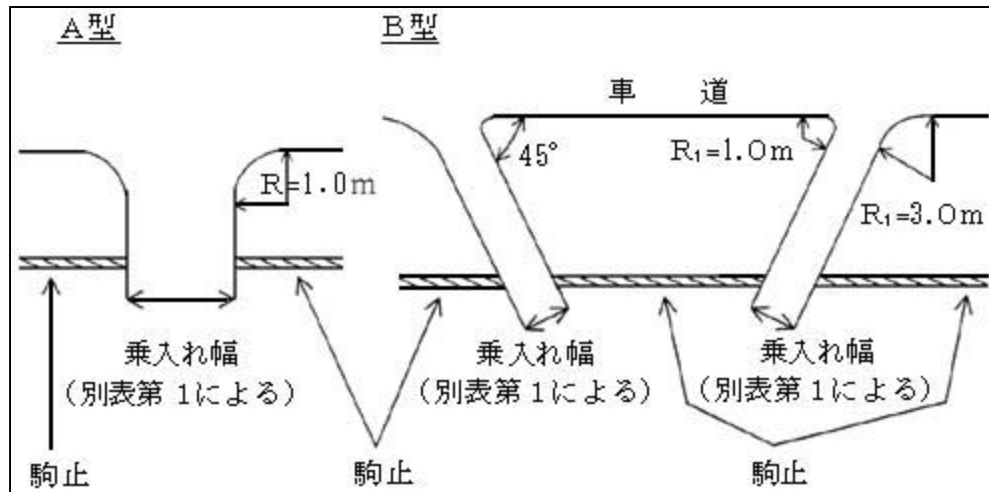
単位：m

型式	車種	A型	B型
		幅	幅
I種	乗用、小型貨物自動車	4.0	—
II種	普通貨物自動車等(6.5t以下)	8.0	7.0
III種	大型及び中型貨物自動車等(6.5tをこえるもの)	12.0	8.0

(注) A型、B型は歩道改築標準図のA型、B型をいう。

- (1) 取付方法については、別図第1を標準とし特殊な箇所については別途考慮することができる。
- (2) 出入する車種の最大のものを適用する。
- (3) 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- (4) 乗入幅の数値はA型、B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
- (5) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。

別図第1



別表第2

舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

単位：cm

種別	車種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装		
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	路盤
I種	乗用、小型貨物自動車	15	10	5		25
II種	普通貨物自動車等	20	20	5	5	25
III種	大型及び中型貨物自動車等	25	25	5	10	30

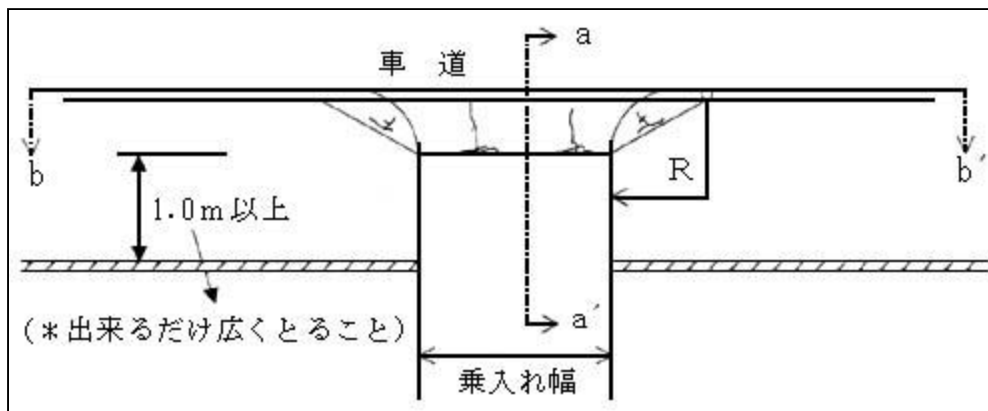
(注)

- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用する。
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28} = 210\text{kgf/cm}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- (4) 路床土は良質土を用いるものとする。
- (5) 路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーランを用いるものとする。
- (6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

別図第2—1 A型

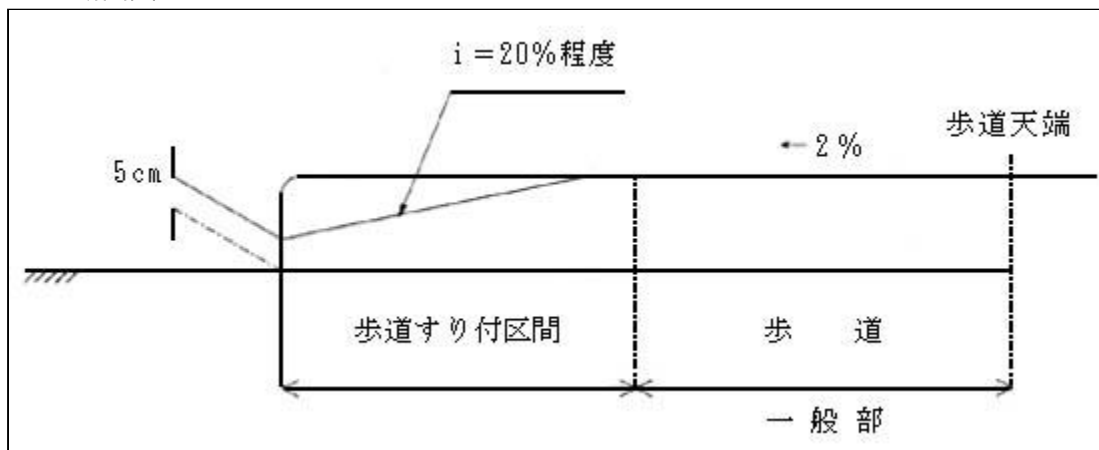
歩道幅員が約2.5m以上の場合

平面図

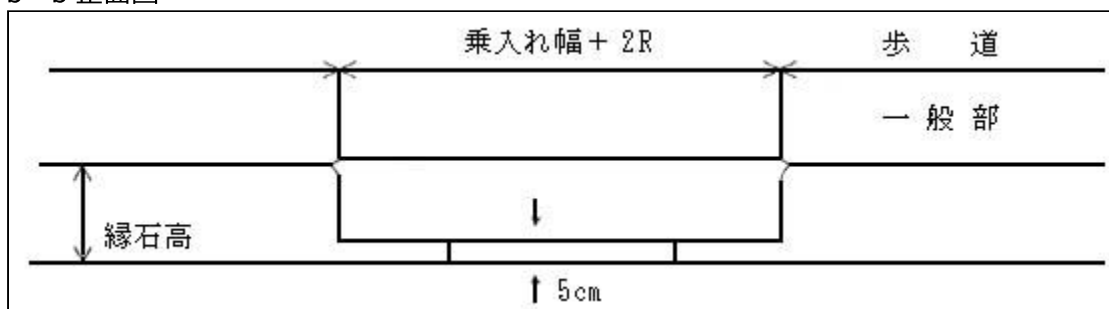


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。

a—a'断面図



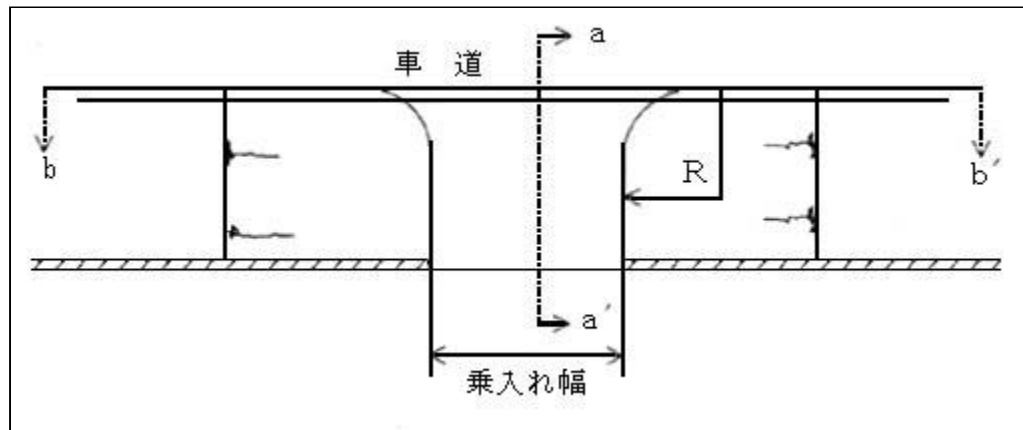
b—b'正面図



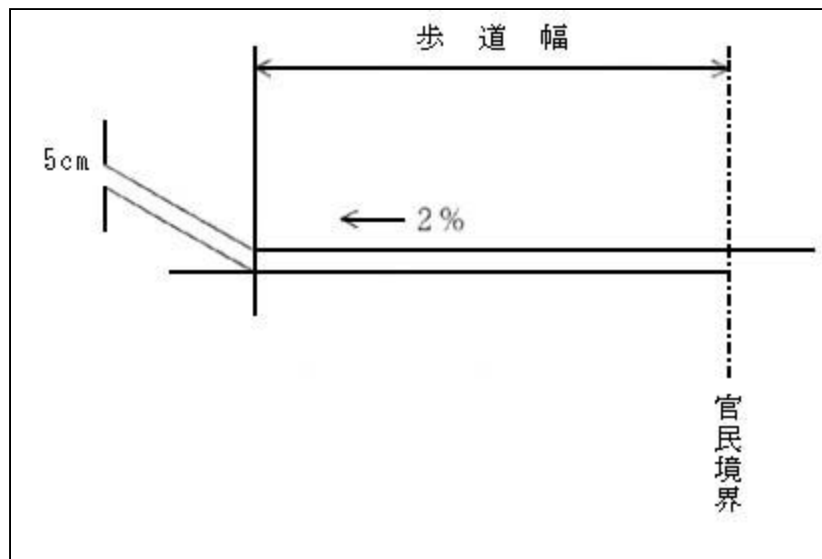
別図第2—2 A型

歩道幅員が約2.5m未満で民地が低い場合

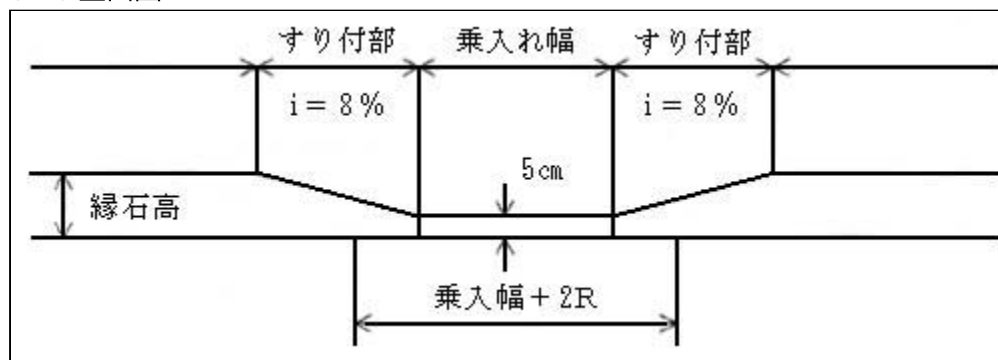
平面図



a—a'断面図



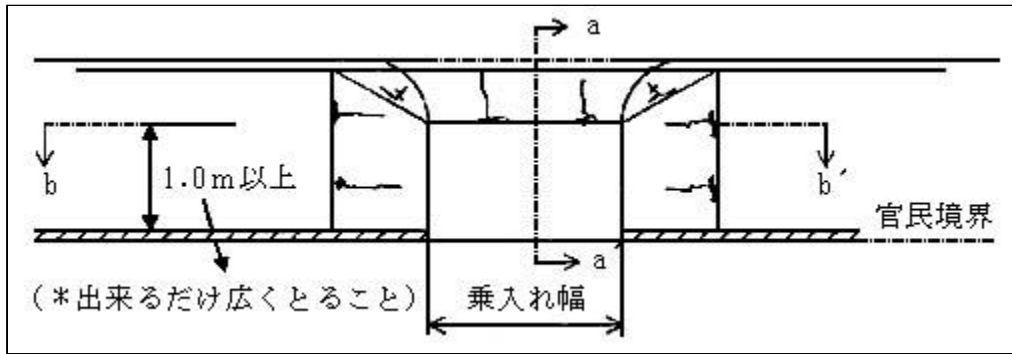
b—b'正面図



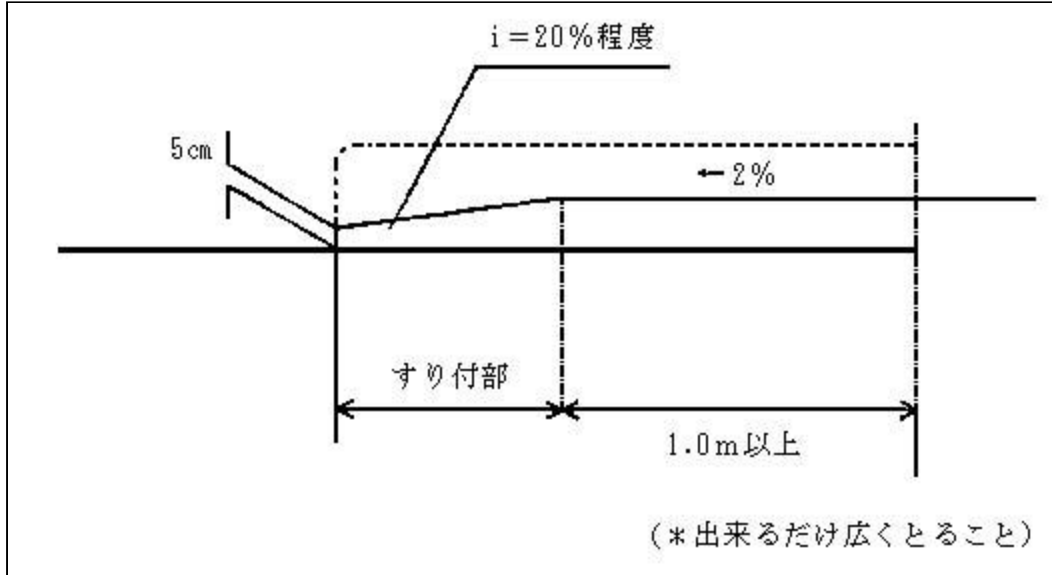
別図第2—3 A型

歩道幅員が約2.5m未満の場合

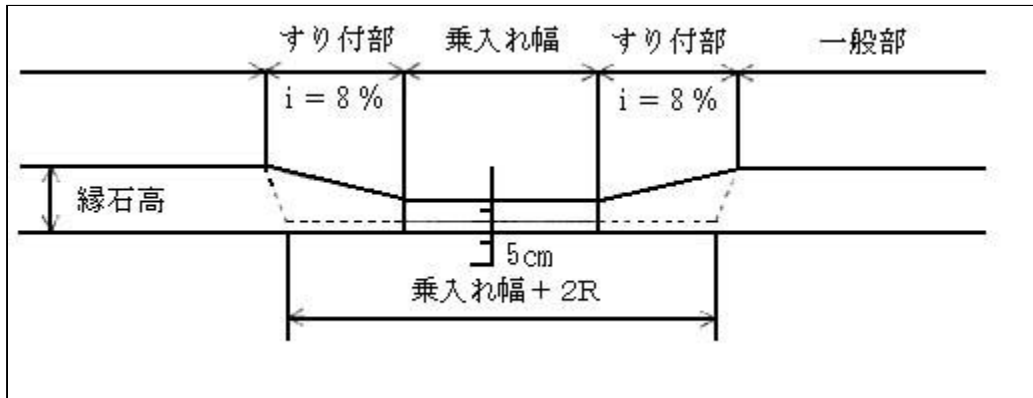
平面図



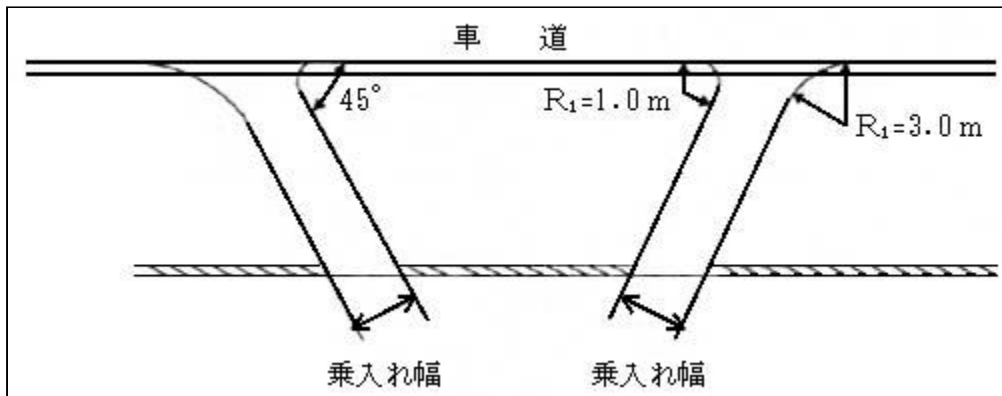
a-a'断面図



b-b'正面図



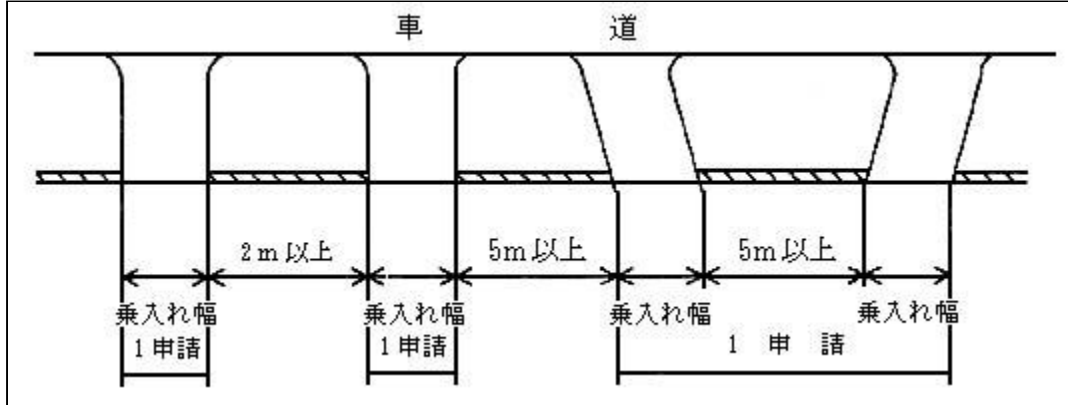
別図第2-4 B型



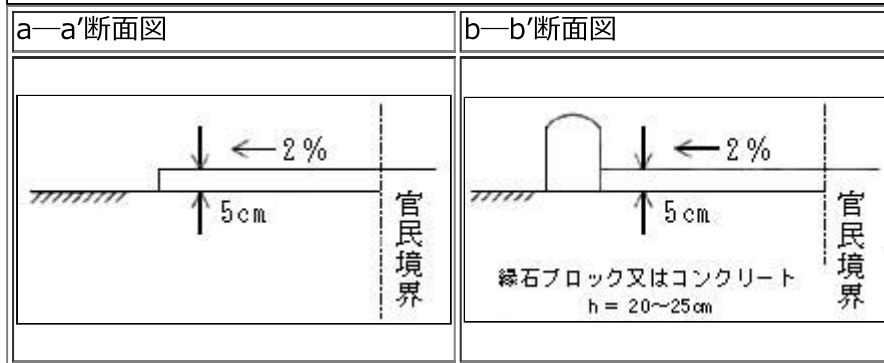
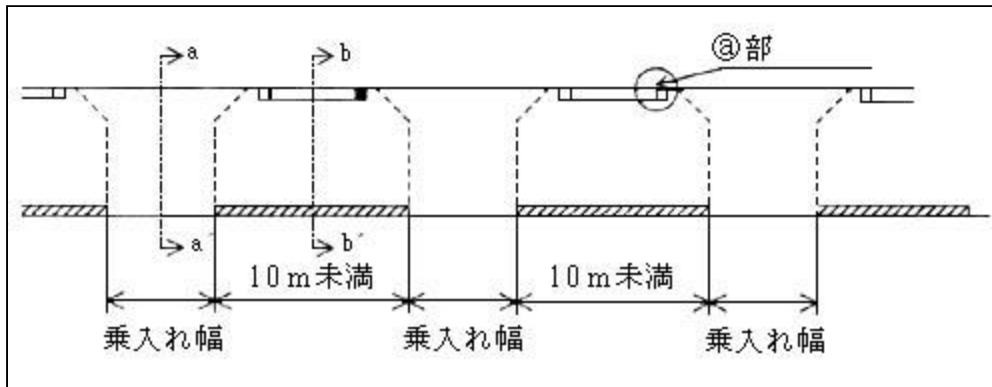
(注) 正面図、断面図はA型に同じ

別図第2—5

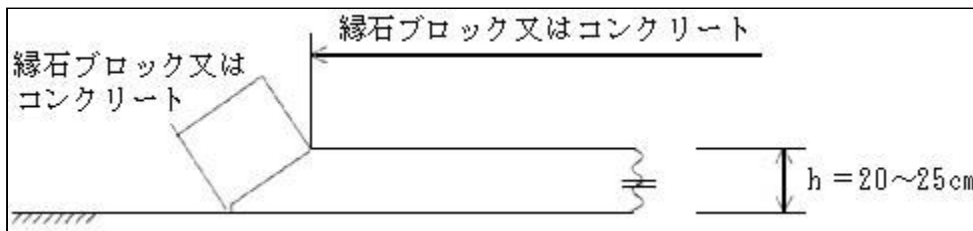
乗入間口の間隔は、A型は2.0m以上B型は5.0m以上とする。



乗入間口間隔が10m未満となる場合には、歩道高さと乗入間口高さは同一とする。



a部詳細図



別紙—2

道路予定区域における許可行為の審査基準(道路法第九条第一項)(案)

道路予定区域における許可を行うに当たっては、

- ・当該道路工事の施行時期
- ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法
- ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容(構造、移転除却の難易度等を含む)及び期間

・当該道路予定区域の従来の利用方法

等を総合的に勘案して判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができるものであること。

なお、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で以下に掲げる場合には原則として許可するものとする。

- 1) 非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更
- 2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更
- 3) 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- 4) 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更

All Rights Reserved, Copyright (C) 2003, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可	
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審 査 基 準	関係条項	
	基準	道路法施行令第9条～第16条 道路法施行規則第4条の3～第4条の4の7 道路占用関係通達集 第2章 占用許可基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特殊車両の通行認定	
根拠法令及び条項	車両制限令第12条	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
審 査 基 準	関係条項	
	基準	特殊車両通行許可限度算定要領について (昭和53年12月1日建設省道交発第99号、道企発第57号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成6年(2004年)10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

特殊車両通行許可限度算定要領

(目次)

第一章 総則

- 1・1 目的
- 1・2 適用する道路
- 1・3 車両の分類
- 1・4 通行条件の区分
- 1・5 道路情報便覧の使用

第二章 許可車両の寸法の算定

- 2・1 許可車両の幅の算定
- 2・2 許可車両の高さの算定
- 2・3 許可車両の長さの算定

第三章 許可車両の重量の算定

- 3・1 用語の定義
- 3・2 部材の許可限度重量の算定
- 3・3 基本図
- 3・4 基本補正係数
- 3・5 車体構造を異にする車両の許可限度重量
- 3・6 橋梁等の許可限度重量の算定
- 3・7 経路の許可限度重量の算定

別紙(1) 許可車両の長さの算定図表

別紙(2) 許可限度重量算定図表

別紙〔附〕 許可限度重量の簡易算定方法

第一章 総則

1・1 目的

この要領は、道路法(以下「法」という。)第47条の二第一項の規定に基づき道路管理者が通行を許可することができる車両(以下「許可車両」という。)の寸法および重量を算定することを目的とする。

1・2 適用する道路

道路法の道路とする。

1・3 車両の分類

許可車両の寸法および重量を算定する場合においては、車両の分類は、表-1・1 に定めるところによる。

表-1・1 車両の分類

分類		例示
単車		トラック トラッククレーン 建設機械類
連結車	セミトレーラ	海上コンテナ運送用車両 一般雑貨運送用車両 重量物運送用車両 ポールトレーラ
	フルトレーラ	一般雑貨運送用車両(ダブルスを含む。)

1・4 通行条件の区分

許可車両の寸法および重量を算定する場合においては、通行条件の区分は、表-1・2 に定めるところによる。

表-1・2 通行条件の区分

区分記号	内容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ、二車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	

(注) 「連行禁止」とは、二台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。

1・5 道路情報便覧の使用

許可車両の寸法および重量を算定するため必要があるときは、この要領のほか、昭和 49 年 6 月 20 日付け、建設省道交発第 22 号道路局長通達により整備された道路情報便覧を使用すること。

第二章 許可車両の寸法の算定

許可車両の寸法は、申請に係る道路の狭小幅員箇所、交差点(屈折部を含む。以下同じ。)、曲線部、トンネルおよび跨道橋下等の箇所の状況等に応じ、次の方法により算定するものとする。

2・1 許可車両の幅の算定

許可車両の幅は、原則として 3.5m 以下とし、かつ、表-2・1 に定めるところにより算定した値とする。

2・2 許可車両の高さの算定

許可車両の高さは、原則として 4.3m 以下とし、かつ、表-2・1 に定めるところにより算定した値とする。この場合において、当該値は、当該車両の通行位置における車道面から構造物、施設等までの高さから 0.2m を差し引いたものとする。

2・3 許可車両の長さの算定

許可車両の長さは、原則として表-2・2 に定める値以下とし、かつ、表-2・1 に定めるところにより算定した値とする。この場合において、道路管理者は、当該車両について交差点における通行の可否を別紙(1)の図-1 により、または曲線部における通行の可否を別紙(1)の図-2 により検討するものとする。

表-2・1 通行条件別許可限度寸法

通行条件	許可車両の幅の限度		許可車両の高さの限度		許可車両の長さの限度		
	分離道路	非分離道路	分離道路	非分離道路	曲線部		交差点
					分離道路	非分離道路	
A	(車道幅員) - 3.0 m	{ (車道幅員) - 0.5 m } / 2	車道上のいずれの位置においても通行できる車両の高さ		別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1 および	—

					1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が{(車道幅員)-3.0m}以下の車両の長さ	図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が[{(車道幅員)-0.5m}/2]以下の車両の長さ	
B	(車道幅員) -1.0m	(車道幅員) /2	進行方向の車道部の中央位置において通行できる車両の高さ	車道の中央の左側で通行できる車両の高さ	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が{(車道幅員)-1.0m}以下の車両の長さ	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が{(車道幅員) /2}以下の車両の長さ	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1による。ただし、交差点の形状と図-1を照合して許可車両が対向車線をおかさず、右折または左折できる長さ
C	車道幅員	車道幅員	道路の中央位置において通行できる車両の高さ		別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1および図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が(車道幅	別紙(1) 許可車両の長さの算定図表の表-1による。ただし、交差点の形状と図-1を照合して許可車両が対向

				両占有幅が (車道幅 員)以下の 車両の長さ	員)以下の車 両の長さ	車線を占有 すれば、右 折または左 折できる長 さ
--	--	--	--	---------------------------------	----------------	---------------------------------------

(注) 1 分離道路とは、車線が往復の方向別に物理的に分離され、または白色の実線で分離されている道路（通常4車線以上の道路）および一方通行の道路をいう。

2 非分離道路とは、分離道路以外の道路をいう。

3 交差点部のA条件については、車両の寸法の大小に関係なく、無条件で通過することは考えることはできないので、空欄とする。

表-2・2 許可車両の長さの限度

単位：m

車両の分類		限度
単車		16.0
連結車	セミトレーラ	17.0
	フルトレーラ(ダブルスを除く。)	19.0
	ダブルス	21.0

第三章 許可車両の重量の算定

許可車両の重量は、申請に係る橋、高架の道路等(以下「橋梁等」という。)について原則として、3・2、3・5、3・6および3・7に定める方法により算定する。

3・1 用語の定義

(1) 許可限度重量(W)：許可車両の総重量をいう。

(1)の1 部材の許可限度重量：橋梁等の部材ごとに許可限度重量を求めた値をいう。

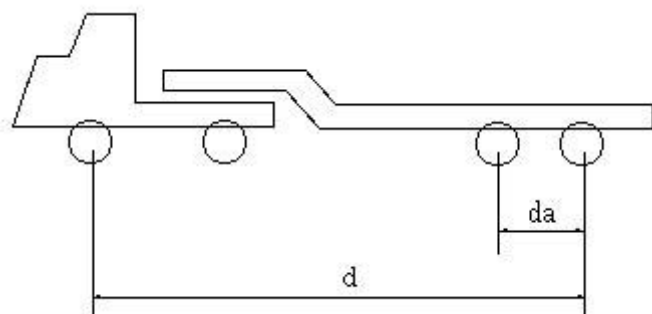
(1)の2 橋梁等の許可限度重量：一の橋梁等について求めた部材の許可限度重量のうち、最小値をいう。

(1)の3 経路の許可限度重量：申請経路における全ての橋梁等について求めた許可限度重量の最小値をいう。

(2) 基本図：橋梁等の主要部材の種類(主げた、横げた、縦げた、および床版)のそれぞれについて車両の分類ごとに橋梁等の部材に生ずる応力が、昭和三一年制定の鋼道路橋設計示方書による一等橋の設計活荷重(以下「TL-二〇設計荷重」という。)と等価となる車両の総重量又は軸重を通行条件の区分別に図示したもので、部材の許可限度重量を求めるための基本となるものをいう。

- (3) 基本総重量(W') : 橋梁等の主要部材ごとにそれぞれの代表的支間(主げたにおいては60mのもの、横げたにおいては6mのもの、縦げたにおいては8mのもの、床版においては4mのものをいう。以下同じ。)について生ずる応力が TL-20 設計荷重と等価となる車両の総重量をいう。
- (4) 基本軸重(P_a) : 床版の代表的支間について生ずる応力が TL-20 設計荷重と等価となる車両の軸重をいう。
- (5) 最遠軸距(d) : 車両の最前軸と最後軸との軸間距離(図 3・1)をいう。
- (6) 隣接軸距(d_a) : 最大軸重軸と隣り合う軸との軸間距離(図-3・1)をいう。

図-3・1 最遠軸距(d)および隣接軸距(d_a)



- (7) 軸重配分比(d) : 申請総重量(W_b)を当該車両の申請軸重のうち最大の軸重(P)で除した値をいう。
- (8) 補正係数(K) : 部材の許可限度重量を求めるために、基本図から求めた値を補正する係数をいい、基本補正係数のそれぞれの値を乗じたものをいう。
- (9) 基本補正係数($k_1 \sim k_5$) : 補正係数を求めるための基本となる係数をいう。
- (9)の1 k_1 : 設計示方書および橋格の相異による設計活荷重に関する補正および支間等の相異による補正を行うための係数をいう。
- (9)の2 k_2 : 設計応力度と実応力度の相異による補正を行うための係数をいう。
- (9)の3 k_3 : 路面の凹凸等の状況による補正を行うための係数をいう。
- (9)の4 k_4 : 部材の腐食、損傷等の程度および断面の過不足等による補正を行うための係数をいう。
- (9)の5 k_5 : 交通状況および将来の供用期待年数等による補正を行うための係数をいう。

3・2 部材の許可限度重量の算定

部材の許可限度重量は、部材ごとに次の方法により算定する。

- (1) 主げた、横げたおよび縦げた

$$W = W' \times K$$

(この式において、 W , W' および K は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

W=主げた、横げたおよび縦げたのそれぞれの許可限度重量

W' =基本図 I から求めた基本総重量

K=次式により求めた補正係数

$$K=k1 \times k2 \times k3 \times k4 \times k5)$$

(2) 床版

$$W=W' \times K=Pa \times \alpha \times K$$

(この式において W, W' , Pa, α および K はそれぞれ次の数値を表わすものとする。

W=床版の許可限度重量

$$W' =Pa \times \alpha$$

Pa=基本図 II から求めた基本軸重

$$\alpha = \text{申請車両の総重量} / \text{申請車両の申請軸重の最大値} = Wb / P$$

$$K=k1 \times k2 \times k3 \times k4 \times k5)$$

3・3 基本図

基本図は、別紙(2)に示すものとし、その種類は表-3・1に示すものとする。

表-3・1 基本図の種類

基本図番号	車両の分類	部材	求める値	変数
I-1	単車	主げた 横げた 縦げた	W'	d
I-2	セミトレーラ	主げた 横げた 縦げた	W'	d
I-3	フルトレーラ	主げた 横げた 縦げた	W'	d
II-1	全車両	床版	Pa	da

3・4 基本補正係数

基本補正係数は、別紙(2)に示すものとし、その種類は表-3・2に示すものとする。

表-3・2 基本補正係数の種類

基本補正係数	補正内容	適用部材	基本補正係数表番号
k1	(設計荷重に関する補正) × (支間等に関する補正)	主げた 横げた・縦 げた	表-1、表-2 表-3、表-4 表-5、表-6

		床板	
k2	応力度に関する補正	全部材	表-7(注)
k3	路面状況に関する補正	全部材	表-8
k4	橋梁の腐食・損傷等の程度等による断面の過不足等に関する補正	全部材	-
k5	交通状況および将来の供用期待年数等に関する補正	全部材	-

3・5 車体構造を異にする車両の許可限度重量

3・5・1 車体幅を異にする車両

自動車の幅(以下「車体幅」という。)が、2.50mをこえる車両の主げたの許可限度重量は、通行条件Dの場合に限り3・2に定めるところにより求めた許可限度重量に表-3・3の係数 β を乗じた値とする。ただし、横げた、縦げたおよび床版の許可限度重量は、車体幅に関係なく三・二に定めるところにより求めた値とする。

図-3・2 Gのとり方

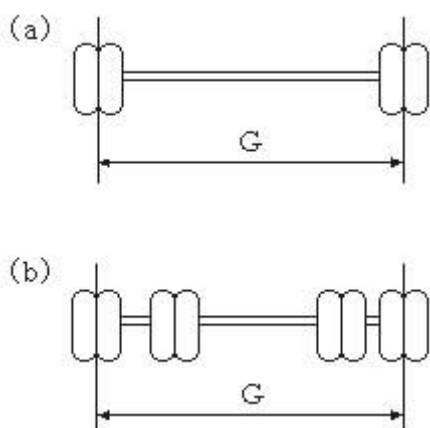


表-3・3 係数 β の値

最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離(G)	β の値
2.00m以下	1.00
2.01m～2.25m	1.05
2.26m～2.50m	1.10
2.51m～2.75m	1.15
2.76m～3.00m	1.20

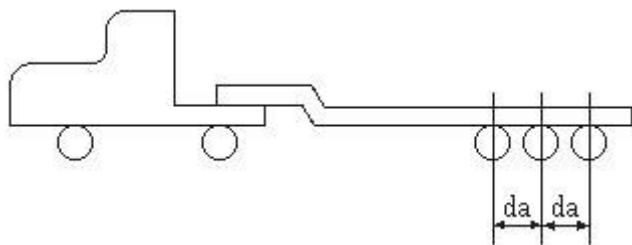
3・5・2 トリプル軸を有する車両

トリプル軸を有する車両の床版の許可限度重量は、次の式により算定する。

$$W = Pa \times 0.7 \times \alpha \times K$$

P_a は基本図 II により求めた値とする。

図-3・3 トリプル軸を有する車両



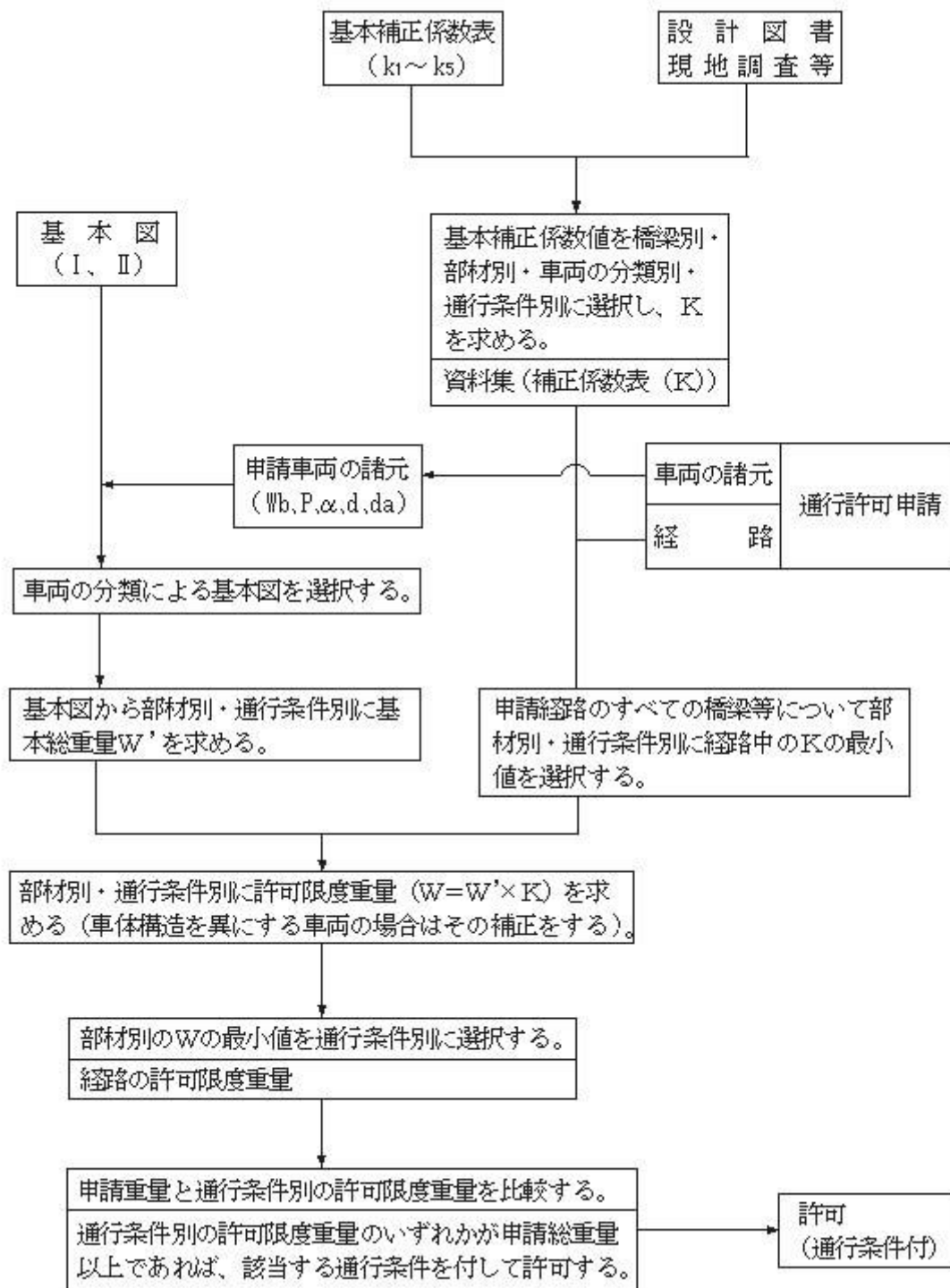
3・6 橋梁等の許可限度重量の算定

一の橋梁等の許可限度重量は、3・2および3・5に定めるところにより当該橋梁等について求めた部材の許可限度重量中の最小値とする。

3・7 経路の許可限度重量の算定

申請に係る経路の許可限度重量は、図-3・4に示す順序により求める。

図-3・4 経路許可限度重量の算定順序



別紙(1) 許可車両の長さの算定図表

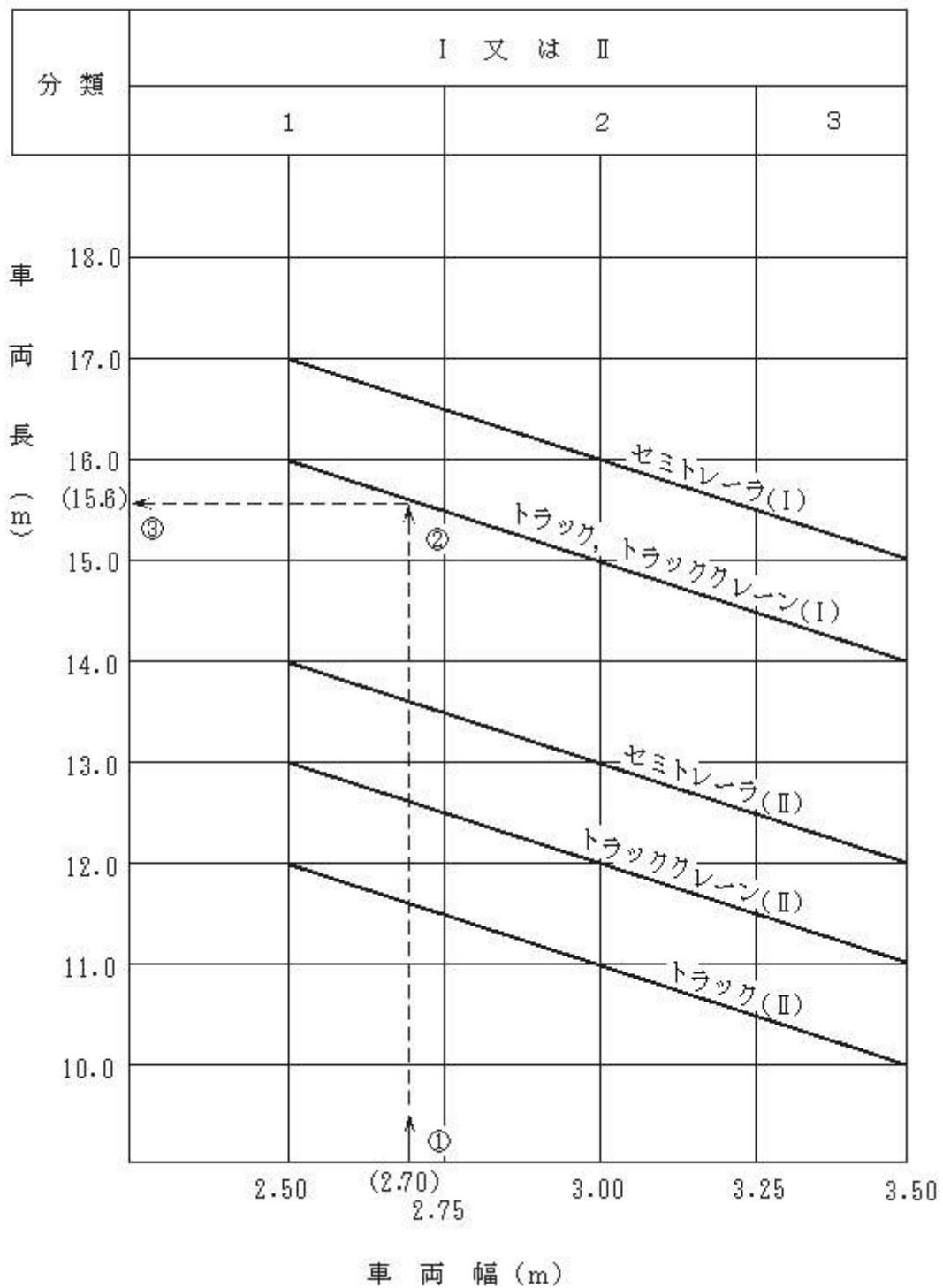
表-1 車両寸法による分類

単位：m

分類	I			II			III	IV
	1	2	3	1	2	3		
車両幅	2.50	3.00	3.50	2.50	3.00	3.50	2.50	通行 不可
トラック	$1 \leq 16.0$	$1 \leq 15.0$	$1 \leq 14.0$	$1 \leq 12.0$	$1 \leq 11.0$	$1 \leq 10.0$	$1 \leq 10.0$	
トラックク レーン	$1 \leq 16.0$	$1 \leq 15.0$	$1 \leq 14.0$	$1 \leq 13.0$	$1 \leq 12.0$	$1 \leq 11.0$	$1 \leq 11.0$	〃
セミトレー ラ	$1 \leq 17.0$	$1 \leq 16.0$	$1 \leq 15.0$	$1 \leq 14.0$	$1 \leq 13.0$	$1 \leq 12.0$	$1 \leq 12.0$	〃
フルトレー ラ	$1 \leq 19.0$	-	-	$1 \leq 16.0$	-	-	$1 \leq 14.0$	〃
ダブルス	$1 \leq 21.0$	-	-	$1 \leq 18.0$	-	-	-	〃

(注) 1 車両幅が上記分類の車両幅(2.50, 3.00, 3.50)と異なるときは、当該車両長は、補間により求めた長さとする。(次の例示参照)

2 1とは車両の長さをいう。



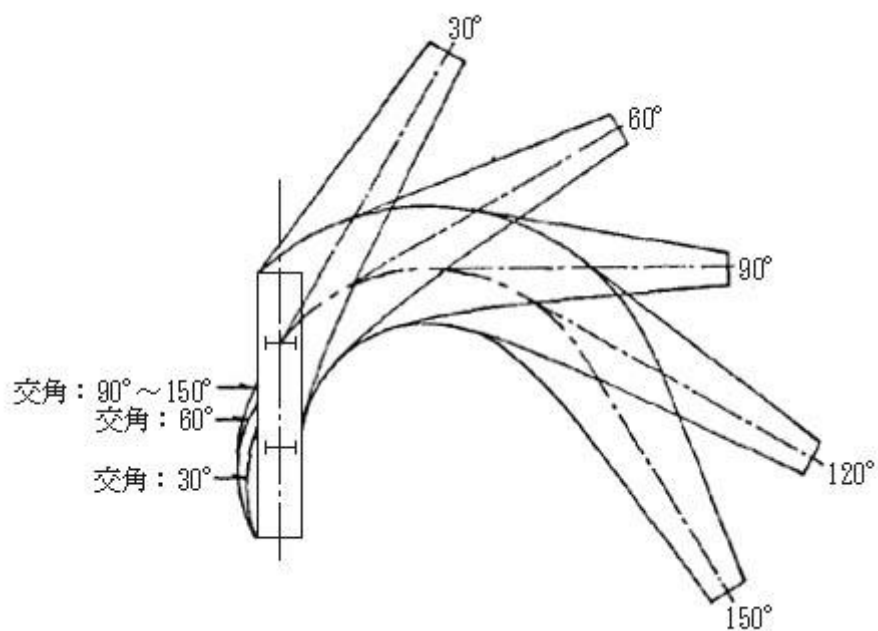
(注)

- 1 図面の矢線の番号 1)～3)の順序により、車両長さを見出す。
- 2 車両の分類 I、II とも 2.75 未満を 1、2.75～3.25 未満を 2、3.25 以上を 3 とする。

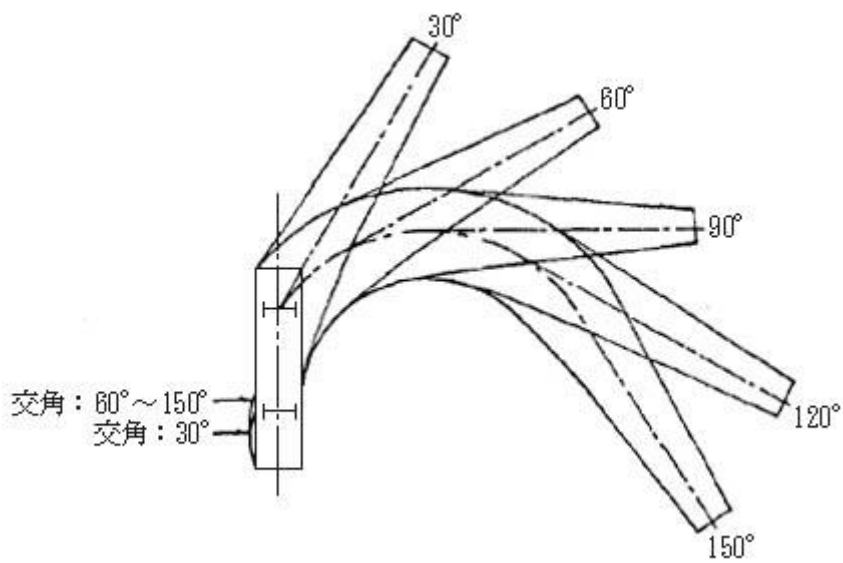
図-1 交差点における車両寸法による分類別軌跡図

縮尺：1/500

車両分類：I



車両分類：II



車両分類：III

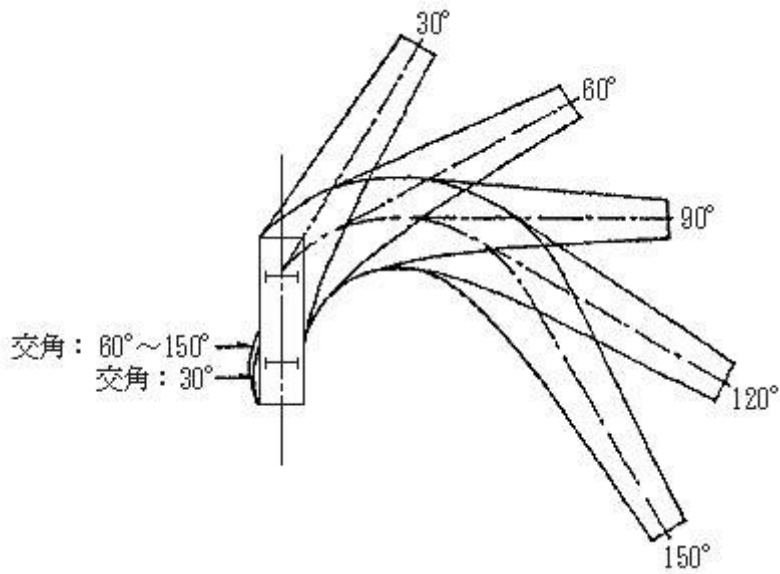
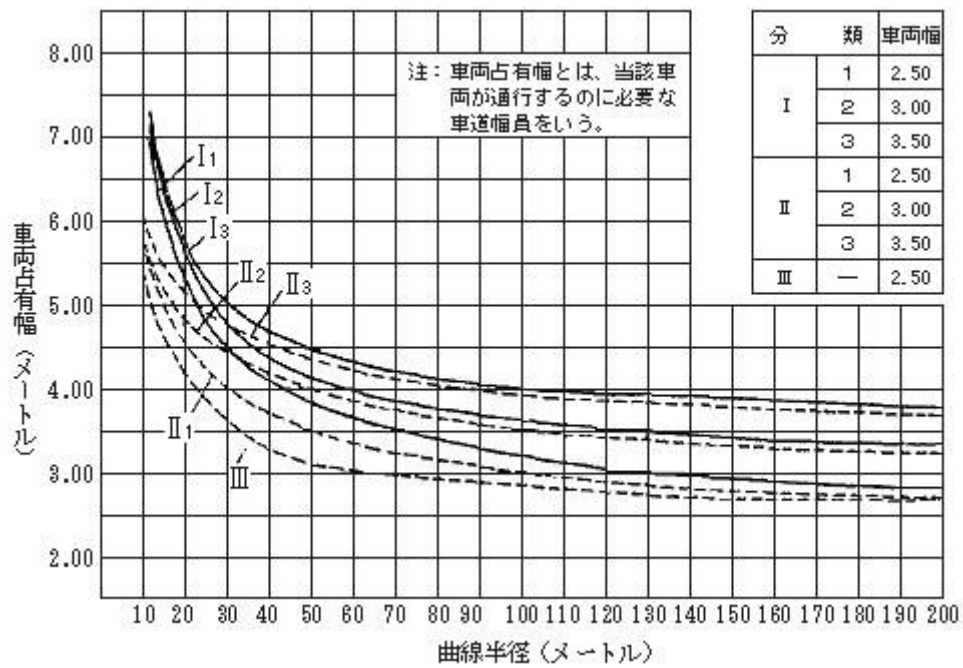


図-2 道路の曲線部における車両占有幅



別紙(2)

許可限度重量算定図表

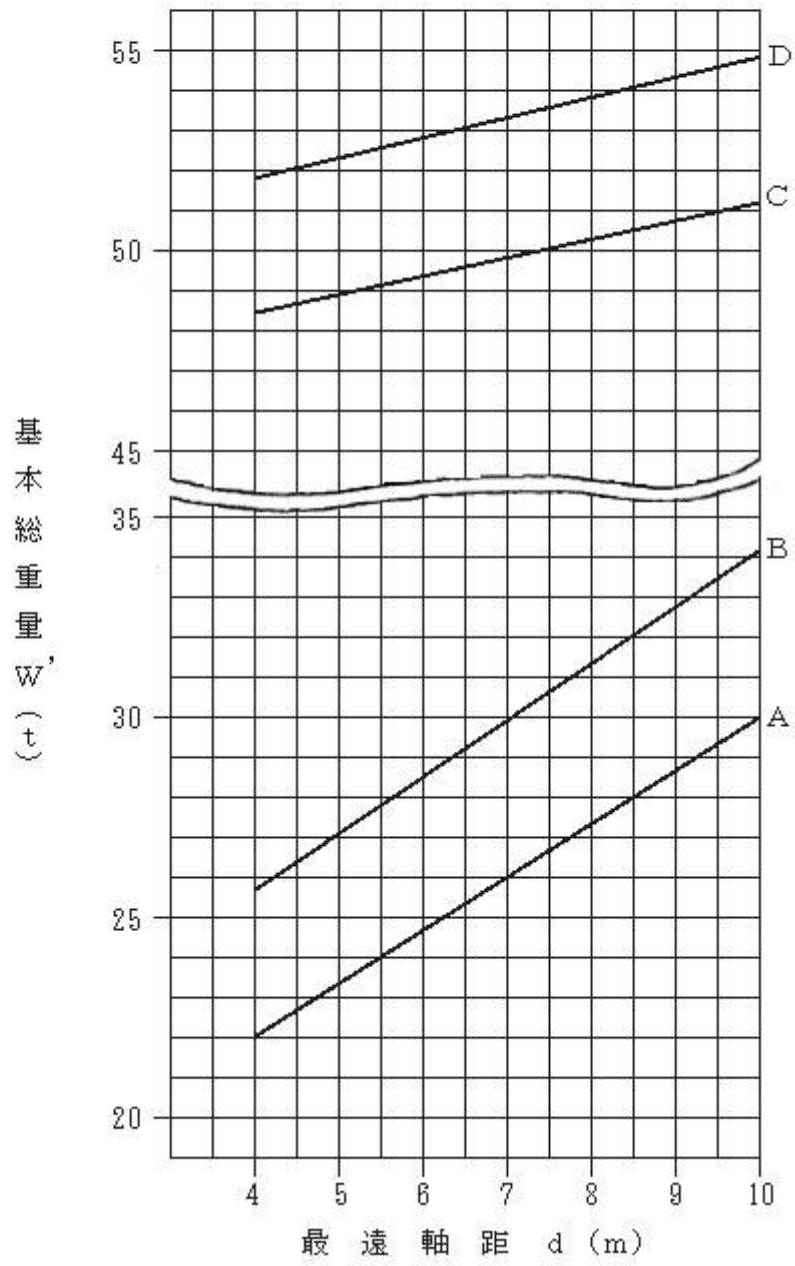
A 基本図

車両の分類		例示	使用する基本図	
			主げた・横げた・縦げた	未版

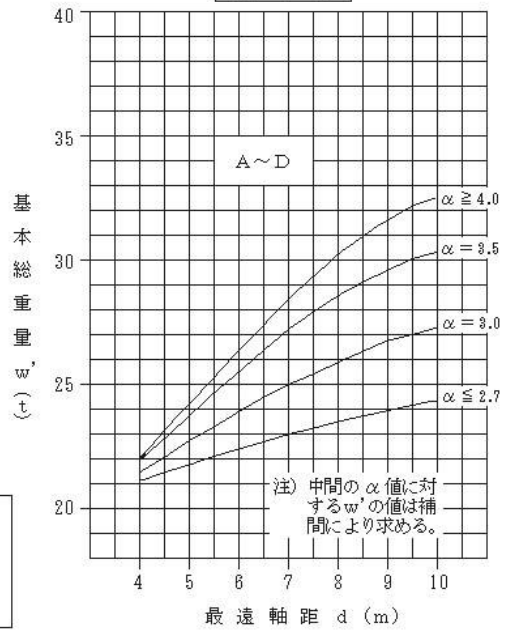
単車		トラック トラッククレーン車 建設機械類	I-1	II-1
連結車	セミトレーラ	海上コンテナ運送用車両 一般雑貨運送用車両 重量物運送用車両 ポールトレーラ	I-2	II-1
	フルトレーラ	一般雑貨運送用車両(ダブルスを含む)	I-3	II-1

基本図 I-1
単 車

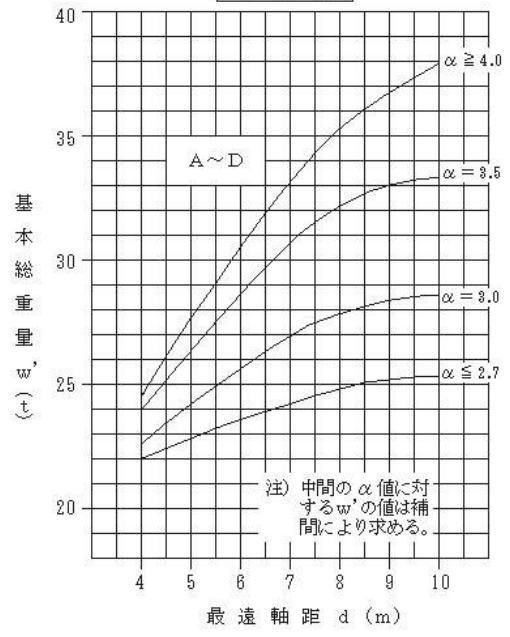
主 げ た



横げた

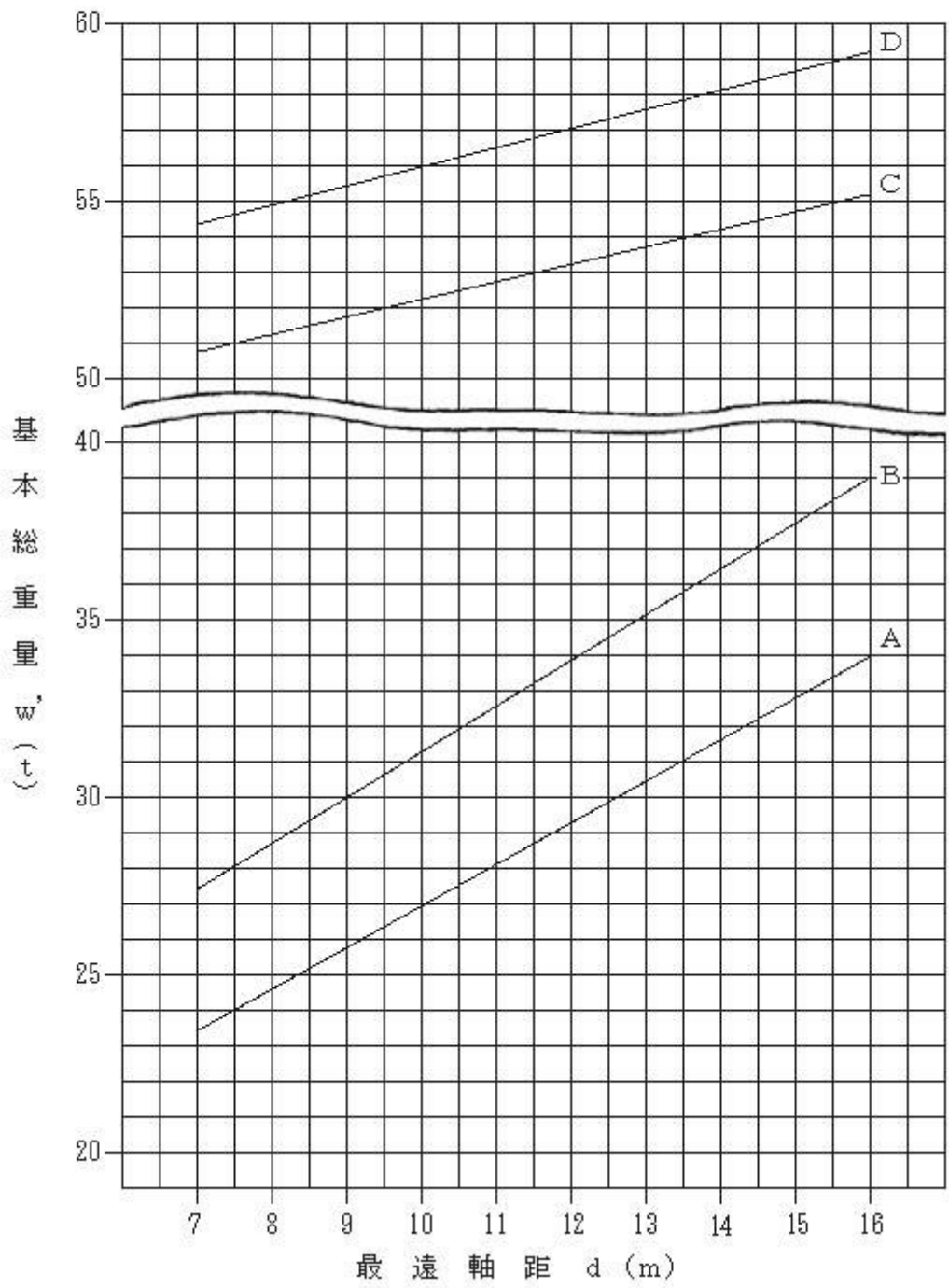


縦げた



基本図 1-2
連結車 (セミトレーラ)

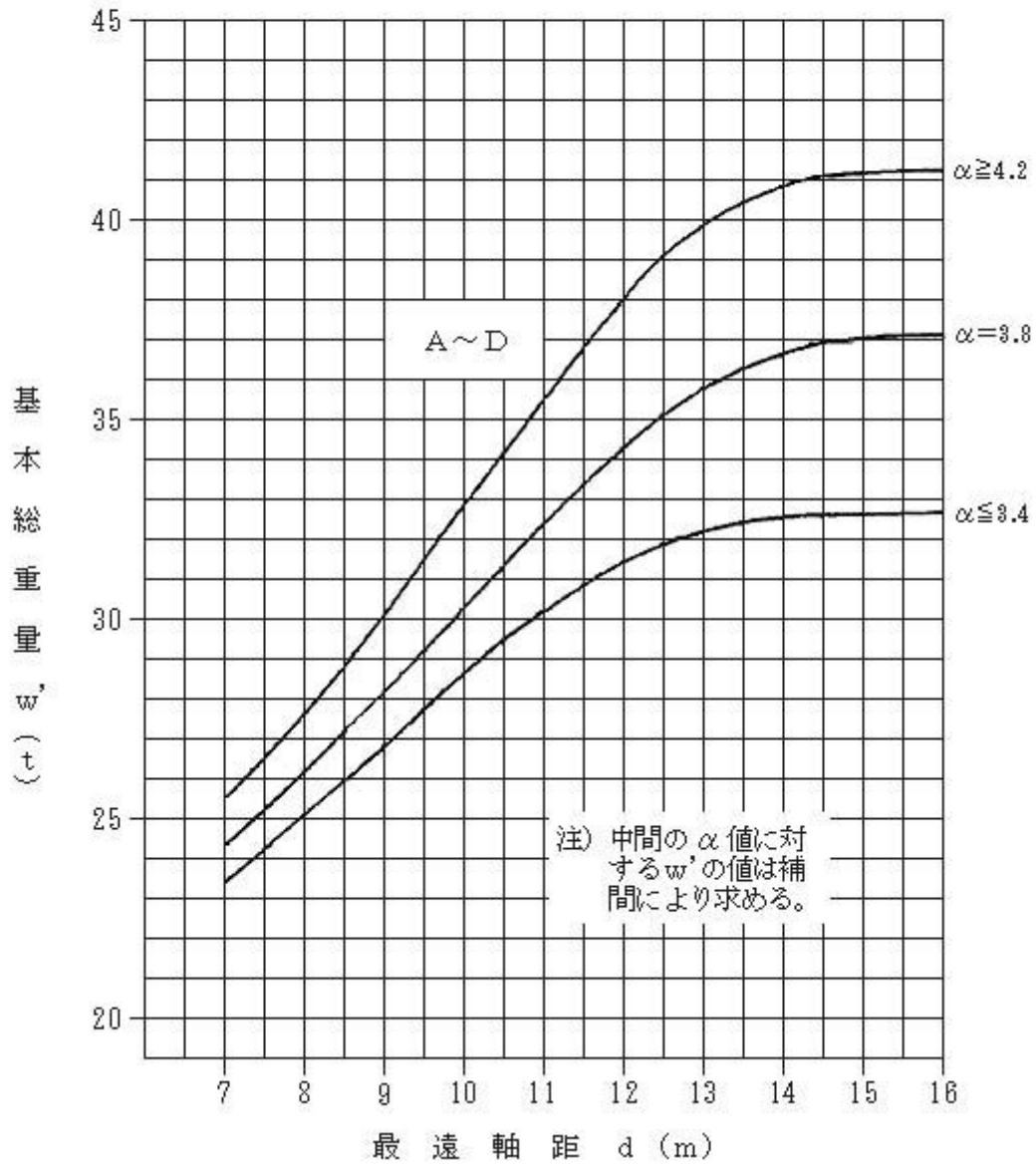
主げた



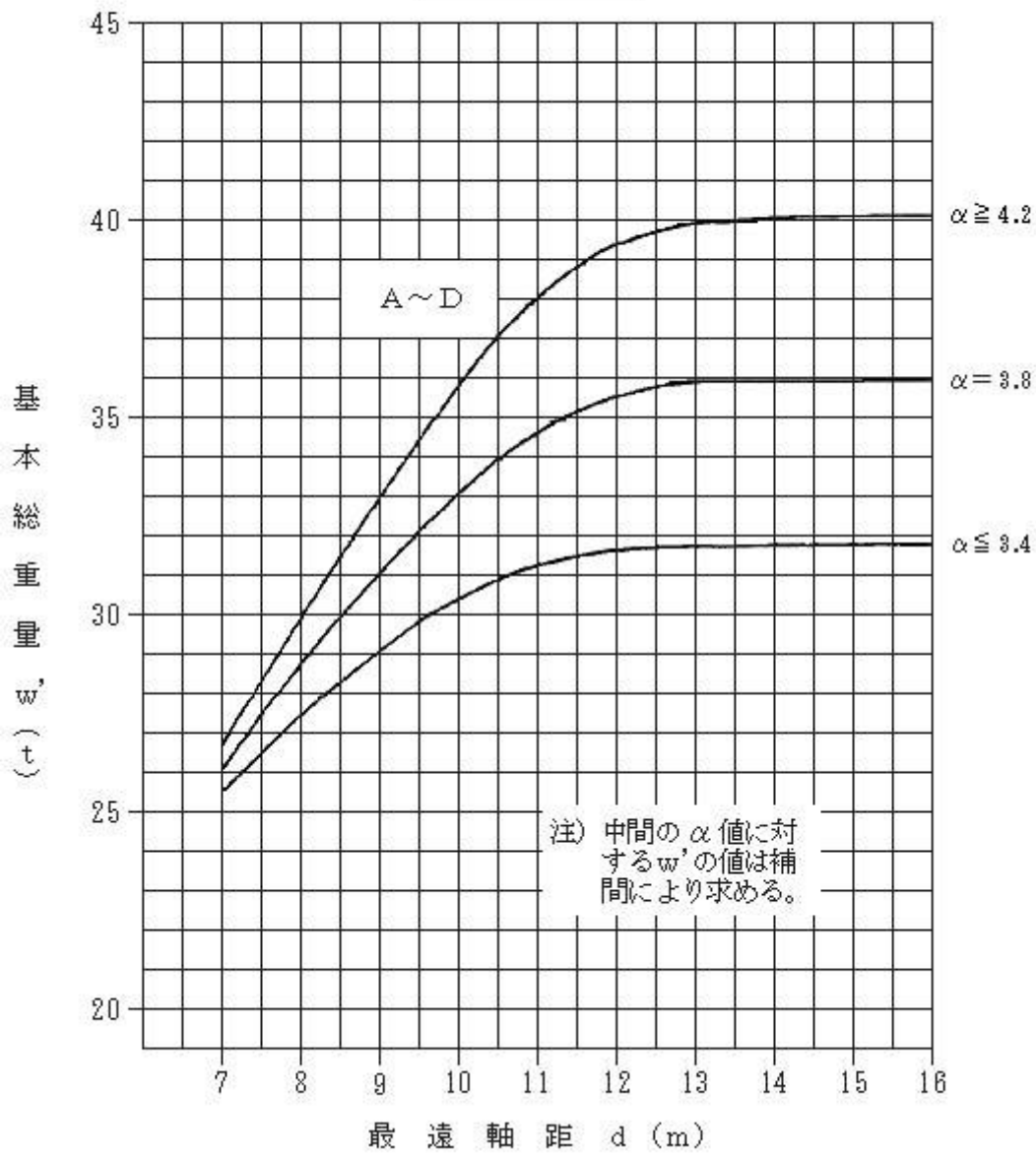
基本図 I-2

連結車(セミトレーラ)

横 げ た

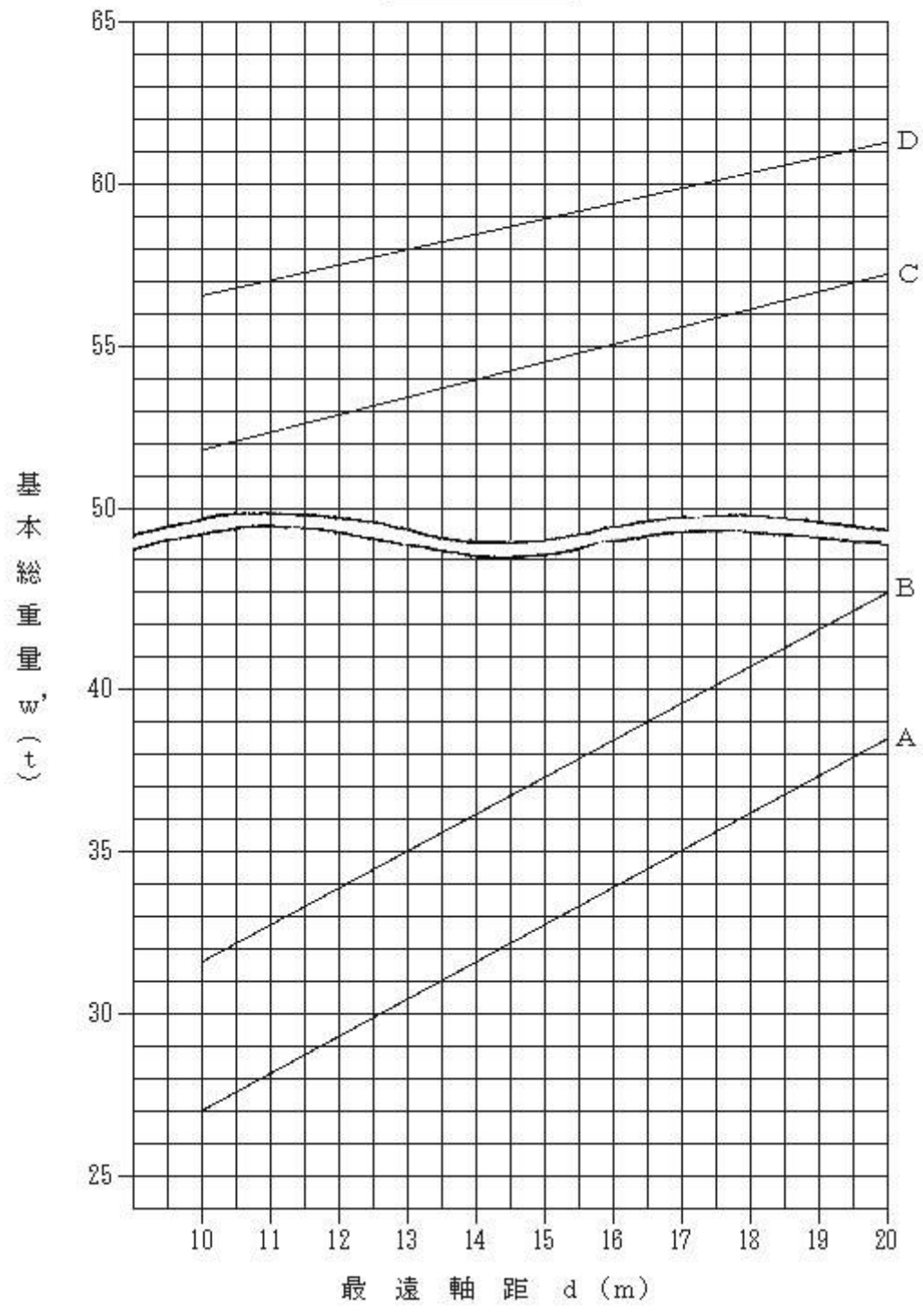


縦 げ た



基本図 I-3
 連結車(フルトレーラ)

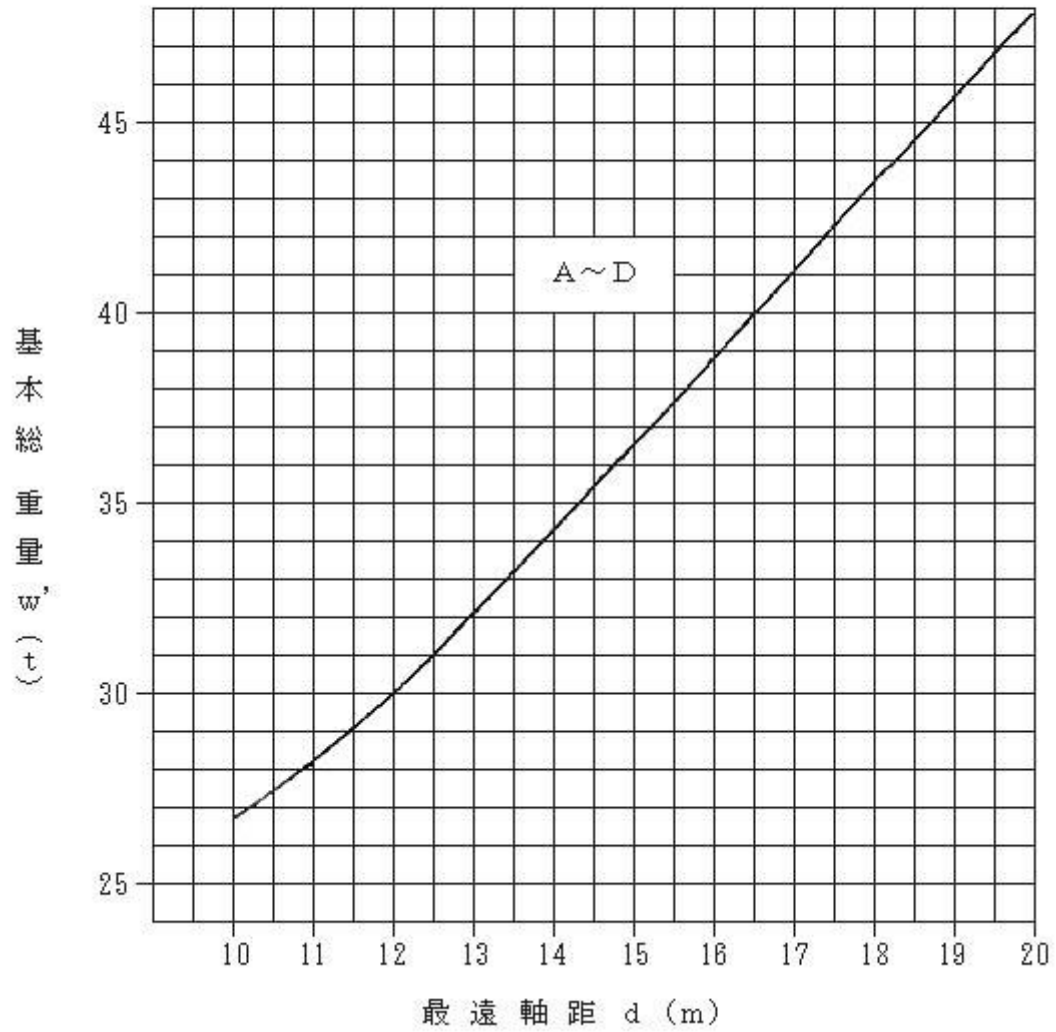
主 げ た



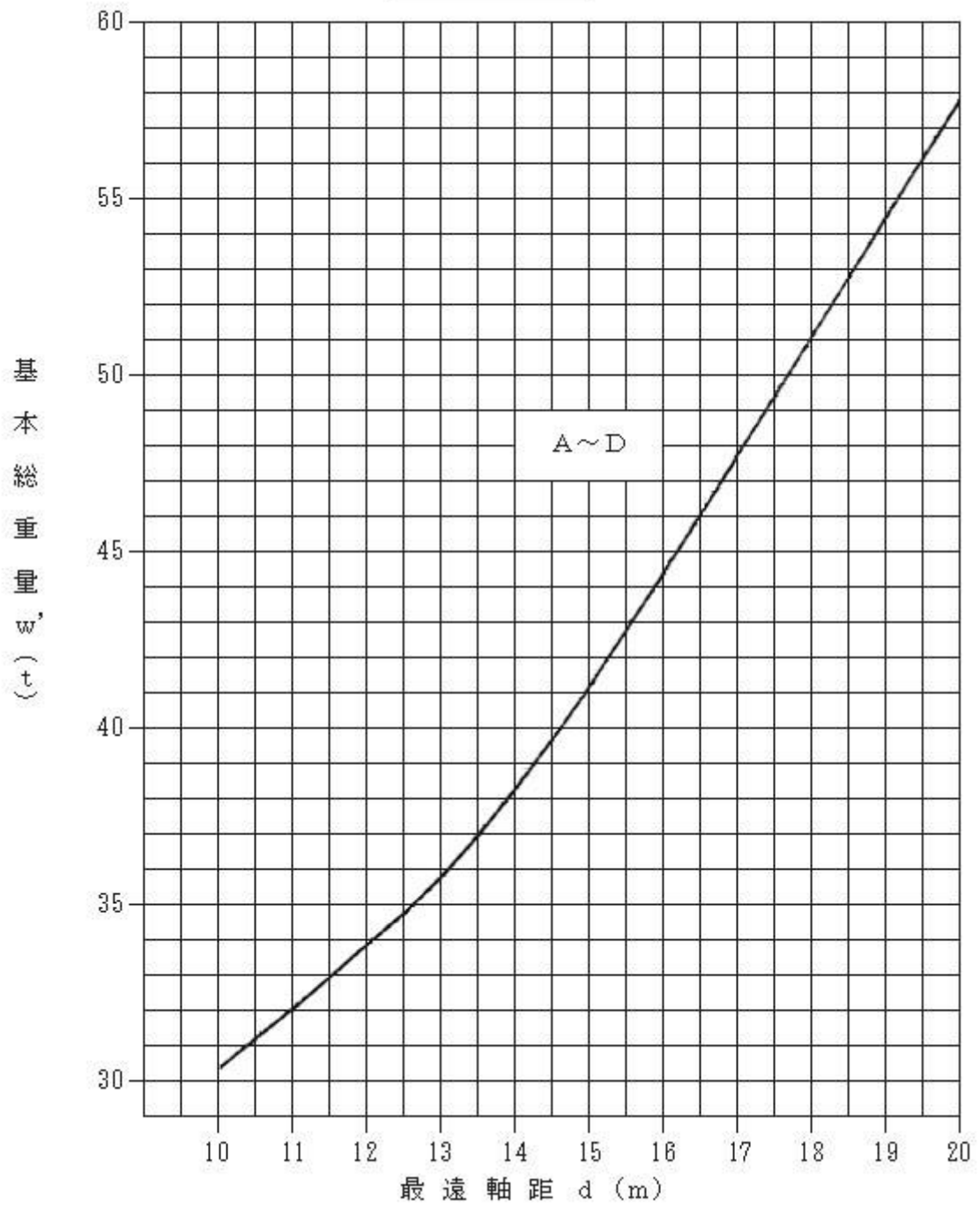
基本図 I-3

連絡車(フルトレーラ)

横げた

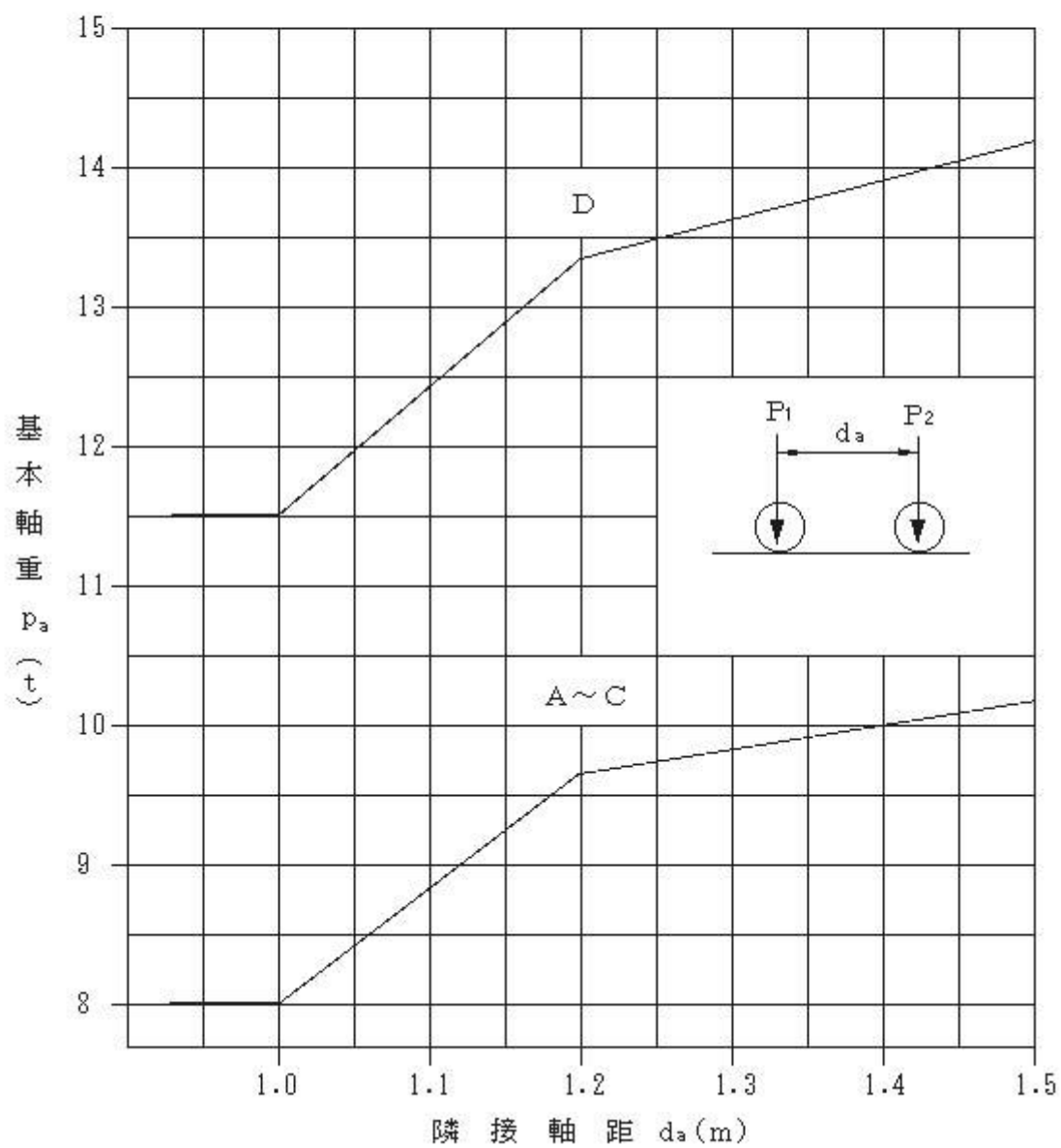


縦げた

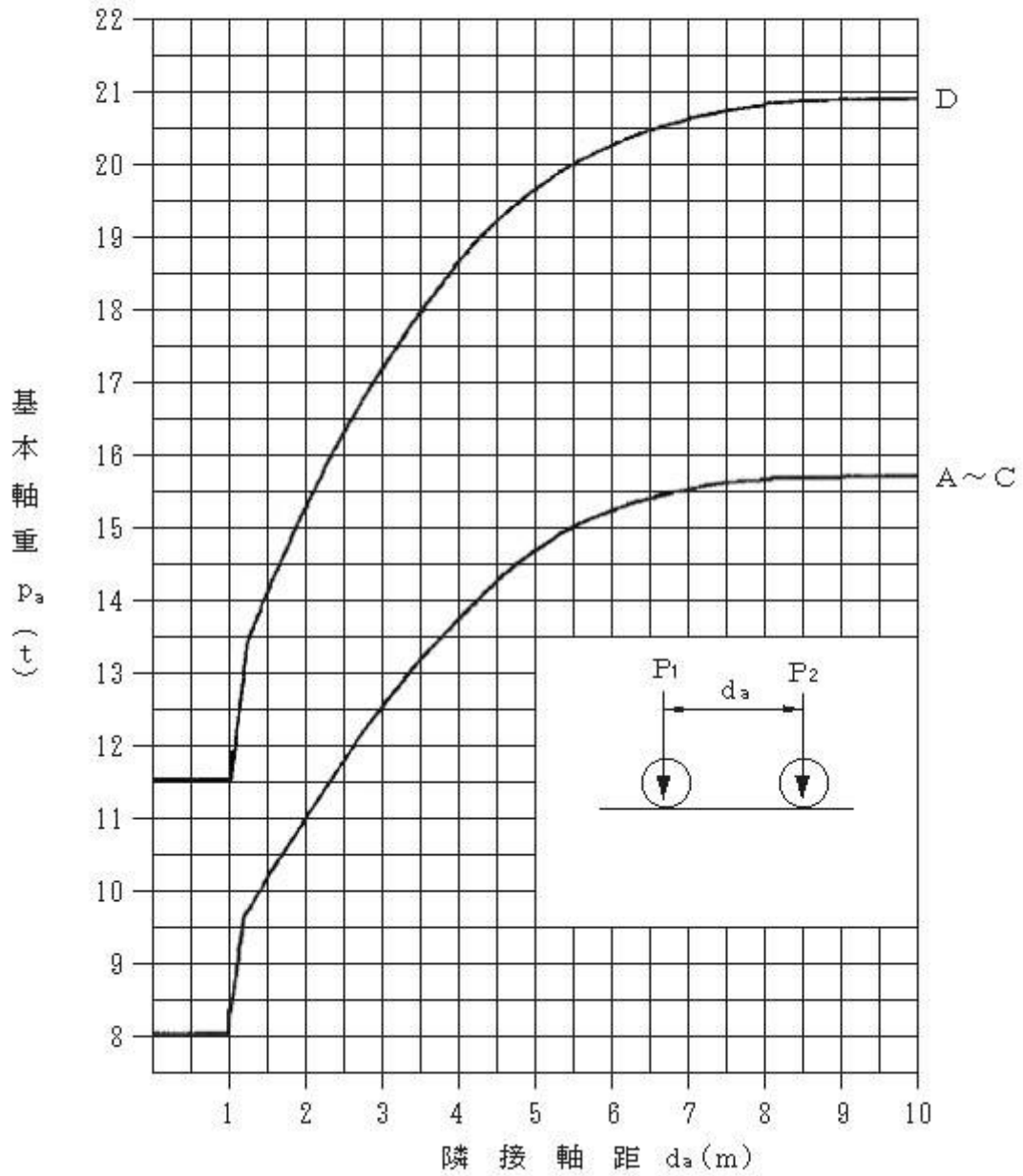


基本図Ⅱ-1
全車両

床版



床 版



(注)

- 1 隣接軸距が 1.5m 以下の場合は、前頁の図から基本軸重を求める。
- 2 片持版に対しては D を使用してはならない。

B 基本補正係数表

	適用部材		適用車両
基本補正係数			

k1	主げた		表-1(単車) 表-2(連結車)
	横げた		表-3(全車両)
	縦げた		表-4(〃)
	床版	単純・連続版	表-5(〃)
		片持版	表-6(〃)
k2	全部材		表-7、(注)(〃)
k3	全部材		表-8(〃)
k4	全部材		(全車両)
k5	全部材		(全車両)

表-1 k1(主げた)〔単車に適用〕

通行条件	主げた支間l(m)	d≤6.5m									d>6.5m														
		S48			S31			S14			T15			S48			S31			S14			T15		
		1	2		1	2		1	2		1	2	3	1	2		1	2		1	2		1	2	3
A	l<20	1.1	1.0	0.7	0.7	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	1.2	1.1	0.8	0.9	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.5	0.8	0.6	0.5
	20≤l<30	1.2	1.0	0.7	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6	1.2	1.0	0.7	0.8	0.6	0.9	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	0.6	0.9	0.7	0.6
B	30≤l<40	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.9	0.8	0.7
	40≤l<50	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
C	50≤l<60	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
	60≤l	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
C	l<60	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.8	0.7	0.5	0.6	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4

・ D	20	9	2	3	8	6	4	5	2	5	9	6	2	6	6	4	0
	20≦	0.8	0.6	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.9	0.7	0.5	0.6	0.4	0.6	0.5	0.5
	1<	1	7	7	7	4	9	7	5	1	5	3	4	9	6	4	0
	30																
	30≦	0.9	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	1.0	0.8	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6	0.6
	1<	6	7	4	0	5	4	0	8	1	0	6	4	8	9	3	1
	40																
	40≦	1.0	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.7	0.7	1.1	0.8	0.6	0.8	0.6	0.9	0.7	0.7
	1<	8	6	1	3	6	9	3	0	1	8	2	5	7	1	5	1
	50																
	50≦	1.1	0.9	0.6	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	1.1	0.9	0.6	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8
	1<	9	5	7	4	4	2	3	0	9	5	7	4	4	2	3	0
	60																
	1≧	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.8	0.8
60	4	0	0	0	9	7	7	4	4	0	0	0	9	7	7	4	

(注)

- 1 軸数3以下の単車については、 $d \leq 6.5m$ の欄の基本補正係数を用いる。
- 2 上表中 S48 とは、「特定の路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準について」（昭和48年4月25日、建設省都市局長、道路局長通達によるいわゆる TT-43 をいう。（以下、表2～8において同じ）
- 3 上表中 S31、S14、T15 とはそれぞれ昭和31年、昭和14年、大正15年制定の道路橋設計示方書をいう。（以下、表2～8において同じ）
- 4 上表1,2,3とはそれぞれ1等橋、2等橋、3等橋をいう。（以下、表2～8において同じ）

表-2 k1(主げた)〔連結者に適用〕

通 行 条 件	主 げ た 支 間 1(m)	$d \leq 15m$								$d > 15m$							
		S48		S31		S14		T15		S48		S31		S14		T15	
		1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	3		
・ A	1<	1.4	1.2	0.9	1.0	0.7	0.9	0.7	0.6	1.6	1.5	1.0	1.1	0.8	1.0	0.8	0.7
	20	3	8	0	0	4	1	2	4	7	0	5	7	7	7	4	5
B	20≦	1.3	1.1	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8	0.7	1.4	1.1	0.8	1.0	0.7	1.0	0.8	0.7

	1 (m)	λ (m)																
A ~ D	1 < λ ≤ 4	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	1.4	1.4	0.9	0.9	0.6	0.7	0.5	0.4	
		0	0	0	5	6	5	8	0	0	0	8	1	4	7	2	2	
		4	1.2		0.6	0.4	0.5	0.4	0.3	1.2	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4	0.3	
		< 1			5	7	9	0	2	1	0	0	5	7	9	0	2	
	8 < λ ≤ 12	1.3		0.6	0.4	0.6	0.4	0.3	1.2	0.9	0.6	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2		
		6		7	8	0	0	2	2	0	3	0	3	4	6	9		
		8		0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2		
		< 1		5	7	0	3	7	1	0	0	5	7	0	3	7		
	12 < λ ≤ 24	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2	1.4	1.4	0.9	0.9	0.6	0.6	0.4	0.3	
		0	0	0	5	6	7	3	5	0	0	8	1	4	6	6	5	
		4	1.2		0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	
		< 1			5	7	0	3	7	1	0	0	5	7	0	3	7	
8 < λ ≤ 12	1.3		0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	0.9	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2			
	6		7	8	2	4	8	2	0	3	0	3	7	1	5			

表-4 k1(縦げた) [全車両、全通行条件 (A~D) に適用]

通 行 条 件	縦 げ た 支 間	d ≤ 6m									d > 6m								
		S48		S31		S14		T15			S48		S31		S14		T15		
		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	1	2	1	2	3	

	1(m)																
A ~ D	1<4	1.0	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	1.2	1.2	0.8	0.8	0.5	0.6	0.4	0.3
	0	0	0	5	5	5	5	6	7	5	5	8	1	6	9	5	4
	4< $\lambda \leq$ 8	1.1								1.1	1.0	0.7	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2
	8< $\lambda \leq$ 12	1.2								1.0	0.9	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2
		1								9	0	3	9	1	0	2	4

表-5 k1(床版-単純版・連続版)〔全車両に適用〕

通行条件	床版の支間 l(m)	S48	S31		S14		T15		
			1	2	1	2	1	2	3
A・B・C	1<2	1.84	1.84	1.29	1.12	0.77	0.90	0.61	0.46
	2 \leq l \leq 4	1.27	1.18	0.83	0.91	0.63	0.74	0.50	0.38
D	1<2	1.32	1.32	0.92	0.81	0.55	0.65	0.44	0.33
	2 \leq l \leq 4	1.19	1.10	0.77	0.85	0.58	0.69	0.46	0.35

表-6 k1(床版-片持版)〔全車両に適用〕

通行条件	床版の支間 l(m)	S48	S31		S14		T15		
			1	2	1	2	1	2	3
A・B・C	1<1	1.50	1.50	1.05	1.17	0.81	0.95	0.63	0.48
	1 \leq l \leq 2	1.12	1.12	0.78	1.05	0.73	0.86	0.57	0.43

表-7 k2(横げた、縦げた)〔全車両に適用〕

通行条件	S48	S31		S14		T15		
		1	2	1	2	1	2	3
A・B	1.0	1.0	1.0	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
C・D	1.3	1.3	1.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6

(注)

1 k2は応力度に関する補正係数で、横げた及び縦げたについては、鉄筋コンクリート床版との合成効果等により実際には応力度の余裕があることを考慮して、計算により得られた耐荷力に上表の係数で示される割増しを行うものである。しかし、このような耐荷力の割増しは鉄筋コンクリート床版が比較的健全でかつ縦げた、横げたに十分密着した状態に

保たれてはじめて考慮しうるものであるから、床版がかなりいたんでいたり、横げた
と縦げたとの接触部がゆるんでいたりして、床版と床組との合成作用が十分期待できない
ような状態にあるときには、上表の係数をそのままとることはできない。このような場合
には、床版及び床組の状態に応じて上表の値より小さい係数を適宜設定して用いるものと
する。プレキャスト版を並べ、床組部材にボルトで固定した床版形式等、構造的に床版と
床組との合成作用が期待できないような場合も、同様な扱とする。

2 主げた、床版及び S31、S48 の示方書等による橋梁で通行条件 A、B の場合の横げた、
縦げたの基本補正係数(k2)は、原則として 1.0 とするが、実応力度の計測等により実応力
度に対し設計応力度に余裕が認められる場合には、道路管理者の判断により基本補正係数
を定めることができる。

表-8 k3(全部材)〔全車両に適用〕

路面の状況	k3
正常	1.0
舗装に多少の凹凸がある場合	0.9
舗装の破壊が著しい場合	0.8

(注) 一の橋梁等について路面状況に応じて選定した k3 の値は、当該橋梁等のすべての部
材に適用するものとする。

k4(全部材)〔全車両に適用〕

k4 は、各部材ごとに部材の腐食、損傷等の程度、設計計算上必要な断面に対する実際の有
効断面との比、橋体の動的挙動および k5 等を考慮して道路管理者が定める。

k5(全部材)〔全車両に適用〕

k5 は、交通状況および将来の供用期待年数等を考慮して次の方法により定める。

(1) k5 を定めるための判断の基準となる数値は、あらかじめ次の計算により求める。

3.2(部材の許可限度重量の算定)により標準車(車両の分類は、単車、 $d=5\text{m}$ 、 $d_a=1.2\text{m}$ 、 $\alpha=2.5$ の車両をいう。このサイズの車両は、一般の大型トラックである。)が A 条件で通
行する場合において $k_5=1.0$ として橋梁等の許可限度重量を求める。この値を $W_1\sim 4$ とす
る。

したがって、 $W_1\sim 4$ は、次の各部材ごとの標準車の許可限度重量 W の最小値となる。

イ 主げた $W=23.3\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ロ 横げた $W=21.8\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ハ 縦げた $W=22.9\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ニ 床版 $W=24.0\times k_1\times k_2\times k_3\times k_4$

ただし、 k_1 、 k_2 、 k_3 及び k_4 は各部材ごとの A 条件で単車($d=5\text{m}$)の値とする。

(2) 交通の状況および将来の供用期待年数等を考慮して、次の方法により k_5 を定める。

イ $W_{1\sim 4}$ が 22 t 以上の場合 $k_5=1.0$ とする。

ロ $W_{1\sim 4}$ が 14 t 以上 22 t 未満の場合は、次式により k_5 を求める。

$$k_5=22/W_{1\sim 4}$$

したがって、この場合、 $1.0 < k_5 \leq 1.57$ となる。

ハ $W_{1\sim 4}$ が 14 t 未満の場合であっても次の各号のいずれかに該当する橋梁等であれば、 k_5 はロの式により求めるものとする。

a 現地調査等により 20 t 標準車(総重量が 20 t である標準車。以下同じ。)の通行には十分耐えうると判断される橋梁等

b 整備(補強または架替え等)の計画が具体化している橋梁等で、その整備が行われるまでの間は、20 t 標準車の通行には十分耐えうると判断されるもの

したがって、この場合 $k_5 > 1.57$ となる。

ニ $W_{1\sim 4}$ が 14 t 未満の場合でハの各号のいずれにも該当しないと判断される橋梁等については、 k_5 は次式により、道路管理者が当該橋梁等の構造、交通の実態等を勘案して適当と認められる値とする。

$$1.0 \leq k_5 \leq 22/14 = 1.57$$

ただし、 $k_5 < 20/W_{1\sim 4}$ となるときは重量制限を行うこと。

この場合は、制限荷重は次式のとおりとなる。

$$\text{制限荷重} = W_{1\sim 4} \times k_5$$

(注) 上記(2)のロおよびニの式中分子の 22 という数値は、昭和 31 年制定示方書 1 等橋について、補正係数 $k=1.0$ として標準車が A 条件で通行する場合の橋梁等の許可限度重量(21.8 t \div 22 t)を示している。

別紙〔附〕許可限度重量の簡易算定方法

この算定方法は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に示す、許可限度重量の算定方法を簡略化したものである。

1 簡易算定方法の適用方法

(1) 簡易算定方法は、概略の検討を行うとき用いるものとし、通行許可にあたっては、高速自動車国道及び指定道路(車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路をいう。以下同じ。)又は設計荷重が TL-20 設計荷重である道路の別に応じ、この方法による通行条件の区分が A 又は B となるものについては、その求めた値をそのまま用いてよいこと。ただし、重量制限橋梁等(道路法(以下「法」という。)第 47 条第 3 項により規制標識を設置して重量の制限をしている橋梁等)を除く。

(2) 昭和 14 年 2 等橋、大正 15 年 2 等橋および 3 等橋については、通行条件 C および D の場合に限り、設計荷重が TL-20 設計荷重である道路について下記 2(イ)～(ハ)により求めた許可限度重量に 0.8 を乗じた値をもって当該橋梁等の許可限度重量とする。

(3) 簡易算定方法による通行条件の区分が(1)及び(2)以外のものについては、算定要領により算定すること。

2 算定の順序

(イ) 申請車両の d および α を求める。

ここで、 d =申請車両の最前軸と最後軸との軸間距離

α =申請総重量(W_b)を申請軸重の最大値(P)で除した値。

すなわち $\alpha = W_b / P$

(ロ) (イ)で求めた d および α を用いて、図-1 から許可限度重量を読みとる。この値が許可限度重量である。

(ハ) 重量制限橋梁等(法第47条第3項により規制標識を設置して重量の制限をしている橋梁等)については、次式により当該橋梁等の許可限度重量を求める。

重量制限橋梁等の許可限度重量 = (規制標識の表示重量 / 20) × (ロ) で求めた許可限度重量

(注) 図-1 の簡易算定図表は、「特殊車両許可限度算定要領」における K を $K = k_1 \times k_2$ として高速自動車国道及び指定道路並びに TL-20 設計荷重の道路について部材の各支間ごとの許可限度量を求め、その最小値を図示したものである。

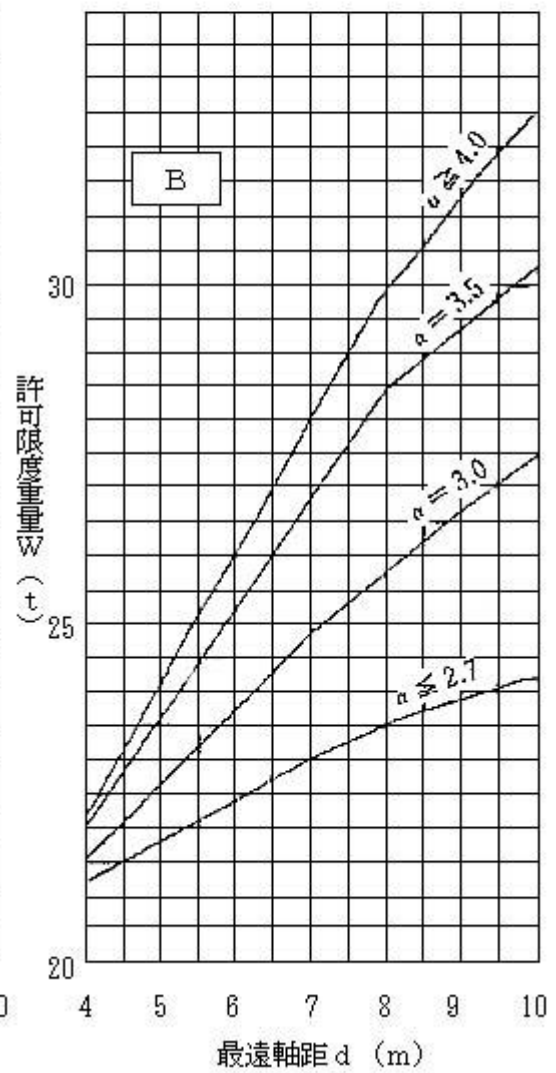
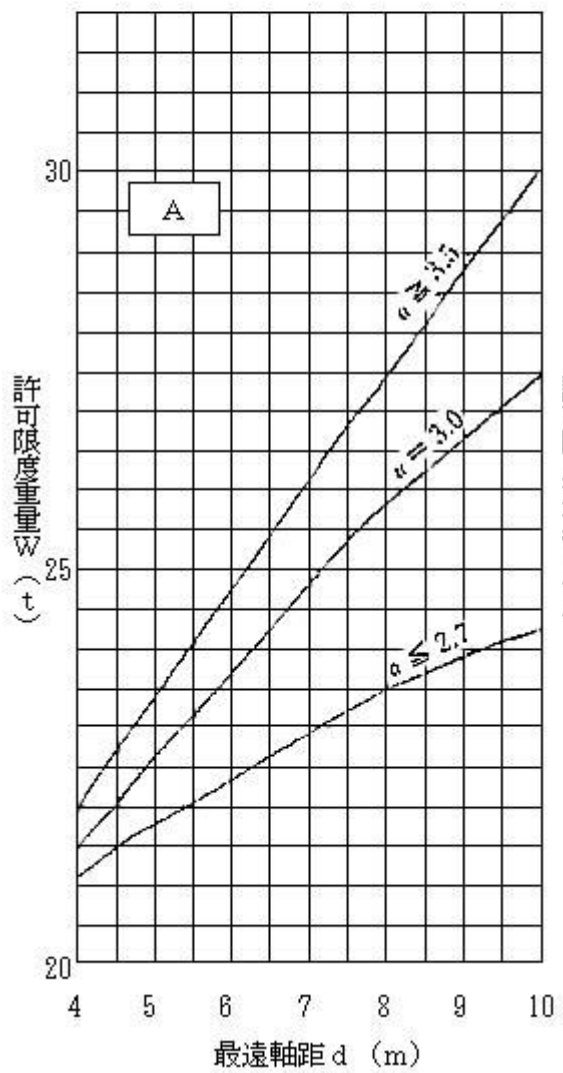
図-1 許可限度重量の簡易算定図

設計荷重がTL-20設計荷重である道路

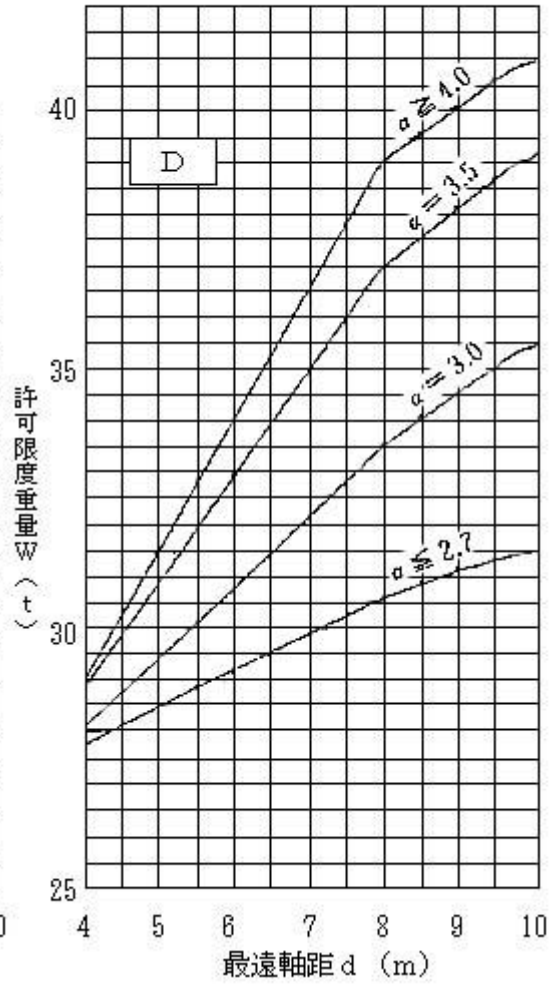
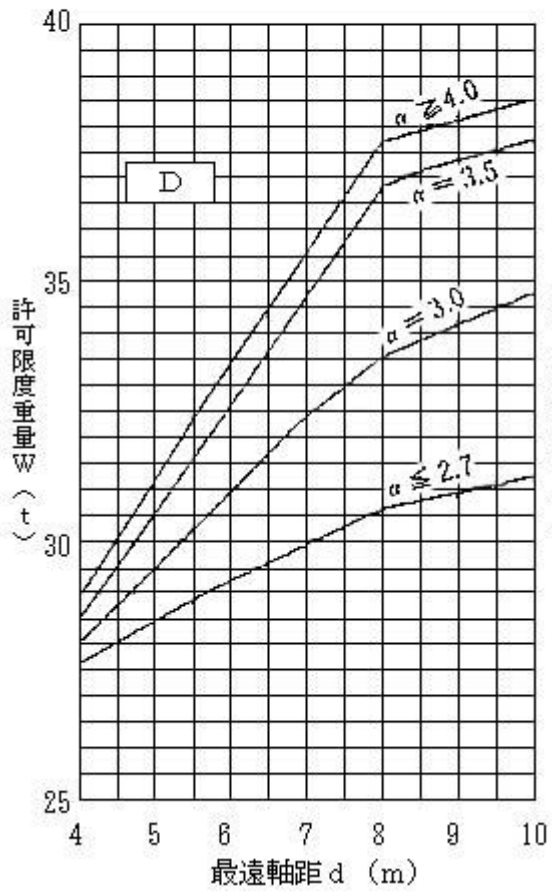
単 車

$$\alpha = \frac{\text{車両総重量}}{\text{最大軸重}}$$

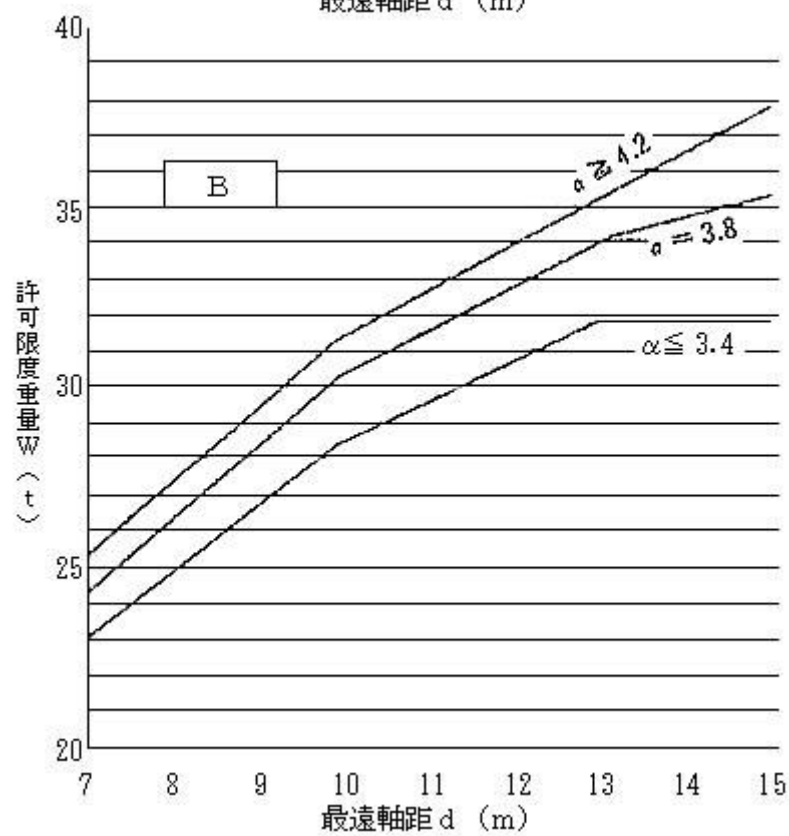
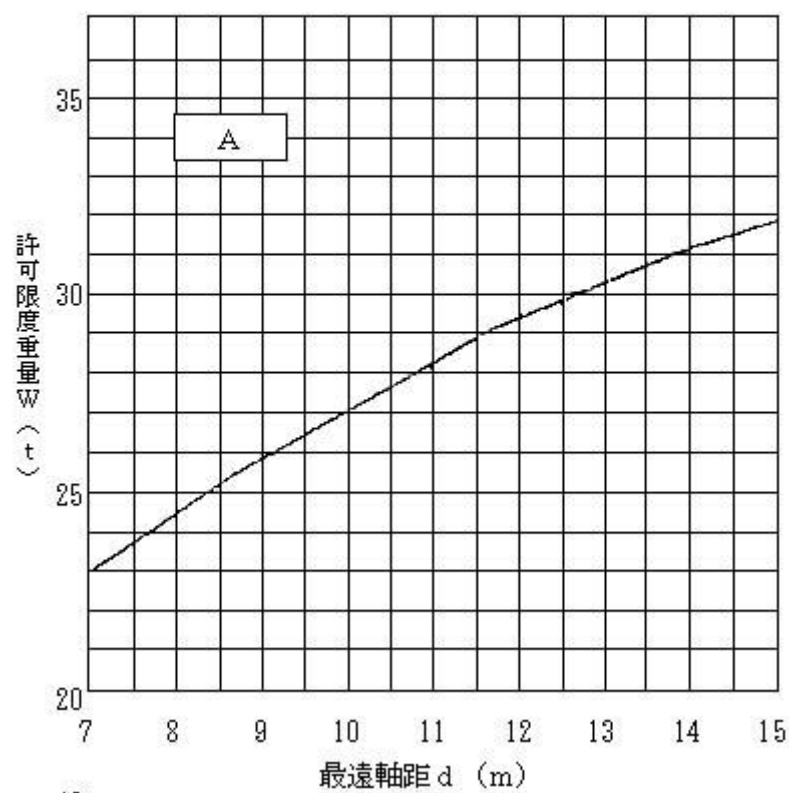
A、B、C、D……通行条件



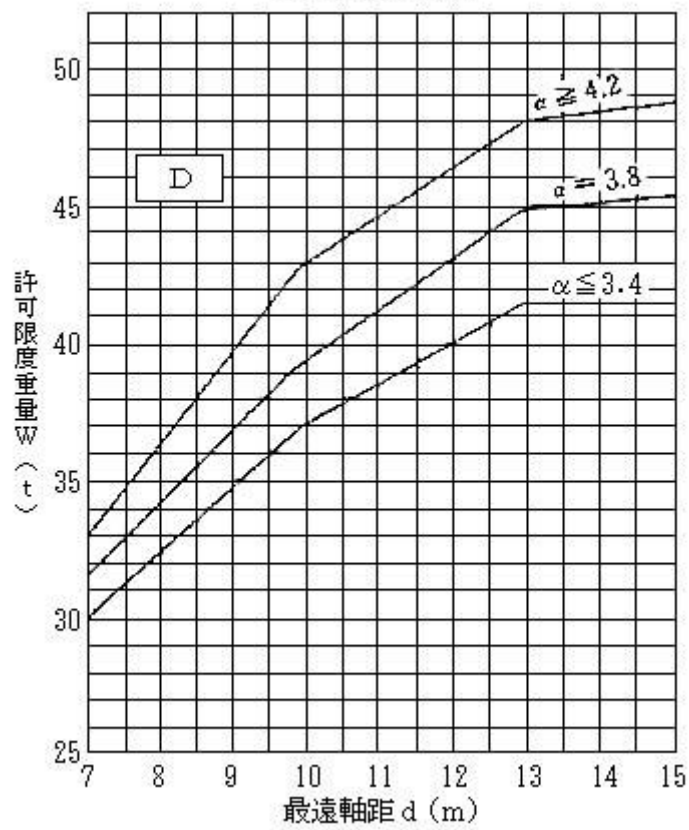
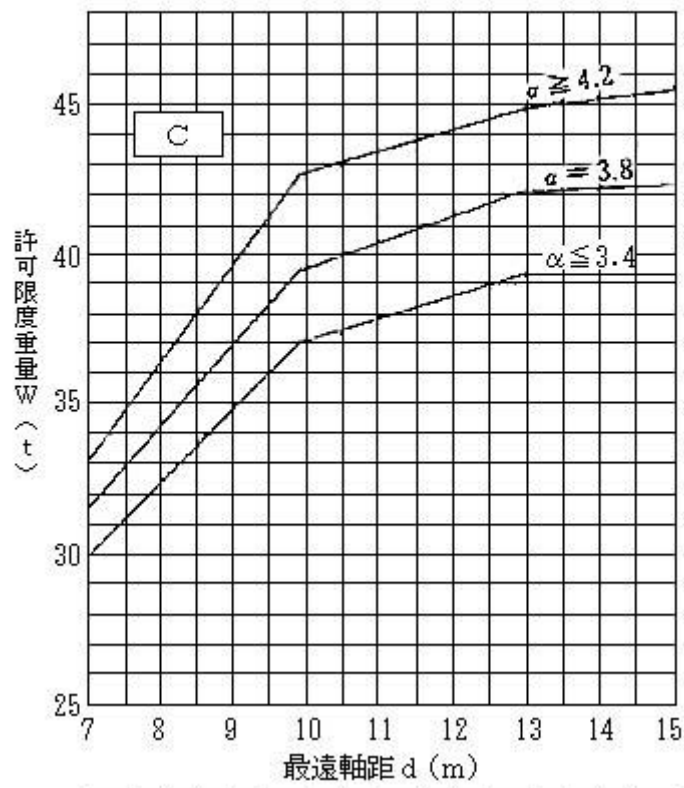
单 車



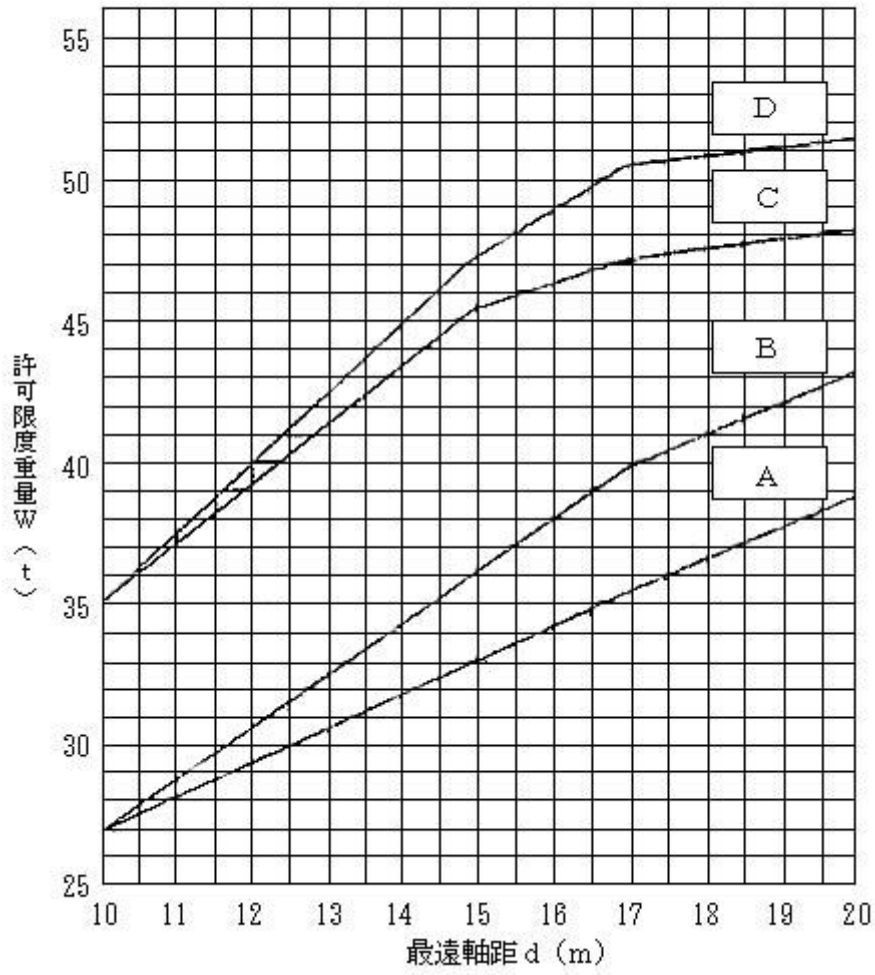
セミトレーラ



セミトレーラ



フルトレーラ

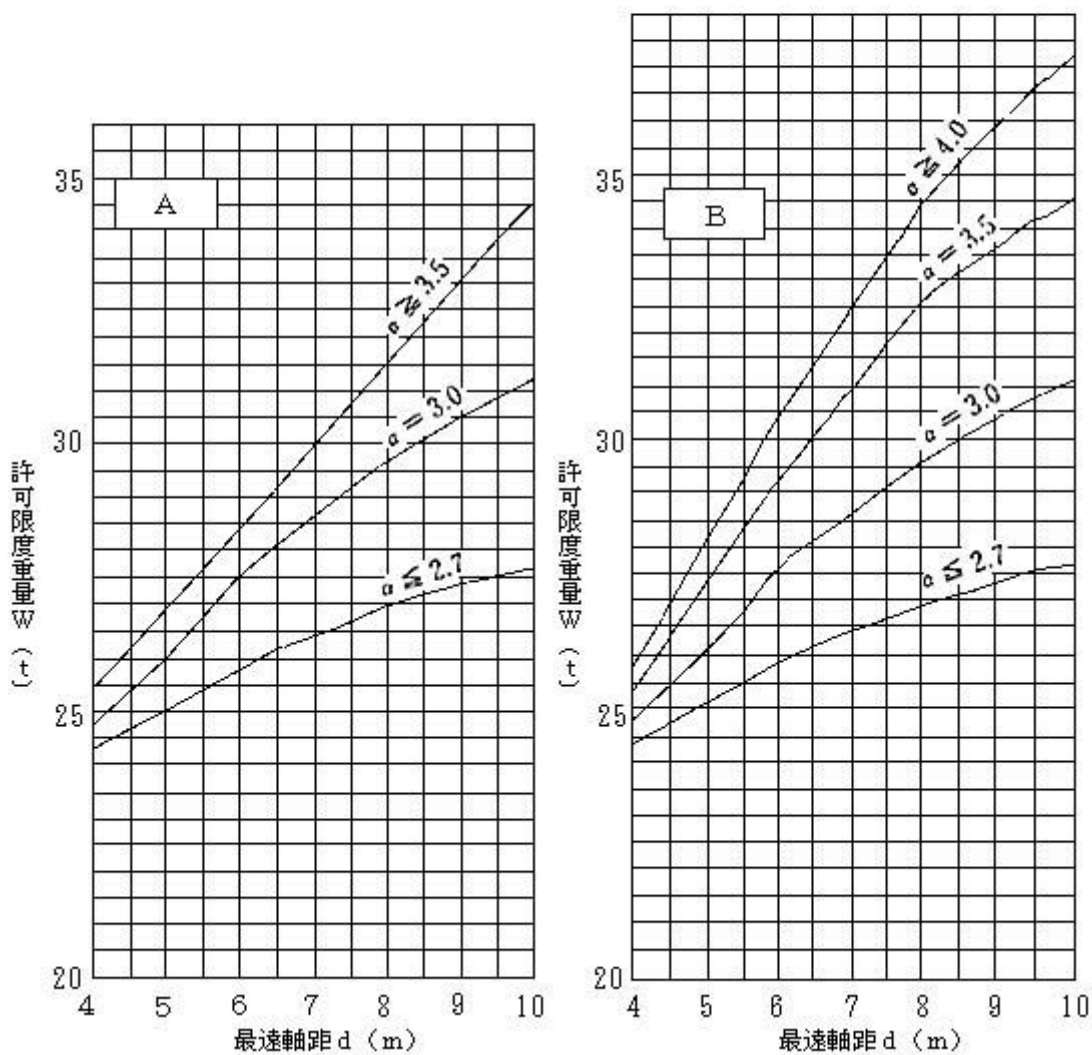


指定道路

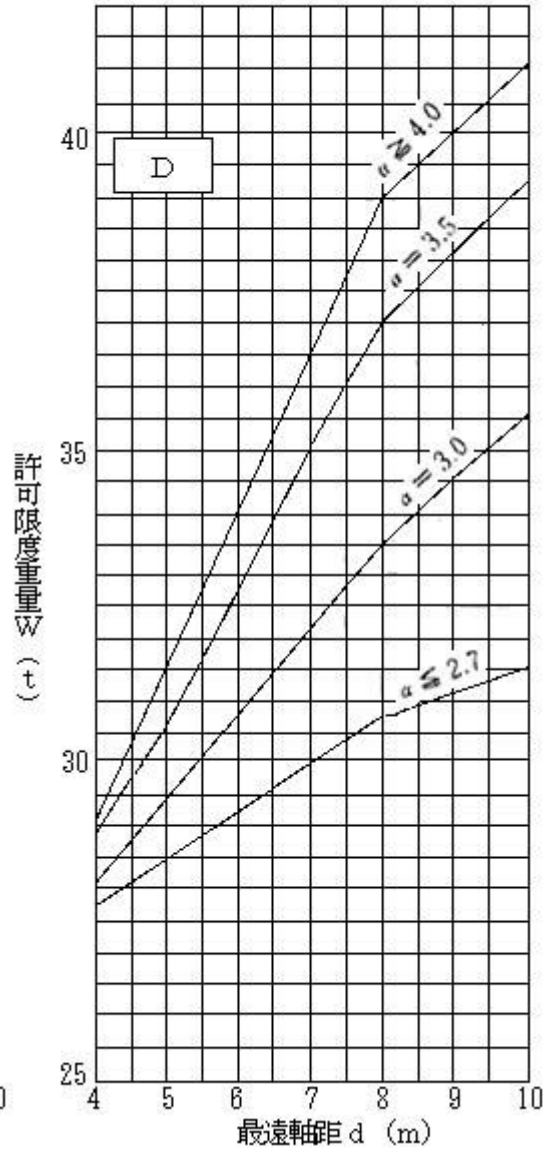
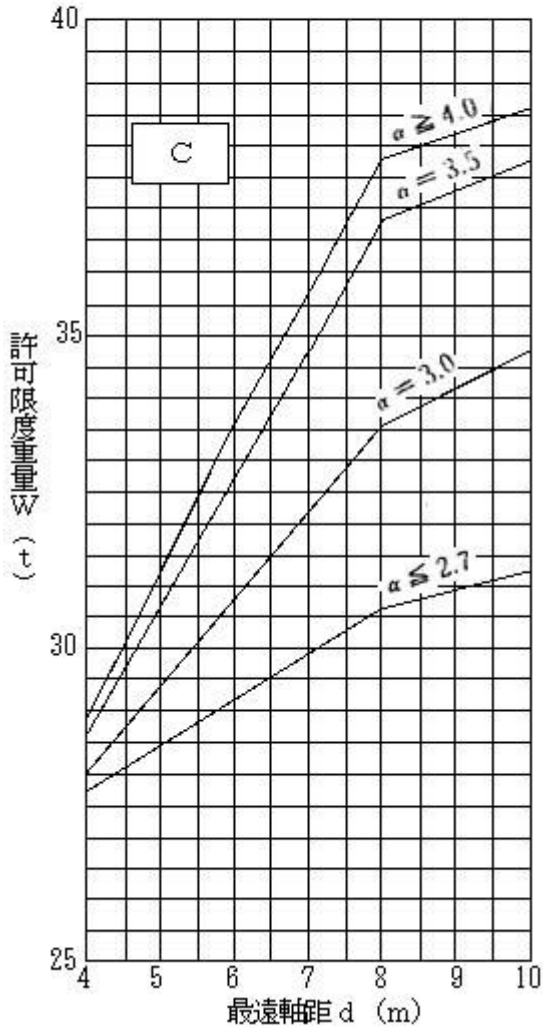
単車

$$\alpha = \frac{\text{車両総重量}}{\text{最大軸重}}$$

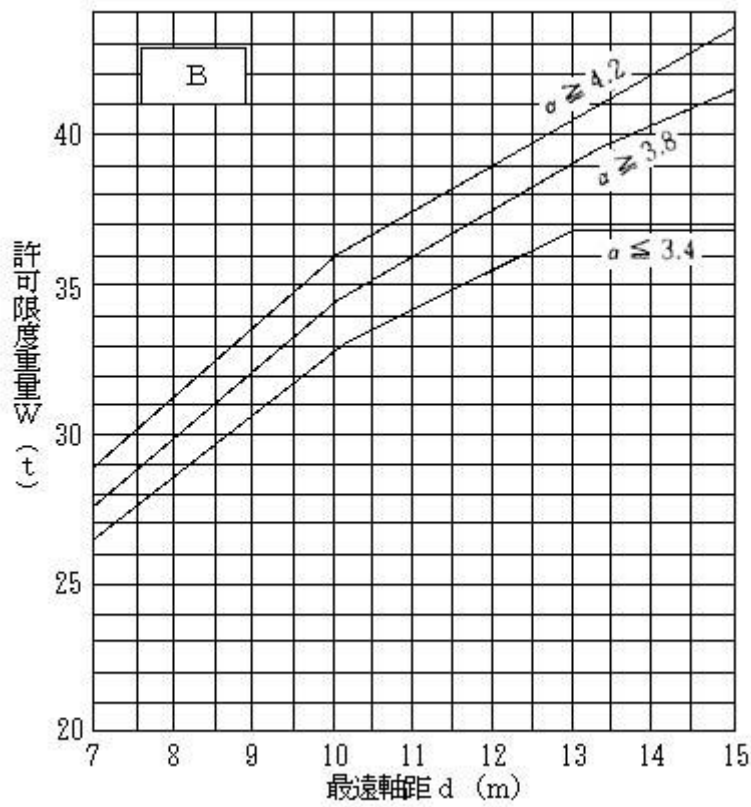
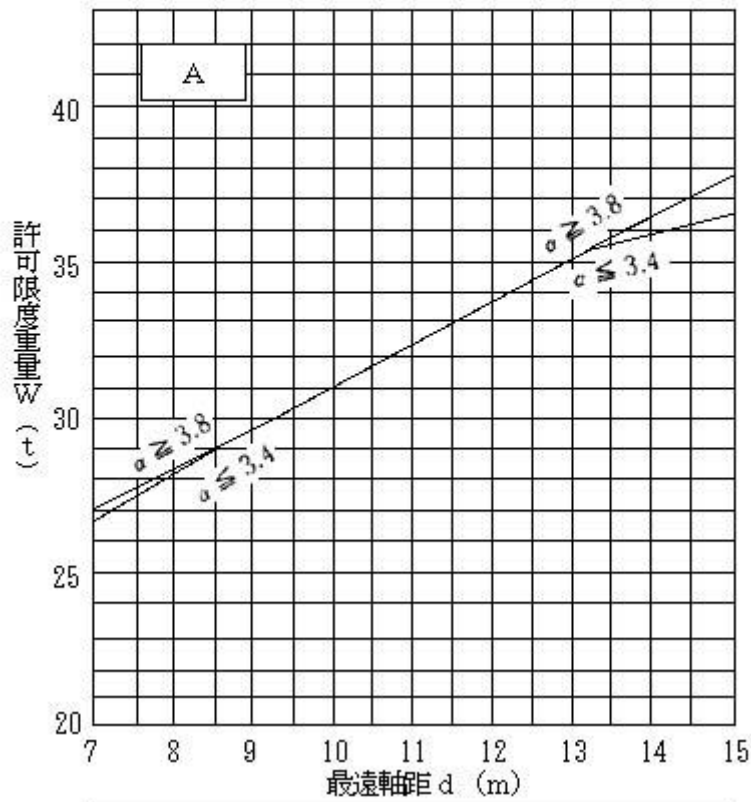
A、B、C、D……通行条件



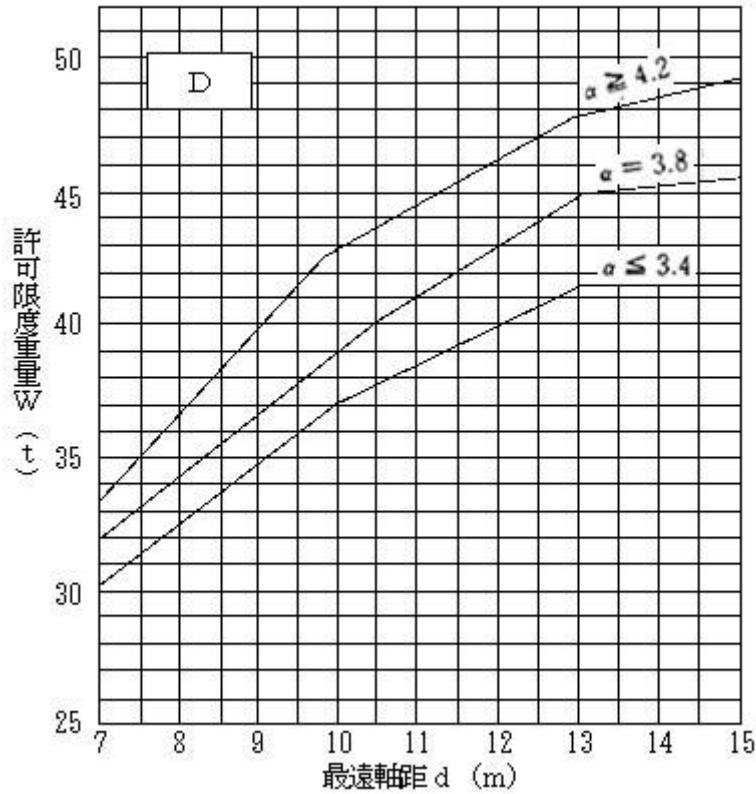
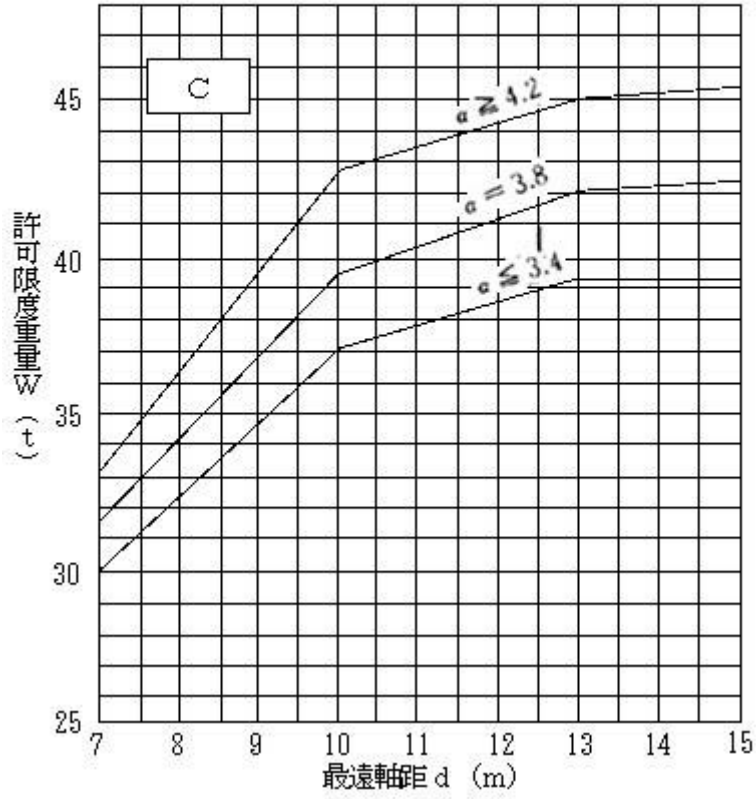
単 車



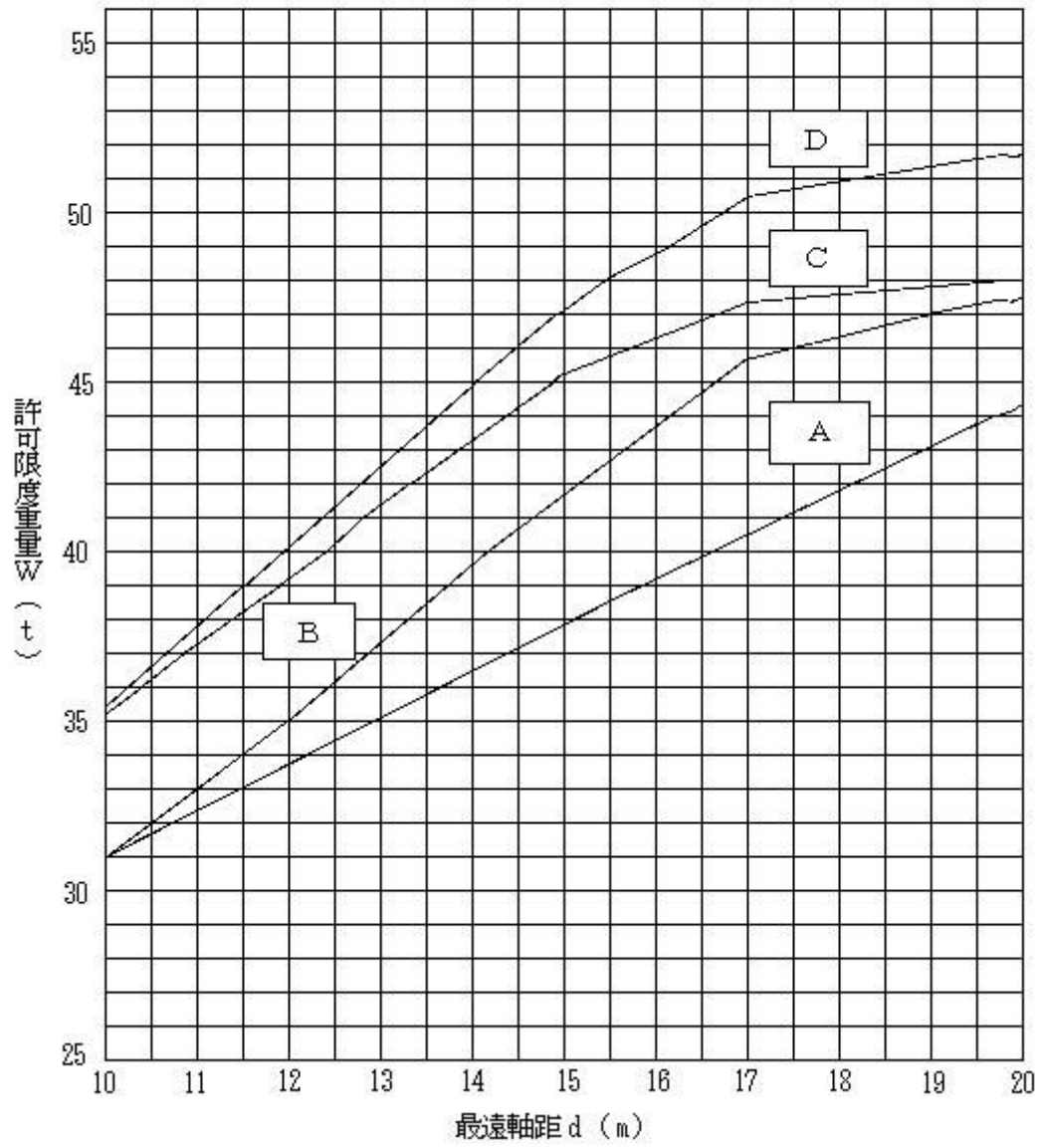
セミトレーラ



セミトレーラ



フルトレーラ



様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		行政財産の使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審査基準	関係条項	
	基準	「行政財産の目的外使用に係る基準」の3の定めに順ずる。 (詳細は同基準を参照)
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年11月設定（平成26年1月最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成24年11月設定（平成26年1月最終変更）
備考		

行政財産の使用許可に係る基準

令和4年（2022年）10月 改正
豊 中 市

目 次

1. 行政財産の使用許可の現状・課題	1
1-1 行政財産とは	1
1-2 使用許可とは	2
1-3 使用許可と貸付けの考え方について	3
1-4 使用許可事務の手続き	4
2. 使用許可事務に係る基本的な考え方	4
3. 使用許可の範囲	5
3-1 使用許可基準	5
3-2 使用許可の対象外	6
3-3 使用許可にあたっての留意点	7
4. 使用許可の期間	7
5. 使用料の算定	8
5-1 根拠となる公有財産の価格	8
5-2 算定式	8
5-3 端数調整等	9
5-4 使用料の徴収回数	10
5-5 使用料の徴収時期	10
5-6 使用料の返還	10
6. 使用料の減免基準	10
6-1 減免の考え方	11
6-2 減免割合の決定	14
6-3 行政財産の特性を踏まえた個別の対応	14
7. 使用許可にかかる実費負担取扱基準	14
7-1 実費負担の取扱い	14
7-2 実費負担の範囲	15
8. 許可手続き	15
8-1 申込に対する処分に係る審査基準等の設定	15
8-2 処分に係る教示	16
8-3 許可に付すべき条件	16
8-4 許可の取り消し	17
9. 実施時期	17
10. その他	18
様式	19

1. 行政財産の使用許可の現状・課題


行政財産の使用許可とは、地方公共団体の公共または公共用に供されている施設を、その本来の用途または目的を妨げない限度で許可を受けて使用することをいいます。

行政財産については施設の設置目的や管理形態に違いがあるなど多種多様です。

その使用許可の事務については、全庁的に執行されていますが、使用許可の根拠となる条例、規則等において、使用料の算定基準や減免基準が具体的に示されていないため、各部局において案件ごとに個別に判断し事務処理が進められています。

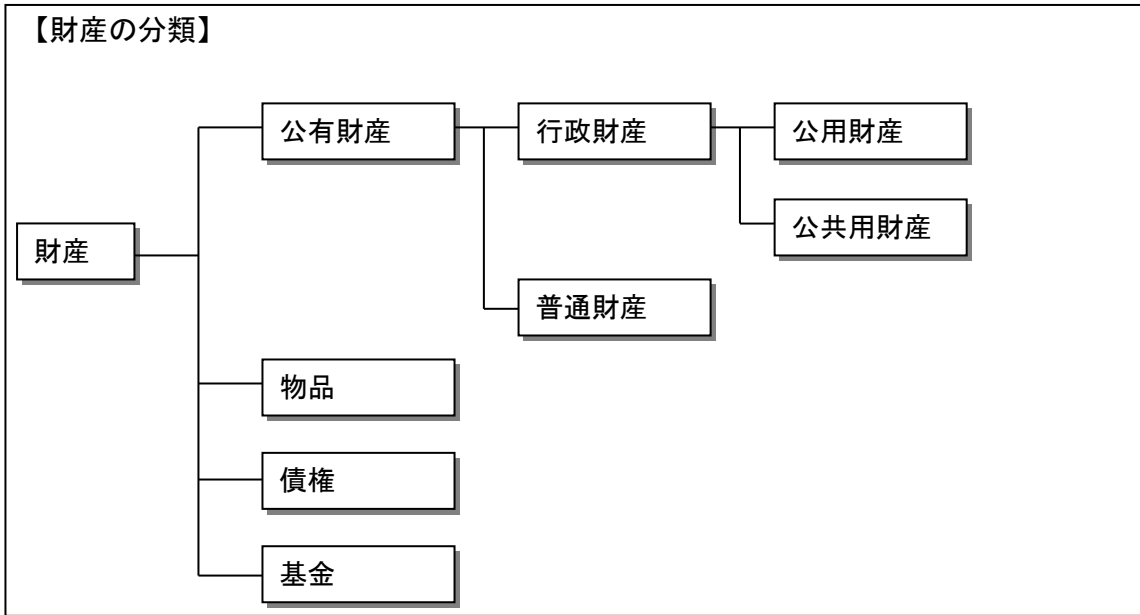
このことは事務処理をするうえにおいて非効率を招くおそれがあるだけでなく、なによりも、公有財産の管理・活用の適正化、受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保を図る観点から、厳正な処理が求められます。

○現状・課題

使用許可の意義	
行政財産の用途又は目的とは別に例外的に行政処分により使用を許可するもの ※借地借家法の適用外	
 施設効用の向上・効率的利用	
現状	
■ 使用料の算定基準や減免基準が不明確 ■ 各部局において案件ごとに判断し設定	
課題	
市としての統一的な考え方の必要性	

1-1. 行政財産とは

地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産を公有財産といい、「行政財産」と「普通財産」に分類されます。「行政財産」は、地方公共団体が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とする「公用財産」と、市民の共同利用を目的とする「公共用財産」に分けられます。「普通財産」は、行政財産以外の公有財産をいい、行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものではありません。



1-2. 使用許可とは

行政財産は、本来の用途又は目的を妨げない限り、行政財産の効用を高めることや効率的利用の観点から、例外的に行政上の許可処分として使用させることが認められています。

【使用許可にかかる法的根拠】

使用許可の根拠	使用料徴収の根拠	使用料減免の根拠
地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項	地方自治法 第 225 条	
財務規則 第 122 条第 1 項	財産条例 第 8 条	財産条例 第 9 条

- 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項
行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 地方自治法第 225 条
普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

●財産条例第 8 条

行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合は、その財産の評価額、維持修繕に要する費用、その施設の火災保険料等を考慮し、かつ、収益性若しくは立地の条件その他の事情を考慮して市長又は教育委員会（以下次条において「財産管理者」という。）が定める使用料を徴収する。

●財産条例第 9 条

前条第 1 項の規定に基づき使用料を徴収する場合において、財産管理者が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

●財務規則第 122 条第 1 項

P5 参照

1-3. 使用許可と貸付けの考え方について

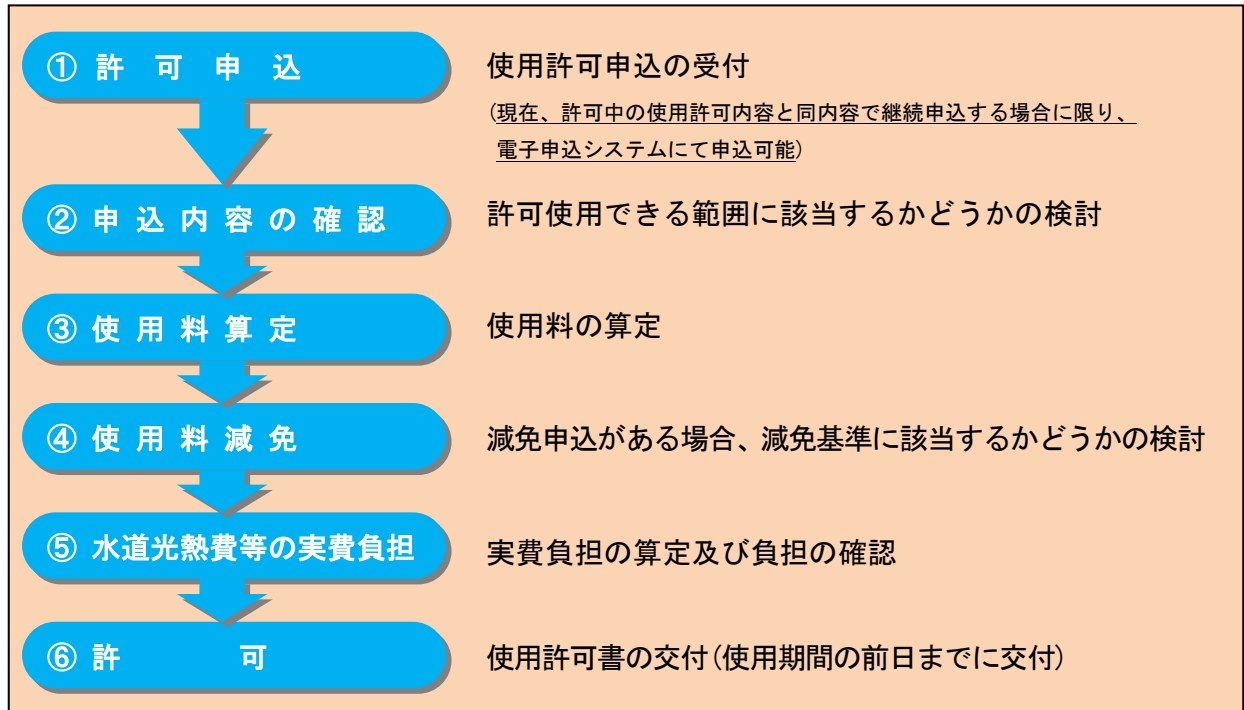
平成 18 年の地方自治法改正において、行政財産について民間の円滑な利用を推進するため貸付対象が拡大されましたが、これは、行政財産の有効活用を推進することが、ひいては財政収入の確保に資するとの基本的な考えに基づき行われたものです。（「行政財産を使用収益させる場合の取扱いの基準について」昭和 33 年 1 月 7 日蔵管第 1 号）本市においても、行政財産の貸付けについては国と同様の考え方を採用しています。つまり、行政財産の使用等をさせる手法としては行政処分である使用許可を基本としつつ、利用者に長期安定的な利用を認めることにより、歳入確保の効果が見込められる一定の場合については、貸付を行うことも可能としています。

具体的な貸付の対象としては、当面は使う予定がない（事業に着手しない）道路や施設などの用地を想定していますが、場合によっては施設の一部の貸付を行うケースもあり得るものと考えられます。

なお、建物の所有を目的として土地を使用させる場合、又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部又は大部分を使用させる場合においては、その使用の態様により、行政財産ではなく普通財産として処理することを適当と認める状態に至ることが予想されるので、その取扱いにあたっては、特に慎重を期す必要があります。

1-4. 使用許可事務の手続き

【使用許可事務の流れ】



使用許可にかかる事務は、行政財産の使用許可を受けようとする者からの許可申込を受け、申込内容を確認し、許可することができるか検討を行ったうえで、許可できる内容であれば使用料の算定を行います。

この際、許可申込と合わせて減免申込がある場合は、減免できるかどうかの検討を行います。

さらには、光熱水費などの実費負担についての確認を行い、最終的に使用許可を行うこととなります。

2. 使用許可事務に係る基本的な考え方

- 公有財産の管理・活用の適正化
- 受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保
- 事務の効率化

公有財産の管理・活用の適正化、受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保、事務の効率化を図る観点から、使用許可の範囲、使用料の算定および減免等、許可の期間の基準等を定めるものとします。

① 公有財産の管理・活用の適正化

使用許可の具体的な基準、使用料の積算根拠を明確にした算定方式、減免できる具体

的な基準など統一的なルールを定め透明性を確保するとともに、公有財産の適正な管理・活用を進めます。

② 受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保

使用料の減免を行う場合、当該減免相当額については市民全体での負担ということになります。このため、行政財産の使用許可申込みを行う者（以下「使用者」という。）とそうでない者との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料の算定および減免の運用を行います。

③ 事務の効率化

使用許可事務にかかる統一的な考え方を定めることにより円滑かつ適正に事務処理を進めます。

なお、本基準等は財産条例に基づく行政財産の使用許可に係る事務に適用するものとし、道路法、河川法、都市公園法等他の関係法令等に基づく占用、法令に定めがあるもの、あるいは国等において使用料算定の考え方が示されているものに係る事務は対象外とします。

■自動販売機の設置にかかる考え方については、「市有財産における清涼飲料自動販売機の設置に係る基本的な考え方について」によるものとします。

3. 使用許可の範囲

■ 使用許可できる範囲及び使用許可の対象外の明確化

3-1. 使用許可基準

行政財産の使用については、財務規則第122条第1項において、次に掲げる場合に限り、行政財産の使用を許可することができるものとされています。

【財務規則に定める使用許可できる範囲】

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。

このなかで、第4号に「特にその必要がある」という規定があり、主管部課長に一定

の裁量が認められていますが、使用許可はあくまで例外的な取扱いという原則を踏まえ、やむを得ないものに限定します。

一方で、施設内に職員の通勤自動車や関係団体の活動用自動車など公用車以外の自動車の駐車を認めるときや、施設の特性或地域性などから施設ごと・案件ごとに個別に判断をしていく必要性もあるため、裁量の余地を除外し、使用許可の範囲を限定列挙するだけでは、施設の効用を高めたり、施設の有効活用を進めたりすることができません。

このため、ここでは、「特にその必要がある」と認められる事例を例示するものとします。

【「特にその必要がある」の例示】

- ①社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき
- ②市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき。（市が連携、協賛、後援する事業など）
- ③国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき。（信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など）
- ④本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき
- ⑤当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき
- ⑥地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び（財）豊中市職員厚生会（いずれも本市の職員で構成する団体に限る。）が事務等の用に供するため使用するとき
- ⑦広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき

3-2. 使用許可の対象外

次に掲げるものは、市の事務、事業の遂行のため市が当該施設を提供するので、この基準の対象外とします。ただし、これらの場合であっても使用許可事務に準じて使用の状況を記録・管理し明確にしておきます。

【対象外のもの】

- ① 指定金融機関の事務室（ただし、指定金融機関の業務のみを行う場合に限る。）
- ② 報道機関の記者室
- ③ 市有施設専用の電気、電気通信、水道、ガス等の設備
- ④ 市の事務、事業の一部を市以外の者に委託した場合において、それらの事務、事業を行うために必要な施設（ただし、契約書に施設を提供することが明記されており、かつ当該業務以外に当該施設を使用しない場合に限る。）

- ⑤ 清掃、警備、運送等の役務を市以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設（ただし、契約書に施設を提供することが明記されており、かつ当該業務以外に当該施設を使用しない場合に限る。）
- ⑥ 公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該施設の管理を行うために必要な施設（ただし、協定書等に施設を提供することが明記されており、かつ当該業務以外に当該施設を使用しない場合に限る。）
- ⑦ 工事請負契約の履行のため、請負業者が当該現場内に設置する工事現場事務所等
- ⑧ 市が申込者である公衆電話の設置及び市の要請による日本電信電話株式会社の公衆電話所の設置のため、使用するもの
- ⑨ 市の建築物によって生じた電波障害のため当該建築物に共同受信アンテナを設置するもの

3-3. 使用許可にあたっての留意点

使用許可するに当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させることとし、将来市の必要に応じてその使用を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態におくことを原則とします。

4. 使用許可の期間

■1年を超えて使用を許可することのできる場合を明確化

使用を許可することのできる期間については、原則として1年を超えることはできないこととされていますが、財務規則第122条第3項ただし書きにより、例外的に1年を超えることが許されています。3-1で使用許可できるもののうち、次の各号に掲げる例示を参考に1年を超えて許可するかを判断してください。また、この場合に使用させる期間は5年以内とし、期間の設定は使用の状況や双方の事務手続き上の効率性などを総合的に判断して決定してください。なお、更新する場合の期間は、1年を超えて設定した当初の許可期間を超えないものとします。

【1年を超える期間の使用許可ができる例示】

- ① 電気、ガス、上下水道、携帯電話等インフラ整備のために使用する場合
- ② 自治会、市民団体、子供会その他の主に市民によって構成される団体・組織等が、掲示板又は倉庫等簡易な工作物等を設置する場合
- ③ 豊中市、豊中市教育委員会その他の公共団体がその業務のために使用する場合
- ④ 防災・減災のために必要と認められる倉庫、防火水槽、広報機器等を設置し、又はこれらの用途に供する場合
- ⑤ 3-1の例示⑤の内、インフラ等に使用する場合
- ⑥ 市の事務事業と関連の深い事業を行う場合であって募集要項等により使用期間をあらかじめ提示している場合

※自販機については、市の事務事業と関連が深いとは言えないため、1年を超える許可は出せません。

※募集要項等の作成時点で基準所管課に合議してください。

5. 使用料の算定

■使用料は全市的な観点から統一的な算定式により算定

5-1. 根拠となる公有財産の価格

使用料を算定するにあたっての根拠となる行政財産の価格については当該行政財産の台帳価額とします。ただし、企業会計を採用する上下水道局、豊中病院については、固定資産台帳の価格等別に定める額を基礎とします。

また、上記価額によることができない、または適当でないと認められる場合は、財務部長と協議の上、近傍類地の価格等に比準して算定した価額によることができるものとします。

5-2. 算定式

次の算定式により算定したものを使用料の最低基準額とします。

【算定式】

種別	算定式（年額） <small>*端数処理については後述に基づき例示しています。</small>
土地	<p>法定外公共物管理条例別表の法定外公共物占用料金表を準用して算定する額を使用する。ただし、減免規定については準用しない。</p> <p>※市が借地している土地の場合は、当該土地の借地料単価をもとに算定（無償借地している場合は、所有者の意向を踏まえ対応）</p> <p>例：6.3㎡の土地を1年間使用する場合（占用使用料 @600/㎡×12カ月） *使用面積に1㎡未満の端数があるとき1㎡に切上げ @7,200円×7㎡=50,400円 年間50,400円の使用料となります。</p>
建物	<p>使用料の年あたり基準額については次の①、②、③の合計とします。</p> <p>① 建物の減価償却費（当該建物の取得価格（税込み）/耐用年数）×（使用許可面積/当該建物の延床面積）</p> <p>※ 減価償却費は、定額法を使用して毎年均等になるよう費用配分するものです。</p> <p>②火災その他の災害に係る保険料×（使用許可面積/当該建物の延床面積）</p> <p>③土地使用料相当額</p> <p>占用使用料×当該建物の建築面積×（使用許可面積/当該建物の延床面積）</p> <p>※市が借地している土地にある建物を使用させるときの土地使用料相当額は、当該土地の借地料単価をもとに算定（無償で借り受けている場合は、所有者の意向を踏まえ対応）</p> <p>例：2階建の建物のうち一部分（82㎡）を使用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物取得価格60,191,000円 ・耐用年数50年 ・使用面積82㎡ ・建物の建築面積102.2㎡ ・建物の延床面積200.2㎡ ・保険料2,300円

	<p>① $(60,191,000\text{円}/50\text{年}) \times (82\text{m}^2/200.2\text{m}^2) = 493,073\text{円}$ (円未満切捨て)</p> <p>② $2,300\text{円} \times (82\text{m}^2/200.2\text{m}^2) = 942\text{円}$ (円未満切捨て)</p> <p>③ $@7200\text{円} \times 102.2\text{m}^2 \times (82\text{m}^2/200.2\text{m}^2) = 301,393\text{円}$ (円未満切捨て)</p> <p>①+②+③=795,408円⇒795,400円 (100円以上の場合10円未満切捨て)</p> <p>$795,400 \times 1.10$ (消費税) =年間874,940円の使用料になります。</p>
壁面	<p>法定外公共物管理条例別表の法定外公共物占用料金表を準用して算定する額を使用する。ただし、減免規定については準用しない。</p> <p>例：3m²の壁面を広告物として1年間使用する場合 (広告物・その他のもの 占用使用料 @1,100円/m²・月、@11,000円/m²・年)</p> <p>* 使用面積に1 m²未満の端数があるとき1 m²に切上げ</p> <p>@11,000円×3m²=33,000円 年間33,000円の使用料となります。</p>

5-3. 端数調整等

① 使用期間の端数

ア. 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるとき
 年額の使用料×1/12=月額とします。

イ. 1月未満の端数があるとき

年額の使用料×1/365 (閏年は366日) =日額とします。

(ただし、壁面使用については、1月未満の端数は1月と見なします。)

② 使用料の端数

ア. 算定した使用料の額が100円未満であるとき
 使用料の最低額=100円とします。

イ. 100円を超える使用料の額に10円未満の端数があるとき
 10円未満の額は切り捨て処理とします。

③ 使用面積等の端数等の処理

ア. 使用面積が1 m²未満であるとき、又は使用面積に1 m²未満の端数があるとき
 1 m²に切上げ処理とします。

イ. 総延長が1 m未満であるとき、又は1 m未満の端数があるとき
 1 mに切上げ処理とします。

※使用許可書に記載する許可面積又は許可延長と算定の数値とは異なることとなります。

④ その他

建物及び使用期間が1月未満である土地の使用にかかる使用料の額は、上記で算定した額に、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する消費税及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税に相当する額を加算して得た額とします。

5-4. 使用料の徴収回数

許可期間が1年間以内の使用料は、原則として一括して徴収するものとします。許可期間が1年を超える場合は、年度ごと一括して徴収します。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、使用料の分割納付を許可することができます。なお、分割納付を認める場合は、使用者に資料を徴求のうえ、使用料の分割納付手続きを行い、その理由等を文書により明らかにしておくものとします。

5-5. 使用料の徴収時期

使用料は、原則として使用開始前に徴収するものとします。

(例外)

区分	徴収時期
使用許可期間が会計年度当初から開始するとき	4月30日まで
使用者に緊急に行政財産を使用する必要性が生じた場合で、市が使用許可した日から使用開始日までの期間が短く、使用料徴収に係る事務手続き上、使用者に前納させることが困難であるとき	当該使用許可の日から30日以内の期限を定めて徴収
特別の事由があるとき ※特別の事由が生じた場合は、基準所管課に相談ください。	市との協議により定めた期限までに徴収

5-6. 使用料の返還

既納の使用料は、原則返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができます。

- ① 災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ② 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

(返還する額)

既納の使用料から使用許可期間のうち既に使用した期間に係る使用料を減じた額とします。

6. 使用料の減免基準

- 使用許可は原則として使用料を徴収
- 減免は例外措置
- 減免を行う場合は理由等を明確化

6-1. 減免の考え方

行政財産の使用に伴う使用料は原則として徴収するものとし、行政財産の使用料の減免については、使用料が行政財産の一部を使用させる対価であることを踏まえ、減免措置はあくまでも例外的なものとし、仮に減免する場合であっても、使用者を過度に優遇することなく、減免についても明確な理由のもとに行います。

行政財産の使用にかかる使用料は、その減免等について全市的な整合を図るため、使用料の具体的な算定基準および減免の基準について市としての統一的な考え方を定めるものとし、

減免は使用の目的及び使用者により判断するものとし、その基準は下記のとおりとします。

なお、減免を行う場合は、使用許可の手続きとは別に使用料の減免の手続きを行い、その理由等を文書により明らかにしておくものとします。

【減免基準 1】

※数値は減免できる最大値

分類 3-1使用許可範囲	第1分類	第2分類	第3分類
	●本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合	●市の事務・事業との密接な関連性を有する事業の用に直接使用する場合 ●公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合	●左記以外 ●営利収益目的
(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。	全額免除	50%減額	減免なし
(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。	全額免除	50%減額	減免なし
(4) ①社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4) ②市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき。(市が連携、協賛、後援する事業等)	全額免除	50%減額	減免なし

分類 3-1使用許可範囲	第1分類	第2分類	第3分類
	●本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合	●市の事務・事業との密接な関連性を有する事業の用に直接使用する場合 ●公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合	●左記以外 ●営利収益目的
(4)③国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき。(信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など)	全額免除	50%減額	減免なし
(4)④本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4)⑤当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4)⑥地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び(財)豊中市職員厚生会(いずれも本市の職員で構成する団体に限る。)が事務等の用に供するため使用するとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4)⑦広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし

【減免基準2】

使用区分	減免区分
(3)災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。	▲100%
(4)②市が自らの事務事業の遂行にあたり当該事業の用に使用することが必要不可欠なとき	▲100%
地震、火災、水害等の災害により許可使用の目的に制限を受けると認めるとき	被害の状況、程度等を勘案して減免
法令等により減免することが定められているとき	法令等の規定による

6-2. 減免割合の決定

減免基準に定める減免割合は、減免できる上限を示したもので、必ずしも減免基準に明記されている減免率にて減免しなければならないものではありません。

このため、使用料の減額割合については、使用目的の公共性、重要性、使用者の経営状況、使用に係る事業の収益性、市の事務事業に及ぼす効果等を勘案して決定するものとし、有償化できるものは有償化するものとします。

6-3. 行政財産の特性を踏まえた個別の対応

① 事業予定地における対応

道路事業・街路事業などにより拡張予定のもので市が、買収済の空地を用地協力者などに使用許可する場合は、使用料を免除することができるものとします。

② 障害者施設における障害者団体への対応

障害者施設における障害者団体への配慮など施設の特性に応じで減免基準をそのまま適用することに無理がある場合には、個々の事情を勘案しながら基準を大きく逸脱することのない範囲で個々に基準を設けることができるものとします。

別に基準を定める場合は、あらかじめその基準を定め明確にしておくものとします。

7. 使用許可にかかる実費負担取扱の基準

■行政財産の使用に伴う光熱水費等の経費は使用者の実費負担

※光熱水費等の諸施設経費は、私法上の契約と捉えられるため、使用料とは別に徴収

7-1. 実費負担の取扱い

行政財産の使用に伴う電気代、電話料、上下水道料の光熱水費等は、使用者に負担させなければならない。なお、負担は市が使用者の使用した経費まで支払いした場合を想定したものであり、使用者が直接電気代等を電気事業者等に支払う場合はその分については実費負担を求めません。

7-2. 実費負担の範囲

① 実費負担

実費負担を求める経費の範囲は下記のとおりです。ただし、許可の形態により、使用者に負担させることが適当でないものおよび使用者が使用する実績のない経費は除くこととします。

経費区分	算定基礎
① 電気代・ガス代・上下水道代、電話代	実費
② 警備・清掃に要する経費	使用許可面積に応じて按分
③ 空調設備・電気及び機械設備・消防設備等の共用設備の各種メンテナンスに要する経費	使用許可面積に応じて按分

※使用許可部分の経費のみでなく、共用部分の経費(共益費)も含むものとします。

② 共用部分相当分の経費を徴収する対象施設

建物の使用許可を行っている全施設。ただし、以下の場合は除きます。

- ア. 施設(建物)全体を使用許可している場合。
- イ. 自動販売機・公衆電話等、単に動産が設置してある場合。
- ウ. 実質的に共用部分の利用がない場合(使用許可の面積内にトイレ等があり、出入口も別途設けられ、許可部分の経費を徴収している場合など)。

③ 実費負担を免除する場合

短期間(1件の期間が10日未満のもの)の使用許可に伴う場合

④ その他

使用者が電気、ガス、上下水道を使用することが想定される場合は、可能な限り使用者が直接電気、ガス、上下水道の供給者等との需給契約等を締結するようにします。

8. 許可手続き

■行政財産の使用許可手続きに伴う行政手続法等上の取り扱い

8-1. 申込に対する処分に係る審査基準等の設定

① 審査基準

行政財産の使用許可にかかる審査基準を定める必要があります。(審査基準の設定は「行政手続条例に定める審査基準等の設定について」を参照)

② 標準処理期間

使用許可申込に基づいて行う事務に係る標準処理期間(行政手続法第6条の標準処理期間をいう。)は、新規事案の場合は40日以内、継続事案の場合は30日以内とします。ただし、原則として、休日は当該期間算入しないものとし、許可申込書の不備その他の理由により申込人に対し照会するために要した期間、審査のために必要な料金を追加することとなった場合に要した期間についても算入しないものとします。

(注) ここでいう「休日」は、豊中市の休日を定める条例(平成元年条例第15号)第2条第1項に規定する市の休日をいう。

8-2. 処分に係る教示

使用許可、使用許可の取消等を行う場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に規定する教示をしなければなりません。ただし、使用許可の内容が使用許可の申込の内容と同一である場合にあっては、省略することができます。

【教示の文例】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

8-3. 許可に付すべき条件

使用許可に当っては、当該使用許可の目的、使用形態、施設の特性等を考慮して、必要に応じた条件を付すものとします。

【基本的な条件】

- (1) 既納の使用料は市が特に必要と認める場合を除き還付しないこと。
- (2) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用物件を使用すること。
- (3) 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担すること。
- (4) 使用物件は、市が指定する用途以外に使用することはできないこと。
- (5) 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
- (6) 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供しないこと。
- (7) 使用者は、この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償すること。
- (8) 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある

こと。

①使用者が、本許可条件に違反したとき。

②市において、使用物件を必要とするとき。

- (9) 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、市長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還すること。(特に市長が承認したときは除く。)
- (10) 使用者が前項の義務を履行しないときは、市は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができること。
- (11) 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。(前項の規定により使用物件を原状に回復した場合を除く。)
- (12) 使用者は、許可条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならないこと。
- (13) 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、市はその損失を補償しないこと。
- (14) 使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用については、市に請求することができないこと。
- (15) 市は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができること。
- (16) 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理すること。
- (17) 本条件に関して疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、市の決定するところによること。
- (18) 使用物件の使用にあたっては、利用者の利用に支障のないようにすること。

8-4. 許可の取り消し

使用許可をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき当該許可を取り消すものとします。

なお、許可を取り消す場合は理由を付して書面で通知するものとします。

- (1) 本市において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用者が暴力団構成員又は暴力団構成員と密接な関係にある者と認められたとき

9. 実施時期

平成24年(2012年)11月1日以降

10. その他

この基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別な事由があるときは、その特別の事由を明確（事後公表）にするとともに、財務部長の合議を経て各部長（教育委員会にあっては教育委員会事務局長）の専決により別の取扱いをすることができることとします。また、他の要綱等に別の定めがある場合は、当該要綱等によるものとします。

なお、現行使用料より著しく高額になるときは、現行使用料の概ね倍程度を改定上限とし、定期的な検証結果を踏まえ段階的に改定するものとします。

参考

行政財産使用許可申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者住所
氏名

次のとおり行政財産を使用したいので許可されるよう申し込みます。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用目的
3. 使用方法
4. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 参考事項
6. 添附書類 関係図面

行政財産使用料減額・免除申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者住所

氏名

次の行政財産の使用について使用料の減額・免除を受けたいので申し込みます。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 減額・免除申込の理由

行政財産使用料分割納付申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者住所

氏名

次の行政財産の使用について使用料の分割納付を希望しますので申し込みます。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積

2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 分割納付の理由

4. 納付予定

回数	納付金額	納付予定日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
計	円	

豊〇〇 第 号
年 (年) 月 日

行政財産使用許可書

申込者
住 所
氏 名 様

豊中市長 (市長名を記入の上、公印を押印)

年 月 日付をもって申込のあった行政財産を使用することについては、下記の条件を付して許可します。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用目的
3. 使用方法
4. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 使用料 円 (既納の使用料は還付しません。)
6. 使用料納入期限
7. 許可条件 別紙のとおり

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可条件

- 第1条 既納の使用料は市が特に必要と認める場合を除き、還付しません。
- 第2条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用物件を使用しなければなりません。
- 第3条 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければなりません。
- 第4条 使用物件は、市が指定する用途以外に使用することはできません。
- 2 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければなりません。
- 第5条 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- 第6条 使用者は、この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければならないものとします。
- 第7条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。
- (1) 使用者が、許可条件に違反したとき。
- (2) 市において、使用を許可した物件を必要とするとき。
- 第8条 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、市長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、特に市長が承認したときは、使用を許可した物件を原状に回復する必要はありません。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができるものとします。
- 第9条 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、前条の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならないものとします。
- 第10条 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、市は、その損失を補償しません。
- 第11条 使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用については、市に請求することができません。
- 第12条 市は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができるものとします。

第13条 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理しなければなりません。

第14条 使用物件の使用にあたっては、利用者の利用に支障のないようにしなければなりません。

第15条以降

安全管理上特に配慮が必要な場合や財産管理者が必要と求める事項など施設特有の条件を必要に応じて付してください。

第●条 本条件に関して疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、市の決定するところによるものとします。

豊〇〇 第 号
年 (年) 月 日

行政財産使用料減免許可書

申込者
住 所
氏 名 様

豊中市長 (市長名を記入の上、公印を押印)

年 月 日付で申込のあった行政財産使用料の減免について下記のとおり許可します。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 使用料 円 (減免後)
4. 減免割合 %減免

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

豊〇〇 第 号
年 (年) 月 日

行政財産使用料分割納付許可書

申込者
住 所
氏 名 様

豊中市長 (市長名を記入の上、公印を押印)

年 月 日付で申込のあった行政財産使用料の分割納付について下記のとおり許可します。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積

2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 使用料納入期限

回 数	納 付 金 額	納 付 期 限
	円	年 月 日
	円	年 月 日
計	円	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成 24 年 (2012 年)	1 1 月	策定
平成 26 年 (2014 年)	1 月	改正
平成 27 年 (2015 年)	1 1 月	改正
平成 28 年 (2016 年)	4 月	改正
平成 29 年 (2017 年)	6 月	改正
平成 30 年 (2018 年)	4 月	改正
平成 31 年 (2019 年)	3 月	改正
令和 3 年 (2021 年)	4 月	改正
令和 4 年 (2022 年)	1 0 月	改正

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市財産条例第9条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基準	「行政財産の目的外使用に係る基準」の5の定めに順ずる。 (詳細は同基準を参照)
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年11月設定（平成26年1月最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成24年11月設定（平成26年1月最終変更）
備考		

行政財産の使用許可に係る基準

令和4年（2022年）10月 改正
豊 中 市

目 次

1. 行政財産の使用許可の現状・課題	1
1-1 行政財産とは	1
1-2 使用許可とは	2
1-3 使用許可と貸付けの考え方について	3
1-4 使用許可事務の手続き	4
2. 使用許可事務に係る基本的な考え方	4
3. 使用許可の範囲	5
3-1 使用許可基準	5
3-2 使用許可の対象外	6
3-3 使用許可にあたっての留意点	7
4. 使用許可の期間	7
5. 使用料の算定	8
5-1 根拠となる公有財産の価格	8
5-2 算定式	8
5-3 端数調整等	9
5-4 使用料の徴収回数	10
5-5 使用料の徴収時期	10
5-6 使用料の返還	10
6. 使用料の減免基準	10
6-1 減免の考え方	11
6-2 減免割合の決定	14
6-3 行政財産の特性を踏まえた個別の対応	14
7. 使用許可にかかる実費負担取扱基準	14
7-1 実費負担の取扱い	14
7-2 実費負担の範囲	15
8. 許可手続き	15
8-1 申込に対する処分に係る審査基準等の設定	15
8-2 処分に係る教示	16
8-3 許可に付すべき条件	16
8-4 許可の取り消し	17
9. 実施時期	17
10. その他	18
様式	19

1. 行政財産の使用許可の現状・課題


行政財産の使用許可とは、地方公共団体の公共または公共用に供されている施設を、その本来の用途または目的を妨げない限度で許可を受けて使用することをいいます。

行政財産については施設の設置目的や管理形態に違いがあるなど多種多様です。

その使用許可の事務については、全庁的に執行されていますが、使用許可の根拠となる条例、規則等において、使用料の算定基準や減免基準が具体的に示されていないため、各部局において案件ごとに個別に判断し事務処理が進められています。

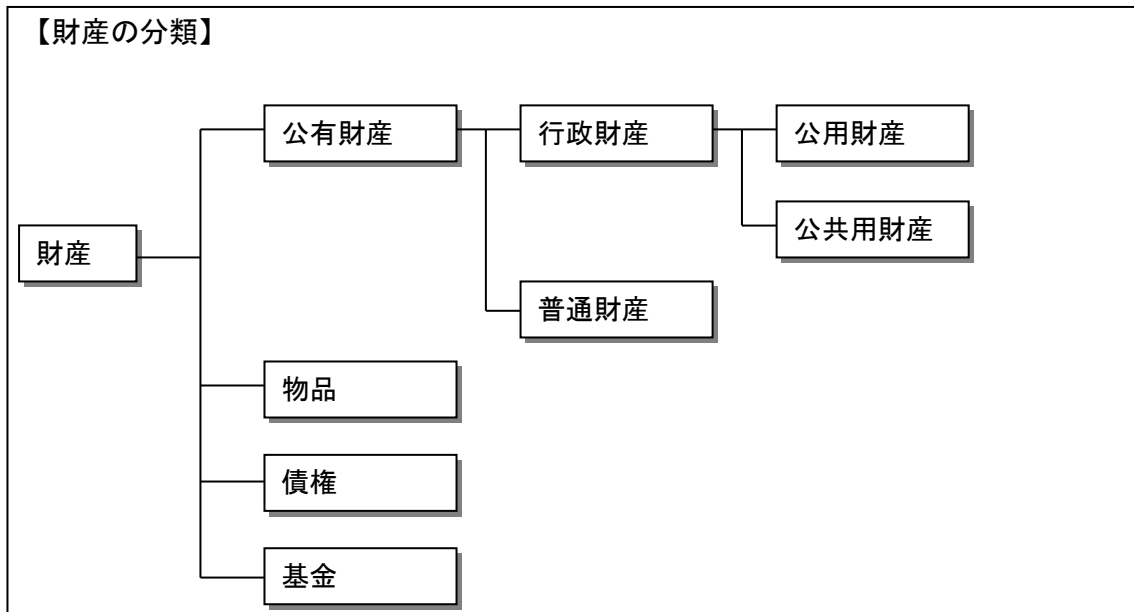
このことは事務処理をするうえにおいて非効率を招くおそれがあるだけでなく、なによりも、公有財産の管理・活用の適正化、受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保を図る観点から、厳正な処理が求められます。

○現状・課題

使用許可の意義	
行政財産の用途又は目的とは別に例外的に行政処分により使用を許可するもの ※借地借家法の適用外	
	
施設効用の向上・効率的利用	
現状	
■ 使用料の算定基準や減免基準が不明確 ■ 各部局において案件ごとに判断し設定	
課題	
市としての統一的な考え方の必要性	

1-1. 行政財産とは

地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産を公有財産といい、「行政財産」と「普通財産」に分類されます。「行政財産」は、地方公共団体が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とする「公用財産」と、市民の共同利用を目的とする「公共用財産」に分けられます。「普通財産」は、行政財産以外の公有財産をいい、行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものではありません。



1-2. 使用許可とは

行政財産は、本来の用途又は目的を妨げない限り、行政財産の効用を高めることや効率的利用の観点から、例外的に行政上の許可処分として使用させることが認められています。

【使用許可にかかる法的根拠】

使用許可の根拠

地方自治法
第 238 条の 4 第 7 項

財務規則
第 122 条第 1 項

使用料徴収の根拠

地方自治法
第 225 条

財産条例
第 8 条

使用料減免の根拠

財産条例
第 9 条

●地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

●地方自治法第 225 条

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

●財産条例第 8 条

行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合は、その財産の評価額、維持修繕に要する費用、その施設の火災保険料等を考慮し、かつ、収益性若しくは立地の条件その他の事情を考慮して市長又は教育委員会（以下次条において「財産管理者」という。）が定める使用料を徴収する。

●財産条例第 9 条

前条第 1 項の規定に基づき使用料を徴収する場合において、財産管理者が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

●財務規則第 122 条第 1 項

P5 参照

1-3. 使用許可と貸付けの考え方について

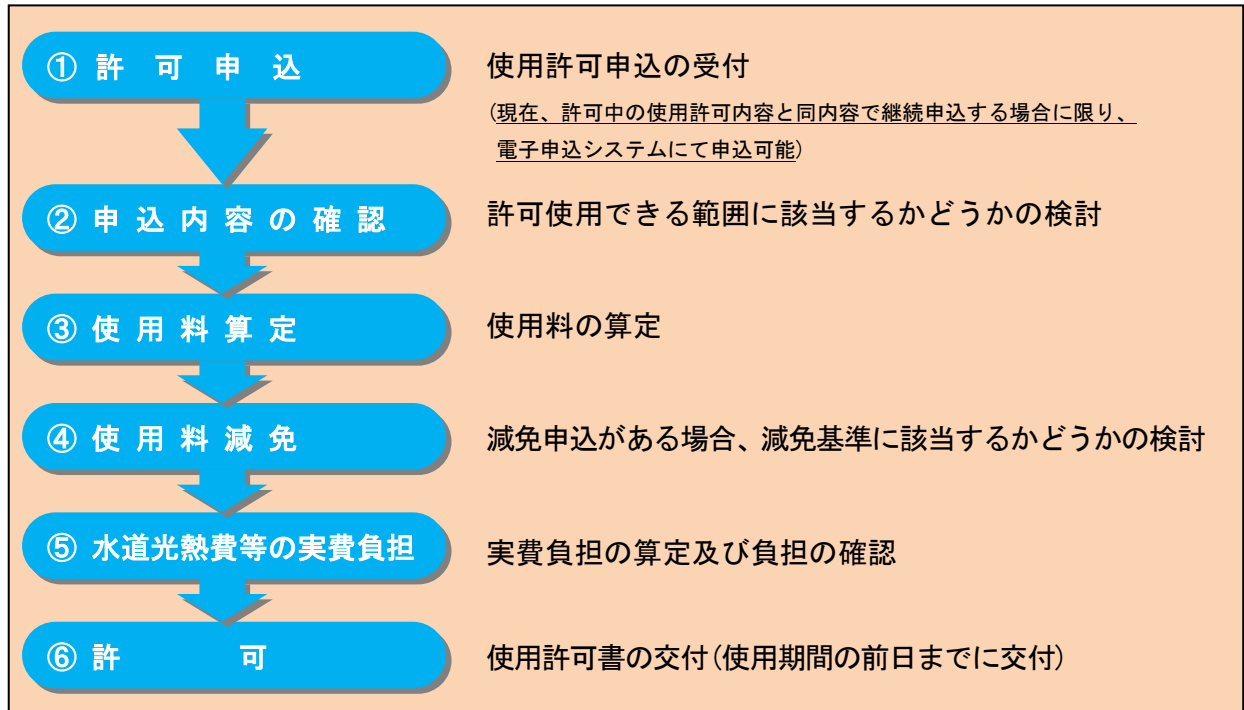
平成 18 年の地方自治法改正において、行政財産について民間の円滑な利用を推進するため貸付対象が拡大されましたが、これは、行政財産の有効活用を推進することが、ひいては財政収入の確保に資するとの基本的な考えに基づき行われたものです。（「行政財産を使用収益させる場合の取扱いの基準について」昭和 33 年 1 月 7 日蔵管第 1 号）本市においても、行政財産の貸付けについては国と同様の考え方を採用しています。つまり、行政財産の使用等をさせる手法としては行政処分である使用許可を基本としつつ、利用者に長期安定的な利用を認めることにより、歳入確保の効果が見込められる一定の場合については、貸付を行うことも可能としています。

具体的な貸付の対象としては、当面は使う予定がない（事業に着手しない）道路や施設などの用地を想定していますが、場合によっては施設の一部の貸付を行うケースもあり得るものと考えられます。

なお、建物の所有を目的として土地を使用させる場合、又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部又は大部分を使用させる場合においては、その使用の態様により、行政財産ではなく普通財産として処理することを適当と認める状態に至ることが予想されるので、その取扱いにあたっては、特に慎重を期す必要があります。

1-4. 使用許可事務の手続き

【使用許可事務の流れ】



使用許可にかかる事務は、行政財産の使用許可を受けようとする者からの許可申込を受け、申込内容を確認し、許可することができるか検討を行ったうえで、許可できる内容であれば使用料の算定を行います。

この際、許可申込と合わせて減免申込がある場合は、減免できるかどうかの検討を行います。

さらには、光熱水費などの実費負担についての確認を行い、最終的に使用許可を行うこととなります。

2. 使用許可事務に係る基本的な考え方

- 公有財産の管理・活用の適正化
- 受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保
- 事務の効率化

公有財産の管理・活用の適正化、受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保、事務の効率化を図る観点から、使用許可の範囲、使用料の算定および減免等、許可の期間の基準等を定めるものとします。

① 公有財産の管理・活用の適正化

使用許可の具体的な基準、使用料の積算根拠を明確にした算定方式、減免できる具体

的な基準など統一的なルールを定め透明性を確保するとともに、公有財産の適正な管理・活用を進めます。

② 受益者負担の明確化による公平性・公正性の確保

使用料の減免を行う場合、当該減免相当額については市民全体での負担ということになります。このため、行政財産の使用許可申込みを行う者（以下「使用者」という。）とそうでない者との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料の算定および減免の運用を行います。

③ 事務の効率化

使用許可事務にかかる統一的な考え方を定めることにより円滑かつ適正に事務処理を進めます。

なお、本基準等は財産条例に基づく行政財産の使用許可に係る事務に適用するものとし、道路法、河川法、都市公園法等他の関係法令等に基づく占用、法令に定めがあるもの、あるいは国等において使用料算定の考え方が示されているものに係る事務は対象外とします。

■自動販売機の設置にかかる考え方については、「市有財産における清涼飲料自動販売機の設置に係る基本的な考え方について」によるものとします。

3. 使用許可の範囲

■ 使用許可できる範囲及び使用許可の対象外の明確化

3-1. 使用許可基準

行政財産の使用については、財務規則第122条第1項において、次に掲げる場合に限り、行政財産の使用を許可することができるものとされています。

【財務規則に定める使用許可できる範囲】

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。

このなかで、第4号に「特にその必要がある」という規定があり、主管部課長に一定

の裁量が認められていますが、使用許可はあくまで例外的な取扱いという原則を踏まえ、やむを得ないものに限定します。

一方で、施設内に職員の通勤自動車や関係団体の活動用自動車など公用車以外の自動車の駐車を認めるときや、施設の特性や地域性などから施設ごと・案件ごとに個別に判断をしていく必要性もあるため、裁量の余地を除外し、使用許可の範囲を限定列挙するだけでは、施設の効用を高めたり、施設の有効活用を進めたりすることができません。

このため、ここでは、「特にその必要がある」と認められる事例を例示するものとします。

【「特にその必要がある」の例示】

- ①社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき
- ②市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき。（市が連携、協賛、後援する事業など）
- ③国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき。（信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など）
- ④本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき
- ⑤当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき
- ⑥地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び（財）豊中市職員厚生会（いずれも本市の職員で構成する団体に限る。）が事務等の用に供するため使用するとき
- ⑦広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき

3-2. 使用許可の対象外

次に掲げるものは、市の事務、事業の遂行のため市が当該施設を提供するので、この基準の対象外とします。ただし、これらの場合であっても使用許可事務に準じて使用の状況を記録・管理し明確にしておきます。

【対象外のもの】

- ① 指定金融機関の事務室（ただし、指定金融機関の業務のみを行う場合に限る。）
- ② 報道機関の記者室
- ③ 市有施設専用の電気、電気通信、水道、ガス等の設備
- ④ 市の事務、事業の一部を市以外の者に委託した場合において、それらの事務、事業を行うために必要な施設（ただし、契約書に施設を提供することが明記されており、かつ当該業務以外に当該施設を使用しない場合に限る。）

- ⑤ 清掃、警備、運送等の役務を市以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設（ただし、契約書に施設を提供することが明記されており、かつ当該業務以外に当該施設を使用しない場合に限る。）
- ⑥ 公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該施設の管理を行うために必要な施設（ただし、協定書等に施設を提供することが明記されており、かつ当該業務以外に当該施設を使用しない場合に限る。）
- ⑦ 工事請負契約の履行のため、請負業者が当該現場内に設置する工事現場事務所等
- ⑧ 市が申込者である公衆電話の設置及び市の要請による日本電信電話株式会社の公衆電話所の設置のため、使用するもの
- ⑨ 市の建築物によって生じた電波障害のため当該建築物に共同受信アンテナを設置するもの

3-3. 使用許可にあたっての留意点

使用許可するに当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させることとし、将来市の必要に応じてその使用を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態におくことを原則とします。

4. 使用許可の期間

■1年を超えて使用を許可することのできる場合を明確化

使用を許可することのできる期間については、原則として1年を超えることはできないこととされていますが、財務規則第122条第3項ただし書きにより、例外的に1年を超えることが許されています。3-1で使用許可できるもののうち、次の各号に掲げる例示を参考に1年を超えて許可するかを判断してください。また、この場合に使用させる期間は5年以内とし、期間の設定は使用の状況や双方の事務手続き上の効率性などを総合的に判断して決定してください。なお、更新する場合の期間は、1年を超えて設定した当初の許可期間を超えないものとします。

【1年を超える期間の使用許可ができる例示】

- ① 電気、ガス、上下水道、携帯電話等インフラ整備のために使用する場合
- ② 自治会、市民団体、子供会その他の主に市民によって構成される団体・組織等が、掲示板又は倉庫等簡易な工作物等を設置する場合
- ③ 豊中市、豊中市教育委員会その他の公共団体がその業務のために使用する場合
- ④ 防災・減災のために必要と認められる倉庫、防火水槽、広報機器等を設置し、又はこれらの用途に供する場合
- ⑤ 3-1の例示⑤の内、インフラ等に使用する場合
- ⑥ 市の事務事業と関連の深い事業を行う場合であって募集要項等により使用期間をあらかじめ提示している場合

※自販機については、市の事務事業と関連が深いとは言えないため、1年を超える許可は出せません。

※募集要項等の作成時点で基準所管課に合議してください。

5. 使用料の算定

■使用料は全市的な観点から統一的な算定式により算定

5-1. 根拠となる公有財産の価格

使用料を算定するにあたっての根拠となる行政財産の価格については当該行政財産の台帳価額とします。ただし、企業会計を採用する上下水道局、豊中病院については、固定資産台帳の価格等別に定める額を基礎とします。

また、上記価額によることができない、または適当でないと認められる場合は、財務部長と協議の上、近傍類地の価格等に比準して算定した価額によることができるものとします。

5-2. 算定式

次の算定式により算定したものを使用料の最低基準額とします。

【算定式】

種別	算定式（年額） <small>*端数処理については後述に基づき例示しています。</small>
土地	<p>法定外公共物管理条例別表の法定外公共物占用料金表を準用して算定する額を使用する。ただし、減免規定については準用しない。</p> <p>※市が借地している土地の場合は、当該土地の借地料単価をもとに算定（無償借地している場合は、所有者の意向を踏まえ対応）</p> <p>例：6.3㎡の土地を1年間使用する場合（占用使用料 @600/㎡×12カ月） *使用面積に1㎡未満の端数があるとき1㎡に切上げ @7,200円×7㎡=50,400円 年間50,400円の使用料となります。</p>
建物	<p>使用料の年あたり基準額については次の①、②、③の合計とします。</p> <p>① 建物の減価償却費（当該建物の取得価格（税込み）/耐用年数）×（使用許可面積/当該建物の延床面積）</p> <p>※ 減価償却費は、定額法を使用して毎年均等になるよう費用配分するものです。</p> <p>②火災その他の災害に係る保険料×（使用許可面積/当該建物の延床面積）</p> <p>③土地使用料相当額</p> <p>占用使用料×当該建物の建築面積×（使用許可面積/当該建物の延床面積）</p> <p>※市が借地している土地にある建物を使用させるときの土地使用料相当額は、当該土地の借地料単価をもとに算定（無償で借り受けている場合は、所有者の意向を踏まえ対応）</p> <p>例：2階建の建物のうち一部分（82㎡）を使用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物取得価格60,191,000円 ・耐用年数50年 ・使用面積82㎡ ・建物の建築面積102.2㎡ ・建物の延床面積200.2㎡ ・保険料2,300円

	<p>① $(60,191,000\text{円}/50\text{年}) \times (82\text{m}^2/200.2\text{m}^2) = 493,073\text{円}$ (円未満切捨て)</p> <p>② $2,300\text{円} \times (82\text{m}^2/200.2\text{m}^2) = 942\text{円}$ (円未満切捨て)</p> <p>③ $@7200\text{円} \times 102.2\text{m}^2 \times (82\text{m}^2/200.2\text{m}^2) = 301,393\text{円}$ (円未満切捨て)</p> <p>①+②+③=795,408円⇒795,400円 (100円以上の場合10円未満切捨て)</p> <p>$795,400 \times 1.10$ (消費税) =年間874,940円の使用料になります。</p>
壁面	<p>法定外公共物管理条例別表の法定外公共物占用料金表を準用して算定する額を使用する。ただし、減免規定については準用しない。</p> <p>例：3m²の壁面を広告物として1年間使用する場合 (広告物・その他のもの 占用使用料 @1,100円/m²・月、@11,000円/m²・年)</p> <p>* 使用面積に1 m²未満の端数があるとき1 m²に切上げ</p> <p>@11,000円×3m²=33,000円 年間33,000円の使用料となります。</p>

5-3. 端数調整等

① 使用期間の端数

ア. 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるとき
 年額の使用料×1/12=月額とします。

イ. 1月未満の端数があるとき

年額の使用料×1/365 (閏年は366日) =日額とします。

(ただし、壁面使用については、1月未満の端数は1月と見なします。)

② 使用料の端数

ア. 算定した使用料の額が100円未満であるとき
 使用料の最低額=100円とします。

イ. 100円を超える使用料の額に10円未満の端数があるとき
 10円未満の額は切り捨て処理とします。

③ 使用面積等の端数等の処理

ア. 使用面積が1 m²未満であるとき、又は使用面積に1 m²未満の端数があるとき
 1 m²に切上げ処理とします。

イ. 総延長が1 m未満であるとき、又は1 m未満の端数があるとき
 1 mに切上げ処理とします。

※使用許可書に記載する許可面積又は許可延長と算定の数値とは異なることとなります。

④ その他

建物及び使用期間が1月未満である土地の使用にかかる使用料の額は、上記で算定した額に、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する消費税及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税に相当する額を加算して得た額とします。

5-4. 使用料の徴収回数

許可期間が1年間以内の使用料は、原則として一括して徴収するものとします。許可期間が1年を超える場合は、年度ごとに一括して徴収します。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、使用料の分割納付を許可することができます。なお、分割納付を認める場合は、使用者に資料を徴求のうえ、使用料の分割納付手続きを行い、その理由等を文書により明らかにしておくものとします。

5-5. 使用料の徴収時期

使用料は、原則として使用開始前に徴収するものとします。

(例外)

区分	徴収時期
使用許可期間が会計年度当初から開始するとき	4月30日まで
使用者に緊急に行政財産を使用する必要性が生じた場合で、市が使用許可した日から使用開始日までの期間が短く、使用料徴収に係る事務手続き上、使用者に前納させることが困難であるとき	当該使用許可の日から30日以内の期限を定めて徴収
特別の事由があるとき ※特別の事由が生じた場合は、基準所管課に相談ください。	市との協議により定めた期限までに徴収

5-6. 使用料の返還

既納の使用料は、原則返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができます。

- ① 災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ② 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

(返還する額)

既納の使用料から使用許可期間のうち既に使用した期間に係る使用料を減じた額とします。

6. 使用料の減免基準

- 使用許可は原則として使用料を徴収
- 減免は例外措置
- 減免を行う場合は理由等を明確化

6-1. 減免の考え方

行政財産の使用に伴う使用料は原則として徴収するものとし、行政財産の使用料の減免については、使用料が行政財産の一部を使用させる対価であることを踏まえ、減免措置はあくまでも例外的なものとし、仮に減免する場合であっても、使用者を過度に優遇することなく、減免についても明確な理由のもとに行います。

行政財産の使用にかかる使用料は、その減免等について全市的な整合を図るため、使用料の具体的な算定基準および減免の基準について市としての統一的な考え方を定めるものとし、

減免は使用の目的及び使用者により判断するものとし、その基準は下記のとおりとします。

なお、減免を行う場合は、使用許可の手続きとは別に使用料の減免の手続きを行い、その理由等を文書により明らかにしておくものとします。

【減免基準 1】

※数値は減免できる最大値

分類 3-1使用許可範囲	第1分類	第2分類	第3分類
	●本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合	●市の事務・事業との密接な関連性を有する事業の用に直接使用する場合 ●公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合	●左記以外 ●営利収益目的
(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。	全額免除	50%減額	減免なし
(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。	全額免除	50%減額	減免なし
(4) ①社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4) ②市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき。(市が連携、協賛、後援する事業等)	全額免除	50%減額	減免なし

分類 3-1使用許可範囲	第1分類	第2分類	第3分類
	●本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合	●市の事務・事業との密接な関連性を有する事業の用に直接使用する場合 ●公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合	●左記以外 ●営利収益目的
(4)③国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき。(信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など)	全額免除	50%減額	減免なし
(4)④本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4)⑤当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4)⑥地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び(財)豊中市職員厚生会(いずれも本市の職員で構成する団体に限る。)が事務等の用に供するため使用するとき	全額免除	50%減額	減免なし
(4)⑦広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき	全額免除	50%減額	減免なし

【減免基準2】

使用区分	減免区分
(3)災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。	▲100%
(4)②市が自らの事務事業の遂行にあたり当該事業の用に使用することが必要不可欠なとき	▲100%
地震、火災、水害等の災害により許可使用の目的に制限を受けると認めるとき	被害の状況、程度等を勘案して減免
法令等により減免することが定められているとき	法令等の規定による

6-2. 減免割合の決定

減免基準に定める減免割合は、減免できる上限を示したもので、必ずしも減免基準に明記されている減免率にて減免しなければならないものではありません。

このため、使用料の減額割合については、使用目的の公共性、重要性、使用者の経営状況、使用に係る事業の収益性、市の事務事業に及ぼす効果等を勘案して決定するものとし、有償化できるものは有償化するものとしします。

6-3. 行政財産の特性を踏まえた個別の対応

① 事業予定地における対応

道路事業・街路事業などにより拡張予定のもので市が、買収済の空地を用地協力者などに使用許可する場合は、使用料を免除することができるものとしします。

② 障害者施設における障害者団体への対応

障害者施設における障害者団体への配慮など施設の特性に応じで減免基準をそのまま適用することに無理がある場合には、個々の事情を勘案しながら基準を大きく逸脱することのない範囲で個々に基準を設けることができるものとしします。

別に基準を定める場合は、あらかじめその基準を定め明確にしておくものとしします。

7. 使用許可にかかる実費負担取扱いの基準

■行政財産の使用に伴う光熱水費等の経費は使用者の実費負担

※光熱水費等の諸施設経費は、私法上の契約と捉えられるため、使用料とは別に徴収

7-1. 実費負担の取扱い

行政財産の使用に伴う電気代、電話料、上下水道料の光熱水費等は、使用者に負担させなければならない。なお、負担は市が使用者の使用した経費まで支払いした場合を想定したものであり、使用者が直接電気代等を電気事業者等に支払う場合はその分については実費負担を求めません。

7-2. 実費負担の範囲

① 実費負担

実費負担を求める経費の範囲は下記のとおりです。ただし、許可の形態により、使用者に負担させることが適当でないものおよび使用者が使用する実績のない経費は除くこととします。

経費区分	算定基礎
① 電気代・ガス代・上下水道代、電話代	実費
② 警備・清掃に要する経費	使用許可面積に応じて按分
③ 空調設備・電気及び機械設備・消防設備等の共用設備の各種メンテナンスに要する経費	使用許可面積に応じて按分

※使用許可部分の経費のみでなく、共用部分の経費(共益費)も含むものとします。

② 共用部分相当分の経費を徴収する対象施設

建物の使用許可を行っている全施設。ただし、以下の場合は除きます。

- ア. 施設(建物)全体を使用許可している場合。
- イ. 自動販売機・公衆電話等、単に動産が設置してある場合。
- ウ. 実質的に共用部分の利用がない場合(使用許可の面積内にトイレ等があり、出入口も別途設けられ、許可部分の経費を徴収している場合など)。

③ 実費負担を免除する場合

短期間(1件の期間が10日未満のもの)の使用許可に伴う場合

④ その他

使用者が電気、ガス、上下水道を使用することが想定される場合は、可能な限り使用者が直接電気、ガス、上下水道の供給者等との需給契約等を締結するようにします。

8. 許可手続き

■行政財産の使用許可手続きに伴う行政手続法等上の取り扱い

8-1. 申込に対する処分に係る審査基準等の設定

① 審査基準

行政財産の使用許可にかかる審査基準を定める必要があります。(審査基準の設定は「行政手続条例に定める審査基準等の設定について」を参照)

② 標準処理期間

使用許可申込に基づいて行う事務に係る標準処理期間(行政手続法第6条の標準処理期間をいう。)は、新規事案の場合は40日以内、継続事案の場合は30日以内とします。ただし、原則として、休日は当該期間算入しないものとし、許可申込書の不備その他の理由により申込人に対し照会するために要した期間、審査のために必要な料金を追加することとなった場合に要した期間についても算入しないものとします。

(注) ここでいう「休日」は、豊中市の休日を定める条例(平成元年条例第15号)第2条第1項に規定する市の休日をいう。

8-2. 処分に係る教示

使用許可、使用許可の取消等を行う場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に規定する教示をしなければなりません。ただし、使用許可の内容が使用許可の申込の内容と同一である場合にあっては、省略することができます。

【教示の文例】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

8-3. 許可に付すべき条件

使用許可に当っては、当該使用許可の目的、使用形態、施設の特性等を考慮して、必要に応じた条件を付すものとします。

【基本的な条件】

- (1) 既納の使用料は市が特に必要と認める場合を除き還付しないこと。
- (2) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用物件を使用すること。
- (3) 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担すること。
- (4) 使用物件は、市が指定する用途以外に使用することはできないこと。
- (5) 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
- (6) 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供しないこと。
- (7) 使用者は、この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償すること。
- (8) 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある

こと。

①使用者が、本許可条件に違反したとき。

②市において、使用物件を必要とするとき。

- (9) 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、市長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還すること。(特に市長が承認したときは除く。)
- (10) 使用者が前項の義務を履行しないときは、市は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができること。
- (11) 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。(前項の規定により使用物件を原状に回復した場合を除く。)
- (12) 使用者は、許可条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならないこと。
- (13) 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、市はその損失を補償しないこと。
- (14) 使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用については、市に請求することができないこと。
- (15) 市は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができること。
- (16) 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理すること。
- (17) 本条件に関して疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、市の決定するところによること。
- (18) 使用物件の使用にあたっては、利用者の利用に支障のないようにすること。

8-4. 許可の取り消し

使用許可をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき当該許可を取り消すものとします。

なお、許可を取り消す場合は理由を付して書面で通知するものとします。

- (1) 本市において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用者が暴力団構成員又は暴力団構成員と密接な関係にある者と認められたとき

9. 実施時期

平成24年(2012年)11月1日以降

10. その他

この基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別な事由があるときは、その特別の事由を明確（事後公表）にするとともに、財務部長の合議を経て各部長（教育委員会にあっては教育委員会事務局長）の専決により別の取扱いをすることができることとします。また、他の要綱等に別の定めがある場合は、当該要綱等によるものとします。

なお、現行使用料より著しく高額になるときは、現行使用料の概ね倍程度を改定上限とし、定期的な検証結果を踏まえ段階的に改定するものとします。

参考

行政財産使用許可申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者住所
氏名

次のとおり行政財産を使用したいので許可されるよう申し込みます。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用目的
3. 使用方法
4. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 参考事項
6. 添附書類 関係図面

行政財産使用料減額・免除申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者住所

氏名

次の行政財産の使用について使用料の減額・免除を受けたいので申し込みます。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 減額・免除申込の理由

行政財産使用料分割納付申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者住所

氏名

次の行政財産の使用について使用料の分割納付を希望しますので申し込みます。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積

2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 分割納付の理由

4. 納付予定

回数	納付金額	納付予定日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
計	円	

豊〇〇 第 号
年 (年) 月 日

行政財産使用許可書

申込者
住 所
氏 名 様

豊中市長 (市長名を記入の上、公印を押印)

年 月 日付をもって申込のあった行政財産を使用することについては、下記の条件を付して許可します。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用目的
3. 使用方法
4. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 使用料 円 (既納の使用料は還付しません。)
6. 使用料納入期限
7. 許可条件 別紙のとおり

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可条件

- 第1条 既納の使用料は市が特に必要と認める場合を除き、還付しません。
- 第2条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用物件を使用しなければなりません。
- 第3条 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければなりません。
- 第4条 使用物件は、市が指定する用途以外に使用することはできません。
- 2 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければなりません。
- 第5条 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- 第6条 使用者は、この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければならないものとします。
- 第7条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。
- (1) 使用者が、許可条件に違反したとき。
- (2) 市において、使用を許可した物件を必要とするとき。
- 第8条 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、市長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、特に市長が承認したときは、使用を許可した物件を原状に回復する必要はありません。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができるものとします。
- 第9条 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、前条の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならないものとします。
- 第10条 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、市は、その損失を補償しません。
- 第11条 使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用については、市に請求することができません。
- 第12条 市は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができるものとします。

第13条 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理しなければなりません。

第14条 使用物件の使用にあたっては、利用者の利用に支障のないようにしなければなりません。

第15条以降

安全管理上特に配慮が必要な場合や財産管理者が必要と求める事項など施設特有の条件を必要に応じて付してください。

第●条 本条件に関して疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、市の決定するところによるものとします。

豊〇〇 第 号
年 (年) 月 日

行政財産使用料減免許可書

申込者
住 所
氏 名 様

豊中市長 (市長名を記入の上、公印を押印)

年 月 日付で申込のあった行政財産使用料の減免について下記のとおり許可します。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積
2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 使用料 円 (減免後)
4. 減免割合 %減免

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

豊〇〇 第 号
年 (年) 月 日

行政財産使用料分割納付許可書

申込者
住 所
氏 名 様

豊中市長 (市長名を記入の上、公印を押印)

年 月 日付で申込のあった行政財産使用料の分割納付について下記のとおり許可します。

記

1. 使用行政財産 所在地
施設名
使用部分
使用面積

2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 使用料納入期限

回 数	納 付 金 額	納 付 期 限
	円	年 月 日
	円	年 月 日
計	円	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成 24 年 (2012 年)	1 1 月	策定
平成 26 年 (2014 年)	1 月	改正
平成 27 年 (2015 年)	1 1 月	改正
平成 28 年 (2016 年)	4 月	改正
平成 29 年 (2017 年)	6 月	改正
平成 30 年 (2018 年)	4 月	改正
平成 31 年 (2019 年)	3 月	改正
令和 3 年 (2021 年)	4 月	改正
令和 4 年 (2022 年)	1 0 月	改正